



Regional Studies

地域研究

2016年3月

No. **17**



目 次

Contents

〈論 文〉

- 鈴木 陽 子：「献身的」な囲い込みに抗う入所者の闘争
—心会事件にみるハンセン病療養所の人々のそれぞれの主体性—…………… 1
SUZUKI Youko, Resistance Against the Dedication that Confined Hansen's
Disease Patients in the Sanatorium.
—The Subjectivity of each Group in the Relieving Sanatorium in Okinawa—
- 江 洲 幸 治：米国の沖縄統治下における立法院活動の一考察について
—米国民政府の拒否権について—…………… 21
ESU Yukiharu, A consideration about the activities of the Legislative
Assembly of the Government of the Ryukyu Islands under the US ruled Okinawa
—On the veto power of the Government of the United States—

〈研究ノート〉

- 盛 口 満：琉球列島の里山の多様性の解明にむけて…………… 47
—徳之島の有用植物の報告から—
MORIGUCHI Mitsuru, For elucidate, diversity of Satoyama at Ryukyu Archipelago
—From report of useful plants in Tokuno-shima Island—

〈調査報告〉

- ディリープ・チャンドララル・後藤 亜樹：
スリランカバルンガラ村水道設備設置に関する背景調査及びワークショップ…………… 73
Dileep CHANDRALAL, GOTO Aki, A Survey Report of Water Supply Project
in Balungala Village, Sri Lanka

「献身的」な囲い込みに抗う入所者の闘争
——一心会事件にみるハンセン病療養所の人々のそれぞれの主体性——

鈴木陽子*

Resistance Against the Dedication that Confined Hansen's
Disease Patients in the Sanatorium.
—The Subjectivity of each Group in the Relieving Sanatorium in Okinawa—

SUZUKI Youko

要旨

沖縄に設立されたハンセン病療養所、国頭愛楽園で、開園時に収容された患者が起こした事件を、入所者2集団と献身的な職員のそれぞれの主体性が絡み合ったものとしてとらえ、事件をめぐる、それぞれの集団の主体的な行動と集団間の関係を入所者の証言、園機関誌などから分析する。

要約

本稿は、沖縄に設立されたハンセン病療養所、国頭愛楽園（以下、愛楽園）開園時に収容された患者が起こした事件を、園内の3集団それぞれの主体性が絡み合ったものとしてとらえ、事件をめぐる、それぞれの集団の主体的な行動と集団間の関係を入所者の証言、園機関誌などから分析する。1938年に設立された愛楽園は患者自身が安心して暮らせる居場所を求めて設立した療養所を前身とし、献身的に職員は働いた。それにもかかわらず、1940年、開園時に収容された患者たちは、一心会事件とよばれる組織的なストライキを起こした。

結果、一心会を中心とする闘争では、療養所を求めた患者集団、献身的であろうとした職員集団、収容された患者集団がそれぞれに主体的に行動していたことが明らかになった。療養所の設立を求めて動いた患者集団は職員とともにより良い療養所を目指したが、それは入所者を抑圧し、管理することにもなった。これに対し、開園時に収容された患者集団は抵抗をしたが、隔離政策下、排除が過酷になる集落へ追放された。各集団の主体性の背後には、差別と抑圧の重層的な構造があることがあぶりだされ、その中で、3集団それぞれの、肯定的に生きることを求めた行動が絡み合ったことが考察された。

キーワード：ハンセン病 愛楽園 一心会事件 それぞれの主体性 献身

Keywords: Hansen's disease, Airakuen, subjectivity of each group, resistance, dedication

* 沖縄大学地域研究所特別研究員、沖縄愛楽園交流会館研究員

1 目的と方法

1.1 目的

本稿は、ハンセン病患者自身の手によって設立された国頭愛楽園（以下愛楽園¹）の創立期に、入所者が起こした一心会事件に焦点を当て、愛楽園入所者が、職員が献身的に働いた愛楽園に何を求め、どのような動きをしたのかを明らかにする。

愛楽園は、青木恵哉²をリーダーとする患者たちが安住の地としての療養所を求め、戦前の無癩県運動の担い手である日本MTL、沖縄MTL³の支援を得て設立された、「沖縄MTL相談所」を前身としている。1938年11月10日の開園式当時、愛楽園には、設立以前から療養所設立に力を尽くした患者集団と献身的に患者に振る舞う職員集団、それと開園に合わせて収容された患者集団がいた。隔離政策下では、患者の収容は健康者をハンセン病から守ると同時に患者を住民の迫害から守る「救癩」とされた。

一心会事件は、1938年10月に行われた収容時から続く、入所者の日常的な不満とそこに起因する事件を背景に、1940年、「入所者全体の意見を主張することのできる組織」（国立療養所沖縄愛楽園入所者自治会 1989：99-102）を目指して組織された一心会によって引き起こされた。一心会事件は、直接的には入所者舎長選挙をめぐる不満を原因とする組織的ストライキと会長の追放処分、入園者の対立の激化をさすが、本稿では、食事に対する不満の現れの単発的なストライキや男女関係の規制強化に反対する投石事件を含め、一心会事件までの一連の事柄を、1938年10月の収容時から続く入所者の不満の噴出が、組織化され展開されたものとして、一心会事件に繋がる闘争と位置付ける。

1.2 研究方法

本稿は、創立期の愛楽園で過ごした入所者2集団と、入所者に献身的に振る舞う職員集団が、それぞれに肯定的生きることを目指した行動を「それぞれの主体性」の現れとし、一心会事件をその主体性が絡み合ったものとして、入所者2集団と同じように職員の主体的な行為を考える。そして職員の献身的な振る舞いを隔離政策下の職員の主体性の表れとする。従って、本稿の職員の献身的行為や隔離政策下の「救癩」に対する考察は、歴史学の立場からハンセン病問題を論じる藤野豊が言及する、家族主義的な園運営によって、入所者の主体的な生き方を否定し、隔離を強化したとする（藤野 2006）加害—被害の関係から論じるものとは異なる立場をとる。一方、入所者の行為を「それぞれの主体性」の現れとする本稿は、蘭由岐子や坂田勝彦らの、被害としてではない入所者の生活の実相を入所者の語りから描く研究（蘭 2004、坂田 2012）に連なる一面はあるが、本稿は療養所の人々が差別抑圧の構造の中で生きることそのものに踏み込み、入所者が語る職員の行為の、それぞれの入所者集団にとっての意味を考察する。また、本稿が職員の主体性の現れとする献身的な行為の概念は、下村英視の研究に依拠する。下村は職員の献身的な行為を、人の合理的理性に基づく認識・判断と善意から導き出されたものとして思索する。下村は、隔離に携わった人々の善意や正

義が人間存在そのものを見失わせてしまうと、正義としての献身的行為が加害的行為になることを論じている。

一般的に「主体性」が自己を規制し、制約する事柄を超える自由に基づく概念として使われるのに対して、本稿で使用する「それぞれの主体性」は隔離政策の拠点である愛楽園で、それぞれの集団の人々が肯定的に生きようとした行為として現れるものとする。これは入所者を一元的に受動的な被害者として、加害—被害の関係性からみるのではなく、それぞれの状況下で自発的な行為をする主体とみることである。自由を奪われ閉ざされた愛楽園社会の中で、人々は自発的に行動し、今ここに生きる場を持った。日本化が強化された沖縄という、日本と沖縄の関係の枠組みにおける、社会から閉ざされた愛楽園という小さな社会での、それぞれが選ぶとる自発的な行為は、小さな社会の中で相互に影響を与えた。本稿は、この重層的な抑圧構造にあって、それぞれに異なる枠組みの下で、相互に関係しながら自発的な行為者として暮らす人々の行動を考察する⁴。そこでの事柄は、同じ閉ざされた社会に暮らす集団がそれぞれに肯定的に生きようとする自発的な行動が絡み合う場として現れる。その場には献身的であろうとする職員集団、療養所設立に力を尽くした人々を中心とする「感謝組」と呼ばれる入所者集団、排除の場に暮すものとして求められた規範を超えようとする「不平組」と呼ばれる入所者がいた。入所者2集団は時々混ざり合いもした。本稿は一心会事件を、3集団の「それぞれの主体性」のあり方が絡み合ったものとして考察する。

1.3 調査方法

本稿では、一心会事件の背景である愛楽園開園時に入所した人々の状況を、筆者が2013年から2015年にかけて行った入所者の聞き取りから分析する。聞き取りは、開園式前から開園後3年の間に入所し、当時の愛楽園の状況を語ることのできる6名の語りから、入所時の事柄を選択した。

また、入所者自治会が発行した50年史や証言集の記述は、編集者の手が入った語りではあるが、自治会50周年誌『命ひたすら 療養50年史』（国立療養所沖縄愛楽園入所者自治会 1989）の一心会事件についての記述は、事件時に入所していた人が担当し執筆したものであること、また、『沖縄県ハンセン病証言集 沖縄愛楽園編』（沖縄愛楽園自治会 2007）は、編纂の基となる聞き取りの録音記録をも参考にすることで、入所者が語った事柄として分析の対象とする。同様に、「日本ハンセン病児問題史研究 [II]」『埼玉大学紀要 教育学部（教育科学）』48（2）とともに、1953年発行の『愛楽誌』2（開園15周年記念号）に掲載された、入所者自治会主催の対談記録を、愛楽園開園当時の入所者一心会事件の主要人物と目される人々の語りの記録として分析する。

また、一心会事件の一方の当事者である園職員が、事件につながる患者入所等を、どのように見ていたかは、園が毎年作成する年報と開園前から毎月発行された園機関紙『済井出』に書かれた職員や職員に近い入所者記事を分析の対象とする。この外、1938年2月から記録

される入所者動態記録から入所・除籍のデータを用いて入所者の生活状況を分析する。

本稿は、まず、1938年10月の収容時の愛楽園の状況を明らかにする。次に10月に行われた収容がどのようなものであったかを分析し、愛楽園に関わる集団間の関係と、一心会事件が起こる背景を明らかにする。その後、入所者間の対立と「一心会事件」を概観し、「救癩」と位置付けられていた場で、それぞれの集団の主体性がどのように絡まりあったかを考察する。

2 国頭愛楽園創立期の収容状況

2.1 療養所設立に動いた患者集団と日本MTLの相互依存

1927年来沖し、ハンセン病患者の居場所を伝道して歩き始めた青木は、1935年には、本部半島屋部の患者の住まいを活動拠点にした。その支援のために沖縄MTLが結成され⁵、那覇の患者が青木のもとに送り込まれた。青木は患者を集め、そこで修養会を開いていた。この様子を新聞は「らい救護所設置計画」と書き、地元の人々を慌てさせた。集落では、他集落の患者は物乞いに来ることがあっても、集落到居着くことはなかった。それにもかかわらず、青木ら他所の患者が集落到集まり、その様子は療養所が設置されると報道されたのである。地元の人々の反対運動は療養所を設置する県にはなく、患者たちに直接向い、患者が集まる隔離小屋は燃やされ、他集落の患者たちは退去を言い渡された⁶。そこに、林文雄医師が現れた。林は光田⁷を敬愛する敬虔なキリスト教徒であり、燃やされた小屋の前に立つ患者たちのあり様を、「沖縄の癩—この暴虐を座視せんや」と日本MTL長島支部パンフレットに書いた。ハンセン病患者の惨状を、沖縄の住民からの迫害と書き、日本の人々に地元住民から迫害を受ける「沖縄の癩者を救え」と訴えた⁸（林 1935）。

ここに患者を迫害する沖縄の住民とその患者を救う日本MTLという構図ができる。全国的な無癩県運動下の療養所は、国民をハンセン病から守る役割の外に、迫害する住民から患者を守る役割が大きく出てきた。迫害する住民から「癩者」を救えと療養所建設のために寄付が集められ、三井報恩会が呼応した。全国の患者収容を可能にするための療養所建設計画に沖縄は即座に組み込まれ、収容施設が寄付された。1937年、青木ら患者40名は、自分たちで手に入れた土地⁹に建物を建て、沖縄MTL相談所が開所した。青木たちは日本MTLの訴えによって日本の人々の同情を得、キリスト教徒たちに守られて安住の地である療養所を手に入れたのである。

その年、県議会は沖縄MTL相談所隣接地に療養所を新設することを決定し、すぐに起工した¹⁰。1938年、林と同様、光田を敬愛する敬虔なキリスト教徒である塩沼英之助と宮川量が、それぞれ愛楽園の園長と事務長として就任した¹¹。さらに日本MTLの主要メンバーである三上千代が看護婦長、松田ナミが医官として任命され、沖縄出身の上原信雄も歯科医師として関わる事になった。いずれも熱心なキリスト教徒である。

沖縄MTL相談所に入所した40名は、1938年2月、療養所に移管され、塩沼は入園者作業規定を定めた。1938年年報には入所者作業は「治療上の効果及び私経済上に及ぼす影響等重

要なる機能は見通すべからざるものあり」と記され、園運営に必要なほとんどの作業を患者自身が行うとし、作業慰労金を規定した。重傷者や不自由者の看護、付き添いや調理や配食も「患者これに従事」と定め、患者相互扶助の組織を作った（国頭愛楽園 1939）。これは療養所運営に必要とされる経費を抑えるために作られたが、青木ら入所者にとっては、自分たちの行動と齟齬を生じるものではない¹²。患者たちは入所前から、それぞれの病状を補い合いあって生きてきた（青木 1972）。

1938年9月、宮川は、機関紙『済井出』創刊号に「沖縄の振興は救癪より」と題して、患者収容を人々に訴えた。

収容については…（中略）…どこの患者でも早く入れた方が勝ちとなる、収容人数は二百五十名であるから、ど一かこのチャンスを利用せられ早く病者を本園に送り込む様、入所勧誘に万全の方法を講ぜられん事を特に地方町村の方々に希望する次第である。今自分の手許につぎのような票を作っている。既に愛楽園に収容せるものと今現に自宅にある者との比較表である。（自宅にいる者の数字はせいとかく（ママ）なものでないが大體を知りうるにすぎん）（国頭愛楽園 1938a：9）。

宮川は、定員はわずかだ、早い者勝ちだと世論をあおり、町村ごとの入所、非入所の病者数を一覧にし、町村に「無癪」を目指して競わせた。他の道府県が競う無癪県運動を「沖縄県」内で行い、沖縄での無癪県運動を推進した。また、創刊号には入所者の代表として青木の感想文も掲載された¹³。

私等は健康な人々のような働きはせふと思ってもできません。然し、立派な此の愛楽園の中において謹み深く従順に清い生活をして多くの病友の為に平和なよき住居を造り度いと思ひます。これが私等病者として御皇室に対し奉りまた祖国に報ひ奉る唯一の道であるとかんがへるものであります。（国頭愛楽園 1938a：3）

この5年間、青木たちはテントや小屋を襲撃され、追われてきた（青木 1972）。その状況を日本MTLが人々の同情に訴え、患者たちの安住の場としての療養所が実現した。さらにこの日本MTLに大きく関わる人々が愛楽園の園長以下主要ポストに就いた。青木にとっては、同じキリスト教徒というだけでなく、住民の迫害から自分たちを守ってくれた日本MTLが、引き続き自分たち患者を保護してくれることになった。日本MTLにとっても、沖縄の迫害されてきた患者たちを自分たちの手で救う「救癪」の実現である。青木にとって日本MTLが進める無癪県運動は患者を救うことに他ならない。だからこそ、青木は入所者たちが謹み深く従順に、「平和なよき住居」を作ることを、患者のあるべき唯一の姿だと述べた¹⁴。塩沼が定めた作業規定はそのためのルールである。たとえば作業慰労金が「一般社会の

10分の1程度だとしても、金を持たずに入所した人にとっては唯一の収入¹⁵」になった。愛楽園では「救癩」の具現化を目指すMTL関係者と、人々の同情を集めたMTLの庇護を求める青木ら入所者が、互いを必要としていた。

愛楽園の入所者「相互扶助」組織は、塩沼が敬愛する光田が西表視察後に書いた復命書の「癩村経営計画」と同じである。光田は復命書で療養所に家族的団結を求めた後、入所者が療養所で新家庭を作ることをすすめた（内務省衛生局 1918）。

一定ノ条件ノ下ニ結合セシメ此レヲシテ新家庭ヲ作ラシメントス若シ夫レ妊孕分娩等ノ如キハ女子ノ病勢ヲシテ益進行セシメ産マレタル兒童ニハ感染ノ危険大ナレバ結婚スヘキ男子ハ豫メ輸精管切除術ニヨリ女子は「エツキス光線」ノ放射ニヨリ妊娠ヲ未然ニ防カサルヘカラス

愛楽園でも、光田と同様に、断種と引きかえの婚姻を認めた。療養所の家族主義について、愛生園の事務官四谷義之は「職員と患者を以て家族の構成員と見做し、園長を推して家長と仰ぎ」、「園内の平和は愛に依って保障」されているとした。職員は「兄姉の情をもって」患者である「弟妹を誘導啓発することに専念」し、「患者は職員を目して親とし、兄姉として敬愛し信頼する。家族の一員として不法なる要求もしなければ、同様家族の一員たる職員を困らせやうとはしない（四谷 1932）。」と述べた。

塩沼は1939年1月1日の拝賀式後、入園者総代に青木を据え、MTL相談所当初から入所している人たちを中心に副総代、各舎の正副舎長、各作業部の正副主任、学園教師、青年団長等を任命した。各作業部に入所者を作業員として位置づけ、一つの組織体制を作り上げた（国頭愛楽園 1944）。塩沼は、職員を指導者とし、設立当初の入所者をリーダーに、家族主義的な組織を構想した¹⁶。このあり方に、一心会事件は異を唱えたのである。

2.2 国頭愛楽園開園前の収容による入所

それでは、愛楽園開園に向けて行われた患者収容はどのようなものであり、入所した人々はどのように過ごすことになったのだろうか。まず、収容に先立って行われた患家訪問と入所時の状況を明らかにしたい。

開園前から愛楽園の医師達は巡査に案内されて患家を訪問し、検診をした。『済井出』創刊号及び同年の年報によれば、愛楽園の医師たちは1938年6月23日～7月6日に69戸の患家訪問に出かけ、そのうち54名をハンセン病と診断した（国頭愛楽園慰安会 1938a：6）。さらに11月1日発行の『済井出』3号には、松浦警察部長の進言に従って10月1日から開始した患者収容について書かれている。宮川の記事によれば、10月1日からの収容計画は「先づ首都を潔めることとなり、一日は那覇、首里、二日は名護、三日は羽地五日は直接申込者を収容すること」にしたが、防空演習と重なったため那覇、首里の収容日程は10月の7日、8

日に変更された。9月29日には「豫て打ち合わせた手配に随い職員、病友合同して収容演習なるもの」を行い、予定地域の収容を実行した。10月2日の名護から始まるこの収容では、7日には那覇署管内から43名が収容され、8日の首里署管内からは50名が収容された。園長塩沼は同号の1面に「皆勇躍して入所した」と書くが、事務長宮川は那覇・首里の収容には強制が必要な状況だったと書いた。患者収容は癩予防法を法的根拠に、ハンセン病患者は家にいるべきではなく療養所に入所すべきであるとされたが、愛楽園に収容できる人数は定員250名と限られており、そもそもすべての患者の収容には対応できなかった。そのため、患者収容は一番に「首都を潔める」ことを目的とし、その他は愛楽園が所在する羽地と名護と濃厚地とされた離島で行われた。患者収容は園と警察の協力の下に行われ、10月7日に行われた那覇市と隣接する地域での収容では警察の強制力を使わねばならなかった。翌日の首里での収容でも同様の混乱が予想されたため、急遽、愛楽園から応援が駆け付けた。また、一挙に患者を収容することで生じる混乱状態に対応するために、愛楽園では療養所設立に動いた患者たちが園職員とともに立ち働いた。この収容によって入所者は10月10日には230名となり、10月末の八重山収容で72名が収容され、愛楽園は開園当初から定員を大きく超過した(国頭愛楽園慰安会1938b：9)。

愛楽園近くの集落出身で、10月5日に入所した女性Sは、この時の患家訪問と入所について次のように語った。Sは発症してから3年間、母親に守られて家に籠っていたが、青木が入所を勧める訪問を何度か受けた後、患家訪問に来た塩沼一行に「入れて下さいとお願いした」¹⁷。

開園前に、塩沼園長、松田先生、三上婦長が巡査に連れられてきたんです。看護婦の知念芳子さんを通訳にして。出てらっしゃいと言われて部屋を出たら、巡査と愛楽園のお医者さんたちがずらっと並んでいて、もう本当に怖かったですよ。青木先生が来たときは、「病気の人がいると聞いたから訪ねて来た」と言うだけだったから部屋に籠って出ていかなかったけれど、愛楽園からは、収容のために来たんだから、出ないわけにいかないから、部屋を出たんです。区長さんから、愛楽園のお医者さんが来ることは伝えられていたんです。

私はその時、足が垂足になっていて、手の指も曲がりだしていたんです。塩沼先生は私が部屋を出た姿を見て、間違いなくこの病気だからって、収容が始まるからいらっしゃいって言われたんです。この病気は本当にひどく嫌われていましたからね。隣近所、家の前を通るときは鼻と口を押えて走っていくし、近所の子どもたちも外に伸びた家の木の枝が体に触ったと言って、大騒ぎして通っていくし。弟も嫌われて学校で一緒に並ぶ子もいなかったんです。私がいたら近所付き合いもできないから、「入れて下さい」とお願いしたんです。

愛楽園で働いていた看護師は「患者のいる家の住所を目指して、医者と一緒に検診に行った」と述べ¹⁸、患家訪問の中心人物でもあった松田ナミ医官は、患家に配慮して村はずれに車を停めて家を訪ねた時のことを次のように書いた。

何処から集まって来たか十人近くの村童等が降りしきる雨も厭はず車を取り囲んで居た。今度の検診中何処へ行ってもすぐに群れてきた子供達は、実に無邪気な邪魔者であった。出来るだけ秘に尋ねたい計画がこはされて、患家に迷惑をかけた事であらうと思はれる（松田ナミ 1939：2）。

松田が「患家に迷惑をかけた事であらう」と語る状況について、患家訪問後に収容された入所者は「私ที่บ้านにいたとき隣近所とも、交際もよかったが、園の職員が四五名で、乗り込んで検診して以来、隣近所からは嫌われる、巡査には追い回される、非道い目にあいましたよ（沖縄愛楽園 1953）」と語った。帯剣した巡査¹⁹が愛楽園からの検診一行をつれてくる患家訪問は患者本人を震え上がらせるだけでなく、近隣の人々にハンセン病が「恐ろしい伝染病」であることを実感させた。患家訪問を受けたために、近隣の人にとっては患者が愛楽園に行かないことも、愛楽園から帰宅することも許しがたいことになったのである。患家訪問は愛楽園入所者が定員を超え、入所希望を断る状況になっても行われた。穏やかに集落で暮らしていた患者も家にいることが困難になり、愛楽園に居場所を求めるしかなくなった。また同時に、集落で暮らす家族にとっても、患者が家にいることは近隣の反応を覚悟しなければならないことになった。

このような状況を避けるため、患者や家族は検診や収容の前に愛楽園に入所することを望んだ。入所時のことを語る少なくない人が「自分は収容じゃない²⁰」と強調する。家族が検診・収容の情報を得て²¹、あるいは徴兵検査を控えて²²、公衆の面前で病気を指摘され収容される前に、自ら入所した。「収容は家族に迷惑がかかるから²³」と、収容されたと噂的になって家族に迷惑が掛かることがないように「入所を希望」した。家族が近隣・親族から過酷に排除される状況が、自ら希望して入所することを強いた。

1939年に16歳で入所した男性H²⁴も、父親が役場に勤めていたために、事前に収容が行われると情報を得ることができ、収容の前に「自分で」入所した。Hは指が曲がる症状が目立つようになったために家の裏座に籠ることになった。「その時から親も兄弟も自分の名前すら口にしなくなって、家族の中で僕は存在しないことになった」と語る生活を送った後、海岸の隔離小屋で一年間過ごした。彼は二度と一般社会で暮らすことはないと思いを定めて、開園間もない愛楽園に入所した。

Hは入所後の生活を「ここはみんな同じ病者で、もう人を怖がらなくて良くて、解放されたと思った」と一大家族主義を実行する塩沼園長ら職員に「救われた」と感謝する。一方、「だけどね、希望が持てないわけ」と社会と隔絶された療養所で、与えられた生活をする閉

塞感について語る。彼は支払われた作業慰労金を手に²⁵、夕方守衛の目を逃れて園を抜け出し、真っ暗な夜道を名護まで歩いてそばを食べに行った。逃走がばれないかとびくつきながらも、民家の灯りに、家の人はどうしているのかと思いをめぐらせた。「籠の鳥が逃げ出したようなもの」と語りながら、希望が持てない状況を「だから、ばくちに走った」と話す。入所後の状況について、先述のSも職員への感謝を込めて話す。

ここに来たら看護婦さんやお医者さんが肩を抱きかかえて『もう心配しなくていいから、もう安心だから』と言うでしょ。(村では) 本当に嫌われた病気だったから。私自身もひどく嫌っていたんです。それが体を近づけて手や足を触って包帯巻いて、こんなにしてくれるんだと驚きました²⁶。

そして、Sは同時期に入所した人々との語らいの中で安堵感を得たことを語る。ここで語られる男性入所者たちが「一心会事件」の実働メンバーになった。彼女は「皆若くて元気ですからね」と繰り返す。そして、収容に強制力が働いた那覇や首里からの入所者について「学校の先生や県庁の人達もいて、こんな人たちもいるんだと思いましたよ。この人達がリーダーになって、皆を率いたんです」と話した。

若い元気な男の人が大勢いましたからね。みんな寂しがって女の人のところに話をしたくて来るんですよ。最初はそんなのが怖くて、男の人たちが来たら逃げたりしていたんですよ。でも、次第次第にね、病者同士、自分の村ではああった、こうだったと話しているのを聞いて、ああ、自分だけじゃあなかったんだと思いました。それで、だんだんと自分も気が大きくなってね。

そんなしているうちに、だんだんと気の合った人同士、一緒になっていったんです。職員が見回りをしてね。男の人が隠れてるんじゃないかって、女の人のところの押入れを探して回ってたんですよ。みんな若くて元気ですからね。結婚となると男の人みんな断種されて。追い回されて。自分で結婚するから断種してくださいという人もいたけど。女の人は妊娠したら墮胎されて。どうしても生みたいという人は家に行って生んで、戻ってきた人もいましたね。それはできましたね²⁷。

家に戻って子どもを産むことが簡単にできたわけではない。ハンセン病患者は集落にいる者ではなく療養所にいるべき者になっている。さらに病気の人の子は病気になると思い込まされてもきた。家に逃げ出したものの療養所にそのまま戻らねばならない人もいた。

二人がともに語る感謝や安堵は、療養所の外の過酷な状況の表れである。療養所の外では経験したことのない、献身的な振る舞いをする職員への感謝を語る入所者は少なくない。しかし、感謝し安堵したからといって、排除されている状況は変わらない。切り離された家族

への思いを断ち切ることはできない。また、これまでの人間関係を断たれ、閉ざされた場で与えられた生活をする閉塞感を解消するものでもない。職員への感謝を語りながら「当時は医者言うことは天皇陛下の言うことと同じ。やりなさいと言われたら、やらないわけにはいかない²⁸」とも語る。入所者は感謝の念を持つだけでなく従順であることも求められた。

3 入所者を囲い込む「献身」

3.1 強制収容の責任者はだれか

開園前の収容で入所した人には、一家の働き手だった人も少なくなかった。その多くは、残された家族の困窮を心配し、愛楽園に入所を強いた強制収容の責任者が園長なのか、警察部長なのかという疑問を強く持った（清水 1999：76）。それは、家族援護保障の責任は誰にあるのかという疑問である。家族と切り離され不満を持つ彼らは、救われたと園に対して「感謝²⁹」を言い、園に従順で入所者の指導的な役割を担っているMTL相談所以来の設立メンバーを「感謝組」と呼び、不満を募らせた。彼らは「不平組」として「感謝組」に対抗した。学園教師として子どもたちに関わってきた男性Nは、迫害され、海岸や山中、家の裏座に隠れ住んでいた人にとっては、療養所は別天地という一面はあったとしながら、収容の責任者の追求について次のように語っている。

責任者は誰であるのかと入所者たちは知りたかったのです。ことに八重山群島から強制収容された方々は、今まで平安に故郷で暮らしていたのに、遙か南の離島から故郷を離れて沖縄本島に連れてこられたわけですから、強制収容をした警察にたいする呪詛は大変なものがあったのです。…（中略）…家族にも隣人にも迷惑をかけず、周囲からも理解されて平和に生活していた患者に対しても、強制的に犯罪人のように有無を言わずに収容し、家族援護などがどうなっているかさえも知らされない患者たちにとっては、家族の安否への不安、故郷恋しさは募るばかりでした。（清水 1999：76-77）

1939年、「不平組」のT³⁰は、開園時の収容の指揮者であった沖縄県の警察部長松浦が愛楽園に視察に来ると知り、質問の原稿を用意した³¹。視察当日、Tに頼まれて隣に座ったNによると、Tは次のように行動した。園長が警察部長の紹介をし、警察部長が挨拶をしようとした時、Tは立ち上がり「警察部長に質問があります」と原稿を読み上げた。Tは「今度の収容の責任は誰にあるのか」と切り出し、一家の柱である主人もトラックに荷物のように押し込められて収容され、残された家族は明日の生活にも困っていると次のように訴えた。

その家族の世話は、一体誰が責任を持ってやるべきでしょうか。私たちは、国民の血の浄化のために入園させられたのであって、いわば、今、国家滅亡の時、異境の戦線で戦っている軍人と同じく、国家国民の血の浄化のためにこの療養所で病気と闘っている

のです。天皇陛下から見れば、国益を守るため、故郷を離れ、妻子と別れて、戦線で戦っている兵士もまた、国民の血の浄化のために故郷を離れ、妻子と別れてこの療養所に来て闘病生活をしている私たちも、同じく陛下の赤子であると思うのです。しかるに、出征兵士の家族援護はなされているのに、私たちの家族援護がなされていないのは何故でしょうか（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会 1989：97-103）。

Tの質問は「もしかしたら陛下の御心に曇りがあるのでしょうか（清水 1999：76）」と締めくくられた。この訴えに松浦は一言も触れず、塩沼も無視をした。しかし、数日後、私服警官が2名ほど来園し、図書室やTの身元調査などをしていったといわれている。（清水 1999：76）その後、Tは1939年6月30日、7月1日の2度にわたって酒気を帯びて園長に家族援護を訴えようとしたのをきっかけに7月1日退園処分を受けた（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会 1989：159）。

入所者の自治会が所蔵する『入園者人名簿（旧）³²』の入所記録には、収容が始まる1938年10月1日から開園式前日の11月9日までに269名の入所の記載がある。この名簿には入所日の右隣に除籍日の欄があり、除籍の日付と除籍理由が書かれた。除籍理由は療養所内で亡くなった「死亡」の外に、「逃走」「退園」「非癩」の記述がある。「逃走」が入所者の園外抜け出しであるのに対して、「退所」は園が行った罰則としての追放処分である。開園式までの一か月強の間に入所した269名のうち、一心会事件が収束したと考えられる1940年までの2年間ほどに「逃走」「退園」した人数は73名を数える。その内訳は「逃走」が46名、「退園」が27名である。「逃走」には、妊娠し出産のため家に戻った人も含まれた。罰則としての「退園」についてSは「（療養所の）外にいるのが限界になる頃戻すんです³³」と話す。収容された者はもはや帰るべき家はない。近隣の人々にとっては、帰宅することはありえない事態である。「退園」は自分がいてはならない場で暮らすことを強いる罰である。

7月1日に退園処分を受けたTも「退園」と記載された。彼は3か月後に帰園を許され、1939年9月27日に再び入所した。

3.2 一心会結成の背景

Tの帰園後、家族援護、食事の改善、恋愛の自由を訴えて一心会が組織され、Tは会長になった。本節では、一心会を組織する背景として、会結成以前の入所者の要求行動を明らかにする。

2.2の記述で明らかのように、1938年10月の収容では若くて元気な人が多くいた。当時の治療の場としての愛楽園について、Nは次のように語っている。

いったい、療養所とは、病気を治す病院なのか、刑務所か何かの収容所のように自由のない、束縛された生活の場所なのか、病気というても、ハンセン病は、ベッドに寝る

ような病気でもない。治療といっても大風子油注射を腕か臀部に打つだけです。外科治療をする人は包帯、ガーゼを交換するだけです。病棟でベッド生活をするのは腎臓病、結核、心臓病など一般内科の病気で病棟に入院するのであって、それも入園患者の5%が医者や看護婦の世話をうけるのでした（清水 1999）。

ハンセン病を患ってはいても、多くの人が医者の治療を受けず元気である³⁴。効果的な治療薬がないというだけでなく、多くの人にとって愛楽園は、患者作業を強いるが、医者の治療を受けることのない、束縛される生活の場である。実際、「入所」は「収容」と言われた（国頭愛楽園慰安会 1938-40）。

彼らは日々の食事の単調さにも不満を大きくした。Nによると、開園当初の食事は、量も多くひもじさは感じなかったが、献立に変化はなく、食事の楽しみは少しもなかった。そして「次第に味噌や野菜に粗末なものが出るだけになり、昼はソーメンばかりを食べさせられるので、食事に不満が出て、患者たちは作業をストライキする」こともあった。

ストライキ中は炊事作業もとまるし、朝礼にでるのは少年・少女だけ。でも、付き添い作業と看護婦助手の治療作業と学園の授業だけは休まなかったのです。

こうして、入園患者たちは不平不満がたまると、ときどきストライキをして爆発することもありましたが、職員側は患者が「騒ぎそうだな」と思ったら、「少しご馳走をつくって、食事の量を多くすれば患者はおとなしくなる」と、入園患者の操縦はお手のものであったのです（清水 1999：78）。

食べ物への不満は、時々食事改善を求める単発的、突発的なストライキとなって爆発を見せた。このストライキの経験が一心会結成後には、組織的な行動として展開されることになった。

入所者の不満は園職員だけではなく入所者にも向かった。既に述べたように、収容された入所者は若くて元気な人が大勢いる。彼らは語らいを通して恋愛感情を持つようになるが、園長は訓話のたびに男女の規律を厳しく言い、職員は厳しく見回りをして、断種や墮胎を迫った。1940年1月、Nは大人達とは別に少女舎を建てたいと園長に提案するが、園は少女寮の建設には触れず、男女の風紀と飲酒を問題にして入園者に自粛を迫った。一心会の若者たちはNが男女を厳しく取り締まれと園長に提案したと理解し、彼が宿泊していたMTL記念館を囲んで投石を行った³⁵。「恋愛の自由」の要求は3.1で述べた家族援護の要求と同じように、入所者にとって大きな要求だった。

3.3 一心会事件の概要

既述したように、療養所設立メンバーである入所者と開園式前に収容された入所者の状況

は異なる。本節では両者の対立を背景の一つとする「一心会事件」を概観し、次節で入所者集団それぞれの主体的な行動と職員「献身」的行為について考察したい。

帰園したTは、入所者の要望の園への進言と、「不平組」と「感謝組」の対立の解消を目指して、入所者全員を集めて「一心会」を組織した³⁶。Tは「職員の言いなりにばかりになっていると、座布団のようにぺしゃんこにされてしまう。我々は生きている人間だ」と訴え、一心会の会長になった。Tが新たに発表した「一心会」の幹部には、青木ら「感謝組」は入らなかった（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会 1989）。

塩沼が作った制度でも、各舎の舎長を通して、入所者の要求を園に伝えることはできた。しかし、総代を筆頭に入所者の要職は「感謝組」が任命され、舎長も「感謝組」が任命された。Tは「感謝組」が舎長のままでは園の言いなりだと、「一心会」幹部を舎長にすることを試みた。さらに、内務省宛に出征兵士の家族と同じように入所者家族の援護を求める陳情書を送った。園内から出される郵便物は全て消毒されたが、Tは消毒される園を通さず名護郵便局から投函させ、次いで、Tは付き添い、治療手伝い、学園授業以外の患者作業のストライキに入るよう伝えた。その翌朝、いつもは入所者も職員も皆で行うラジオ体操や朝礼に大人たちはわずかしきおらず、炊事場にも職員しかいなかった。一心会会長の指令による組織的なストライキが実行されたのである。Tはストライキを主導した扇動の罪で退園処分を受けた（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会 1989）。Tの再入所日「昭和14年9月27日」の隣の除籍欄には「昭和15年6月6日」と記載される。理由はまたしても「退園」である。

次の文は、1953年に発行された『愛楽誌』2号に掲載された入所者座談会記事において、T自身が退園処分を語ったものである。

（家族の）生活が苦しいから、いくら改善してくださいとお願いしても、埒があかないので、内務省に陳情したのです、内容は軍人遺家族は援護されているのに、一家の柱が強制収容されて、家族の生活が困っている。援護してほしいと陳情したら、軍人遺族と癩家族を比較するとは怪しからんと理由で家へ帰されました。（沖縄愛楽園 1953：72）

Tは座談会で「家に帰ってから、待遇は良くなったと聞きましたが、オートバイや三輪車で、特高が度々訪ねてきたのには閉口しました（沖縄愛楽園 1953：72）」と語る。ハンセン病患者が療養所に行くのは、兵士の出征と同じ国を守ることだとされた。兵士が安心して戦地に赴けるよう出征兵士の家族援護は重視され、青年学校では出征兵士の出た家の田畑の耕作が課せられ、遺家族への援護も行われた³⁷。しかし、収容されたハンセン病患者家族への援護はなく、同じと言われた出征兵士と療養所入所者の家族を対比することは「怪しからん」とされた。1年前に警察部長に家族援護を訴え身辺調査を受けたTは、入所者を扇動した一心会のリーダーとして特高の監視下に置かれた³⁸。

この事態に、「感謝組」の代表者青木は、一心会の行動は社会の批判を受け人々の同情を

失うことになり、それは入所者の不幸であると、一心会を批判した（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会 1989）。人々の同情を得て療養所を手に入れた青木にとって、入所者が人々の同情を失うことは療養所存立の危機である。社会の批判を受ける行動は慎まなければならない。また、園外に追放されたTからも「一心会の活動は警察が監視している。幹部は自重せよ」と忠告が伝えられた。さらに園長はリーダーを失った一心会に「おれの首を取るか一心会を解散するか」と迫った（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会 1989）。退所処分された会長は特高の監視下に置かれ、園内の一心会も警察に監視された。無癩県運動の中、患家訪問を受け収容された入所者は、人々からは近隣にいるべきではない、愛楽園にいるべき者と認識されている。園を追放され、特高に見回られるTは、集落の人々にとっては「恐ろしい伝染病者」である上に「恐ろしい社会主義者」となった。愛楽園にいたことが強制されたものとしても、園からの追放は解放ではない。収容は社会に戻る場を奪ったのである。一心会の運動は影を潜めた。Tは2年後、家を訪ねてきた塩沼園長に園に戻してほしいと懇願し許されたと言っている（沖縄愛楽 1953：52）。疲労困憊したTが愛楽園に3度めの入所をしたのは1942年「昭和17年3月20日」である。

これらの出来事について、昭和十三年、十四年年報は「一部の者は強制的に収容されたり」と「自暴自棄に陥り扇動的行為に出でんとするものなしとせず之が慰撫牽制には最も苦心を要するところなり」と、一心会の動きに悩まされたことを記した。しかし、「大多数は嘗て受けし陰惨なる天地より解放せられ旭日を浴び嬉々として療養にいそしみつつあり」と記し、「非常時意識漸次徹底し自肅自戒の兆しあらわれたり」と入所者たちは「銃後国民の赤誠を披歴しつつ」とまとめた（国頭愛楽園 1939,1940）。そこには、園に不満を持ち抵抗をしたために逃走・退所として除籍となっている人が、開園時に収容した人の1/4にも上ることについての言及はない。

3.4 一心会事件における入所者の、「献身」との相互依存と依存からの脱却の試み

本節では、一心会事件に関わるそれぞれの集団の行動を支える肯定感と不満、さらに集団間の関係から、職員の献身的な行動と2つの入所者集団の行動との絡み合いがどのような構造を持ったのかを考察する。

2.1で述べたように、園長塩沼は、献身的な職員と相互に扶助し合う患者が作る一大家族として、愛楽園を構想した。この構想は園長を家長とし、収容された患者が家族への思いを断ち、新たに患者間の関係を作ることを前提とする一大家族としての患者相互扶助組織である。この、入所者を家族の一員として互いに助け合う構図は、国民を天皇の赤子とする教えに連なり、入所者たちが過ごしてきた家や地域の構図と変わらない。職員の入所者への献身は、「救癩」の場とされた愛楽園においての善意に導かれた行為である。ここで、まず、職員の振る舞いである献身的行為が成り立つ前提について考えたい。

入所者は社会から隔絶された閉じた空間で、「ハンセン病患者」として別の人格となって

生き直すことを求められた。患者が家族との関係を切ることは、家族にとって望ましいと考えられた。ハンセン病を患った者の存在を否定する無癩県運動の中で療養所ができれば、患者の多くは家や集落の中に居場所をなくし、家族も親族や集落から排除される状況を過ごした。2.2で述べたように、患者の多くは療養所以外に居場所がなかった。たとえ、療養所への入所が強いられたものであったとしても「ここはみんな同じ病者で、もう人を怖がらなくて良くて、解放された」と思った。職員の献身は、「救癩」の場としての療養所が社会から断絶されているところで成り立ったのである。

また、「ここは人を怖がらなくても良い」との表現が、患者が療養所の外で過酷に排除されていることを表すように、職員の「献身的な行い」は、入所者の療養所の外の家族や人々とのつながりが過酷な状況であることを前提にしている。そして、入所者が怖がらなくて良い場所にいることは安堵ではあるが、自分の存在が肯定されていることではない。否定される者として国の政策に従っていることの承認である。その場で行われる、目の前に接する職員の具体的な献身に、入所者は感謝した。職員の献身は入所者が感謝することで肯定される。献身は入所者の感謝無くしては成り立たない。そして、職員の献身は従順な入所者である限りにおいて、入所者を守った。このような前提を持つ、職員の入所者への献身は、一方で、社会を守るという「救癩」を目的とする行為として評価され、肯定された。

次に、「希望が持てない」状況にあった入所者は、どのように自己肯定感を持つことが可能だったのかを考えたい。愛楽園でも集落と同様に、戦意高揚を訴える訓話があった。入所者たちは小学校、青年学校等々で、強い兵隊になること、強い兵隊を産み育てることを繰り返し聞かされてきた。愛楽園でも、園長塩沼や慰問者が繰り返し語る時局の訓話は「銃後」の支えを語った（国頭愛楽園慰安会 1943）。地元集落ではハンセン病を患う自分は兵力・生産力を害する「伝染病者」として、周囲の眼差しにおびえながら話を聞くことになったが、愛楽園に入所した者として聞けば、自分も国のために家を離れて戦っている「自己犠牲の勇者」として肯定的に聞くことができた。

また、園外では認められない労働力を発揮することも、園内では、国に負担をかけないために自分の働きが必要とされ、肯定された。入所者は国のために働いているという、園外と同じ基準の評価のもとに、自己肯定感を手にすることができた。なにより、自ら一般社会から離れて入所するという自己犠牲は、自分が家族を守っていることになる。入所者は自己犠牲のもとに自らを肯定するほかなかった。

ハンセン病患者自身が「排除」を積極的に生きることが、軍事力、生産力を持つ者を守り、国力を強化することになるという、国家の一員として役に立っているという自己犠牲的な肯定感は、排除される場で生きる入所者に対する職員の献身的な行為を肯定し、強化させた。療養所内の家族主義的な愛や、職員の献身的な愛は、相互に依存する入所者、職員それぞれの自発的なあり方として現れた。療養所に求められた、職員の入所者に対する献身と入所者の自己犠牲的な肯定感は、人との繋がりを園の外へと広げ深めることを否定し、相互に依存

する両者のなかで自己完結した。そして、この相互依存の関係は療養所が社会と断たれた「排除」される場にあり、入所者が人と繋がる具体的な人として、今、ここに生きている存在者であることを見えなくさせた。

一方、一心会が求めたことは食事の改善以外に家族援護と恋愛の自由である。働き手として家を支えてきた人は、自分が収容された後の困窮する家族を心配し、家族の様子を見に園を抜け出した人も少なくない³⁹。園内の生活の中で、家族を思い、心配して家族援護を望むことは、入所者にとっては家族との繋がりが継続していることを意味している。また、外の社会との関係を断つことを求められる一方で、入所者は療養所内で新たな人間関係を築いていくことが求められた。現実には、若くて元気な人が多い入所者たちの恋愛は、同じ患者同士が語り合う安堵感や家族恋しさから多く芽生え、子どもも身ごもった。しかし、療養所で生まれた恋愛関係は監視され、断種や墮胎が行われた。多くの場合、現実には子どもを産み育てることは困難だったが、子どもが生まれれば、療養所を超えて集落で暮らす家族に繋がるはずだった。「不平組」の多くは家族を思い、人との繋がりを維持し、広げていくことを望んだ。

また、別の側面からみれば、園内から逃走することはもちろん、園による処分として入所者を退園させることも、入所者が家族、集落と繋がる枠組みの中のできごとである。この枠組みは職員の献身が前提とする構図の裏返しである。退園処分は、職員の献身が前提とする排除が、より過酷になる集落の家族のもとで、献身の恩恵にあずからない者として暮らすことになった。

一心会事件における「不平組」といわれる入所者の行動は、職員の献身が前提とする枠組みとは異なる。「不平組」は、職員の献身との相互依存の関係の中で生きる「感謝組」の行動に対抗し、人と繋がる者としての人生を否定されていることに対して闘ったといえる。

4 まとめ

療養所を求めた患者自身の動きは、集落で過酷に排除されることになった患者のより良い療養所を目指し、献身的な職員との相互依存関係を持った。この相互依存は、MTLと患者の、支援と感謝の相互依存の継続である。MTLは「沖縄の癪者を救え」「この暴虐を座視せんや」と訴え、患者に対する人々の排除を同情に変換し、さらにその同情をMTLが患者への支援へと変換させた。そして患者たちは、排除を同情・支援に変えたこのMTLに感謝をした。しかし、このより良い療養所を目指す人々の行為は、沖縄での患者収容を強化し、職員が担う隔離政策下、入所者に対する抑圧に加担することにもなった。

一心会事件は、この継続する相互依存の枠組みに対抗し、排除を「同情」「家族・国家を守る」に変換して肯定する、排除の枠組みに対抗した。「不平組」入所者たちは家族との繋がりを維持し、広げようとする枠組みから抵抗した。しかし、入所者が抵抗する行為は、収容前の集落以上に過酷な排除の状況へと、追放をもたらした。入所者たちは愛楽園で国のために役立つという、自己犠牲的な行動で自己肯定感を持つしかなかった。そこでは、職員の善意に

導かれた入所者への献身は、入所者の管理を担うことになった。

また、全国的な無癩県運動の中で発せられた「沖縄の癩者を救え」のスローガンは、沖縄のハンセン病患者と集落の人々に対する、日本からの視線を基にした枠組みの現れである。背後に沖縄と日本間の支配服従関係がある。沖縄の療養所はその設立期から継続して、重層的な抑圧構造にあった。愛楽園創立期の入所者2集団と職員集団は、戦時体制が強化されていく状況下で、それぞれが目指す肯定的に生きることを求め、自発的な行動をした。これらは差別抑圧が折り重なる場で行われたのである。

なお、愛楽園自治会は翼賛会自治会を経て、戦後、愛楽園の復興・運営主体としての自治会に変化していくが、一心会との関係は、今後の検討課題である。

[注]

- 1 愛楽園はハンセン病患者自身が1937年に開所した沖縄MTL相談所を前身とし、1938年、県に移管され「国頭愛楽園」となった。41年に国に移管され、52年に沖縄愛楽園となった。
- 2 青木は沖縄の患者に伝道するために熊本県の回春病院長ハンナ・リデルから派遣された。彼がリーダーとなって愛楽園は設立された。
- 3 日本MTLはハンセン病の権威者で、患者の完全隔離を主張する光田健輔の力添えで1925年に組織されたキリスト者の組織であり、ハンセン病患者の完全隔離を目指す無癩県運動を担った。沖縄MTLは1935年に設立され、青木の活動を支援した。
- 4 本稿で使う「それぞれの主体性」は、ポストコロニアリズムのスピヴァクが用いた「エージェンシー」に倣い、制約下で行われる能動的な選択行為とする。この見方をする事で、入所者を一元的に受動的な被害者として加害—被害の関係からみることなく、集団間の関係の重層的な構造を考察することが可能になる。
- 5 青木は患者たちが混乱するとして、他宗派が布教しないことを条件にした。(服部団次郎 1979)
- 6 集落内の患者は立ち退かなくてよい、住まいを作ると言われた。(青木 1972)
- 7 光田健輔。日本のハンセン病隔離政策の中心的存在。1914年に全生園院長に就任し、1915年、園内で結婚を認める代わりに断種を行う。1931年、国立長島愛生園の初代園長に就任し、戦後も完全隔離を主張し続けた。
- 8 林は無癩県運動においてハンセン病患者が自覚すべきことを述べる。(林 1932)
- 9 青木は療養所設立のために、3,000坪の土地を地元の患者名義で購入していた。
- 10 第55回沖縄県会 (1937年11月27日開会)
- 11 塩沼、宮川は林とともに、光田が園長を務めた全生病院で全生5人男と呼ばれ、後、愛生園に転任した。塩沼は敬愛園の医務課長になっていた。
- 12 必ずしも青木の思いと一致はしない。青木は男女の分離を事務長となる宮川に要望した。(宮川 1938)

- 13 楓御下賜の御沙汰が長い間迫害に苦しんだ病者に非常な喜びと感激をもたらしたとして書かれた。
- 14 療養所外で暮らす患者が療養所に進んで入所するように、入所者が務めることは、林が訴えてきた「癩を救う3つの力」の中の「患者の自覚」である。(林 1932)
- 15 2013年7月Hさんから聞き取り。90才
- 16 これは光田が、全生園から連れて来た患者を愛生園のリーダーに据えたのと同じである
- 17 2014年2月Sさんから聞き取り。97才
- 18 川平ツル『北品川通信』録音テープより愛楽園職員による患家訪問は開園後、定員を超過し入所を断っている状況下でも続けられた。
- 19 巡査は制服着用、帯剣が義務付けられていた。(沖縄県警察史編纂委員会 1990)
- 20 2013年7月Hさん90歳(同注15)、2013年7月Gさん89歳、2013年9月Kさん90歳他
- 21 2013年7月Hさん聞き取り(同注15)
- 22 2013年8月Gさん聞き取り89歳(同注20)
- 23 2013年8月Hさん聞き取り(同注15) 2014年4月Mさん聞き取り、2014年2月Rさん聞き取り
- 24 2013年7月Hさん聞き取り(同注15)
- 25 園内の通貨が通帳管理されていたともいわれる時期だが(沖縄愛楽園自治会 2007年)、現金で受け取ったと話す。
- 26 2014年4月Sさん聞き取り(同注17)
- 27 2015年4月Sさん聞き取り。女性たちの動きについて、療養所が完全な男社会で、男性の集まりに女性はいかなかったと、女性たちが「一心会事件」とは距離があったことを話す。
- 28 2013年8月Hさん聞き取り(同注15)
- 29 青木は、ハンセン病罹患者の最大の不幸を「癩者と名前をつけられると共に、希望を失う、理想の世界から絶縁されること」だと述べ、それに対し、MTLの支援が患者たちに希望を持つことを可能にすることに「感謝」と述べている。(国頭愛楽園慰安会1938c:5)
- 30 Tは名護の収容の1938年10月3日に入所した。追放後も名護に住んだ。師範学校を卒業し学校の教師をしている時にハンセン病を発症し、人里離れたところで妻子と暮っていた。
- 31 警察部長などが視察に来ると、入園者は全員公会堂に集められ、慰問の挨拶を聞いた。
- 32 1938年2年から1961年11月までの入所記録
- 33 2015年4月Sさん聞き取り(同注27)
- 34 しかし、強制された1944年の防空壕壕堀で多くの人が手足を悪くした。
- 35 この投石の原因は話を「勘違いした」ためとされたが、恋愛関係を持つ若い男女と同じ空間で子どもが暮すことを好ましくないと考えた結論の、少女専用宿舎建築の提案である(清水1999)。あながち勘違いではない。
- 36 この中には入所者の1/3を占める女性は入っていない。(同注27)
- 37 2013年8月Gさん聞き取り。(同注20)
- 38 1932年、大阪の外島保養院で、日本プロレタリア癩者解放同盟の結成が進められた時には特高

が乗り込み、1934年、室戸台風で壊滅した外島保養院の入所者は全国の療養所に分散収容され、外島保養院の自治的な様子が他の療養所に伝わった。1938年に栗生楽泉園に作られた特別病室には、待遇改善を訴え、園に反抗的とされた人々が全国から「草津送り」にされ、収監された。（邑久光明園入所者自治会 1989）

39 抜け出したことが発覚すれば監禁室に入れられた。

[参考文献]

- 青木恵哉 渡辺信二編, 1972, 『選ばれた島』新教出版社
- 蘭由岐子, 2004, 『「病いの経験」を聞き取る ハンセン病者のライフヒストリー』皓星社
- 藤野豊, 2001, 『「いのち」の近代史』かもがわ出版
- 服部団次郎, 1979, 『沖縄から筑豊へ その谷に棟を建てよ』葦書房
- 林文雄, 1932, 「癩を救う3つの柱」『長島開拓』長島愛生園慰安会
- 林文雄, 1935, 「沖縄の癩—この暴虐を座視せんや」『見よこの悲惨事 救いを待つ沖縄の癩者』日本MTL長島支部
- 国頭愛楽園, 1939, 『昭和十三年年報』
- , 1944, 『昭和十八年年報』
- 国頭愛楽園慰安会, 1938, 『済井出』第1巻1号、第3号、第4号
- 国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会, 1989, 『命ひたすら 療養50年史』
- 松田ナミ, 1939, 「病友を訪ねて」『済井出第2巻10号・11号・12号合併号』
- 宮川量, 1938, 『長島ヨリ沖縄二』沖縄愛楽園自治会所蔵
- 内務省衛生局, 1918, 『岡山県及び台湾出張復命書 秘1918年6月』
- 日本MTL, 1925-1929 『日本MTL』1-28
- 沖縄愛楽園, 1952, 『愛楽誌』創刊
- , 1953, 『愛楽誌』2 開園15周年記念号
- 沖縄愛楽園自治会, 2007, 『沖縄県ハンセン病証言集 沖縄編』
- 愛楽園自治会所蔵, 入園者人名簿(旧)
- 沖縄県警察史編さん委員会編集, 1990, 『沖縄警察史第1巻』警察本部
- 邑久光明園入園者自治会編, 1989, 『風と海の中—邑久光明園入園者80年の歩み』日本文教出版
- 坂田勝彦, 2012, 『ハンセン病者の生活史 隔離経験を生きるということ』青弓社
- 清水寛, 1999, 「日本ハンセン病児問題史研究〔Ⅱ〕」『埼玉大学紀要』第49巻1号埼玉大学教育学部(教育科学)
- 下村英視, 2013, 2014, 「沖縄のハンセン病問題Ⅰ・Ⅱ」『沖縄大学地域研究紀要』15.16
- 多磨全生園患者自治会, 1979, 『俱会一処』一光社
- 山城善光, 1975, 『山原の火』沖縄タイムス
- 四谷義行, 1932, 「愛生園の家族主義」『長島開拓』長島愛生園慰安会

米国の沖縄統治下における立法院活動の一考察について —米国民政府の拒否権について—

江 洲 幸 治*

A consideration about the activities of the Legislative Assembly of the Government of the Ryukyu Islands under the US ruled Okinawa —On the veto power of the Government of the United States—

ESU Yukiharu

要 旨

米国統治下の沖縄で大きな制約を受けていた自治の拡大や基本的人権をはじめとする権利の獲得や擁護の実現において、主として「琉球列島米国民政府」(USCAR: United States Civil Administration of the Ryukyu Islands)の「拒否権」を検討することにより、立法院が果たした役割とその意義について、明らかにしていく。

要 約

本稿は、戦後の米国統治下時代の特に「琉球列島米国民政府」(USCAR: United States Civil Administration of the Ryukyu Islands)の統治下において、琉球政府の議会(立法院)として設置された立法院の概要や活動について考察するとともに、米国統治下の沖縄での自治拡大や基本的人権をはじめとする権利の獲得や擁護の実現において、立法院が果たした役割とその意義について考える。

具体的には、自治権の拡大と人権の獲得という戦後沖縄の根本的な問題に着目して、戦後の沖縄社会に立法院の果たした役割と意義について、議会活動や民衆意識、社会動向等の視点から考察を試みるが、本稿では、その手始めとして、特に米側の拒否権に注目する。

立法院の立法や立法案等の中でも、米国統治の下、自治権拡大や人権擁護について関連した立法案等に注目しつつ、特に米側に拒否された事案について考察していく。それによって、軍事基地の機能保持を目的とする米国の沖縄統治の実態と立法院との関係を浮き彫りにし、米国統治下の沖縄での自治拡大や基本的人権をはじめとする権利の獲得や擁護の実現において、立法院が果たした役割とその意義について考えていく。

* 早稲田大学政治経済学術院公共経営大学院博士後期課程
沖縄大学地域研究所特別研究員

Abstract

This paper attempts to study the outlines and the activities of the Legislative Assembly established as the assembly of the Ryukyu government (The Legislature) during the post-war period when the islands were ruled by the United States, especially when it was under the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands (USCAR). The paper will examine the roles played by the assembly, and its significance in realizing the acquisition and advocacy for the rights, including the expansion of Okinawa's autonomy and basic human rights during that period.

Specifically, this paper will focus on the fundamental issues of the post-war Okinawan society, that is to expand the autonomous rights and to acquire human rights, and consider the roles and significance of the Legislative Assembly in post-war Okinawan society, from the angles including the activities of the Legislature, the public awareness and the social trends, and starting from there, to pay special attention on the US veto rights.

Among the legislation and legislative bills of the Legislative Assembly, this paper will focus on the bills relating to the expansion of autonomous rights and human rights advocacy under the US rule, particularly on the cases that were vetoed by the US side. Thereby, this paper hopes to shed light on the reality of the US rule of Okinawa which was implemented with an aim to retain its function as a military base, as well as its relationship with the Legislative Assembly. With that, it is hoped that this paper will be able to examine the roles and significance of the Legislative Assembly in realizing the acquisition and advocacy for the rights, including the expansion of Okinawa's autonomy and basic human rights when it was under the US rule.

キーワード：米国統治下、琉球列島米国民政府、琉球政府、立法院、拒否権、自治の拡大、人権擁護

はじめに

2015年11月17日、米軍普天間飛行場の辺野古移設をめぐり、翁長雄志知事による埋め立て承認の取り消しは違法だとして、国（石井啓一国土交通相）は翁長知事を相手に、承認取り消しの是正勧告、及び国の指示に従わなかったとして、国土交通相が翁長知事に代わり承認取り消しを取り消すとの代執行訴訟を福岡高等裁判所那覇支部に提起した¹。

1972年に、沖縄が第2次大戦直後から続いた米国統治から日本に施政権が返還されて43年が経った²。しかし、未だに沖縄は基地の重圧から解放されず、国が普天間飛行場の一部機能を佐賀空港へ移設することを撤回したのに対し、翁長知事は「辺野古移設を名護市民や沖縄県民の反対運動を強制排除して、これまで以上に強引に進めようとしている姿は、かつての「銃剣とブルドーザー」による強制接収を思い起こさせる³と述べている。

本稿は、このような現在の沖縄の状況と米軍統治下の沖縄の状況との間に、時代と政治体制は異なるものの、民主主義の下での自治のあり方について底辺で共通する問題として、自治の拡大や基本的人権をはじめとする権利の獲得や擁護の実現等の問題が未だ存在すると考え、米国統治下の沖縄で大きな制約を受けていた「拒否権」を検討することにより、立法院

が果たした役割とその意義について明らかにしていこうとするものである。

同時に、本稿での考察は、現在の沖縄県民が直面している行政課題や辺野古移設等の基地問題にも通ずる部分があるものと考えており、今後も考察を深めていきたい。

本稿では『沖縄県議会史』の関係資料を多く活用する。沖縄県議会史は、資料編19巻、通史編3巻の計22巻からなるもので、招来の県政運営に資する目的から昭和58年より編さん事業が始まり、平成26年3月に最後の通史編Ⅲが刊行する迄30年以上の長きにわたり編さん作業が続けられてきた。

『沖縄県議会史』は、明治時代から祖国復帰に至るまでの広範で膨大な資料をまとめ、さらにそれを俯瞰した通史はその間の議会活動等を解説したものである。沖縄県固有の議会の歴史は、米国の沖縄統治という他の都道府県に例を見ないものであり、同時に新たな自治のあり方を示唆するものでもある。『沖縄県議会史』は、県議会が県勢の発展に果たしてきた役割を人々に理解できるようにし、今後の沖縄県勢の発展に繋がるようにすることを主な目的として刊行された。

膨大な議会資料からそのエッセンスを22巻の中に抽出し、長年の歳月を費やして完成に至った抄録である。とりわけ、戦前の議会関係資料や当時の新聞、書物等は戦争により焼失したため、作業は極めて困難を強いられた。戦後も、米国の沖縄統治に関連する多くの資料が、米国本土に持ち運ばれ、米国各地に広範囲に拡散して編さん作業は容易でなかった。

また、県議会史には、沖縄県民が戦前、戦後を通して、多くの困難や差別の中で苦難の歴史を歩んできたことや、悲惨な沖縄戦の後も、米軍による占領や統治という特殊な状況の下で戦後を歩み始めた人々が、議会の活動等を通して、自治の拡大や人権の獲得・回復を図ろうと懸命に努めた記述が多数あり、当時の先達の気概が窺い知れるものである。

その中でも特筆されるのは、他に類を見ない米国の沖縄統治下における立法院の存在である。絶対的な権限を持つ米国の沖縄統治の下、琉球政府においては、行政トップの行政主席が米国により任命される状況において、全県的レベルで唯一住民により公選されたのが立法院議員であった。

立法院という場で、住民を代表する議員と琉球列島米国民政府（以後、米国民政府と表記する）や琉球政府との間に論議が交され、その積み重ねが、自治拡大や権利獲得に結びついていったのである。

立法院は1952年の4月1日から72年の5月14日の復帰前日まで存続し、翌15日からは沖縄県議会として現在に至っているが、これまで立法院の機構や論議内容等の体系的な研究は多くはなく、その果たしてきた役割や意義等は未だ十分には明らかにされていない。その意味においても、県議会史の意義は大きいものであり、今後の日本の自治のあり方や議会制度にも資する新たな意義や見識が見出せる大きな糧となるものである。

さらに、現在の沖縄が置かれている状況は、沖縄が土地闘争から島ぐるみ運動に繋がっていく1956年前後の状況と極めて似たものとなっている。本稿では、米国民政府の拒否権を取

り上げるが、それは当時の沖縄において住民を代表する立法院が米国民政府の大きな権力に対し、自治の拡大を目指し自己決定権を実現するという、現在にも通ずる問題でもある。その意味において、本稿が、沖縄県民が現在直面している行政課題や辺野古移設を含む基地問題を考える一助になり、同時に沖縄県議会史を紹介する機会となれば幸いである。

本稿のねらい

琉球政府立法院は、米国の沖縄統治下において1952年4月1日に設立され、1972年5月15日の日本復帰前日までの20年の間に49回の議会が開かれた。1968年の行政首席公選まで、住民意思を代表する全沖縄レベルでは唯一の機関として、立法等の活動を行った。

本稿は、戦後の米国統治下に議会（立法院）として設置された立法院の概要や活動に触れるとともに、米国統治下の沖縄での自治拡大や基本的人権をはじめとする権利の獲得や擁護の実現において、立法院が果たした役割とその意義について考えるものである。

具体的には、立法院における法案等に関する「拒否権」に注目し、自治権の拡大と人権の獲得という戦後沖縄の根本的な問題について、議会活動や民衆意識、社会動向等から考えていきたい。

まず、戦後27年にわたる米国統治下において、米国は日本の議院内閣制と異なり、沖縄にアメリカ型の三権分立の制度を採り入れ、立法、行政、司法の機関による自治体制を設置するのであるが、立法院という特別な立法機構については、日本ではほとんど知られていないため、その概要について述べてみたい。

米国統治の下に設立された立法院は、日本の都府県議会とは構成や機能が大きく異なるものであった。さらに立法院の審議内容は、日本国憲法の下にない沖縄住民の自治権拡大や人権問題等に関わるものが少なくなかった。それは、軍事占領の安定維持を最優先とし自治や人権を制限する米国統治において、当然かつ自明のことであった。

そのような中で行われた立法院の決議や審議内容は、当時の沖縄の社会問題を反映したものであり、同時にそれらは支持母体やマスコミ等を通じ、大衆運動や世論と連動するものであった。米国統治下という状況で、その決議や審議内容には米国の対沖縄政策のみならず、米国の対日、対アジアの外交政策や安全保障の問題、時には沖縄を巡る日米の外交交渉にも影響を与えたと考えられる。そのため、立法院の役割と意義を考える場合には、議事や決議だけでなく、連動する社会の動向や背景、日米外交の政策展開、地域施策の実施状況等を重層的に捉えていく必要がある。

本稿では、立法院の立法や立法案等の中でも、米国統治の下、自治権拡大や人権擁護について関連した立法案等に注目しつつ、特に米側に拒否された事案について考察していく。それによって、軍事基地の機能保持を目的とする米国の沖縄統治の実態と沖縄の住民の思いを受けた立法院との関係を明らかにしたい。

米国統治下における沖縄の行政体制

1. 琉球列島米国民政府（USCAR）の設立

1950年12月5日極東軍（Far East Command）総司令部指令として琉球軍司令官あてに出された「琉球列島米国民政府に関する指令」（FEC指令、或いはスキップ [SCAP:Supreme Commander for the Allied Powers] 指令とも呼ばれる）は、「米国政府は、北緯30度以南の琉球列島の行政の責任を負っている。琉球列島の行政運営に対する米国政府の方針は、軍事的必要の許す範囲内において、住民の経済的並びに社会的福祉の増進を図るにある。本指令は、琉球の帰属確定までの占領国たる米国の権利義務を正当に考慮して発したものである」とした。

さらに、この地域に対する米国の行政府を「琉球列島米国民政府」（USCAR: United States Civil Administration of the Ryukyu Islands）と呼称し、「この責任は、琉球民政長官たる極東軍総司令官に委託されたので、極東軍総司令官は、琉球軍司令官を民政副長官に任命した。民政長官の権限の一部は、本指令に明示されたものを除き、民政副長官に委任する」⁴とし、事実上のトップを民政副長官が務めた⁵。そして、米国民政府布告第1号（Civil Administration Proclamations No1）「琉球列島米国民政府の設立」（Establishment of United States Civil Administration of the Ryukyu Islands）により、琉球列島米国民政府（USCAR）が設立された⁶。

また、「米国民政府は、軍事的必要の許す範囲内において、次の諸事項を促進しなければならない」とした⁷。生活基準の確立、自立財政を可能とならしめる予算及び税制を含む健全財政組織の確立、文化教育の発達とともに「民主主義の原則により設立された立法、行政、司法、の機関による自治。但し、最高の権威は、民政長官にあり、その権威に服する」とした⁸。

要するに、琉球列島の行政運営に対する米国政府の方針は、あくまで軍事的必要の許す範囲内においての、限られた住民の経済的並びに社会的福祉の増進であったのである。そして、民主主義の原則により設立された立法、行政、司法の3機関による自治を謳いつつも、最高の権威は民政長官にあり、その権威に服さねばならない福祉の増進、民主主義の確立、自治であった。

2. 琉球政府の設立

第2次大戦の最中、1945年4月1日に米軍は沖縄本島に上陸し、米国海軍元帥ニミッツ（Chester W. Nimitz）は米国海軍軍政府布告第1号（U.S Navy MG Proclamation No.1, undated）「米国軍占領下の南西諸島及び其の近海住民に告ぐ」を發布、米国軍政府の樹立と日本国政府のすべての行政権及び司法権の停止等を宣言した（権限の停止：Suspension of All Powers）⁹。

さらに軍政府は、1946年11月26日、米国海軍軍政府布告第1-A号（U.S Navy MG Suspension

of All Powers on the Islands of Nansei Shoto and Adjacent Waters No.1-A) を発布、沖縄諸島を除く北緯30度以南の南西諸島における日本国政府のすべての権限を停止し、沖縄・宮古・八重山・奄美が米軍により分割統治された。1945年8月20日、住民の自治組織として米軍により沖縄諮詢会 (Okinawa Advisory Council) が発足、その後各群島政府 (Gunto Government) 等を経て、1951年4月1日に琉球臨時中央政府 (Provisional Central Government of the Ryukyu Islands) が設立、1952年4月1日琉球政府 (Government of the Ryukyu Islands) が創設され、全琉球の行政府が統合された。

琉球政府は、1952年2月29日、琉球列島米国民政府布告第13号 (Civil Administration Proclamations No.13) 「琉球政府の設立」 (Establishment of the Government of The Ryukyu Islands) により、立法機関・行政機関および司法機関を備える恒久的な中央政府としての琉球政府が創設された。同時に、琉球列島米国民政府布令第68号 (Civil Administration Ordinances No.68) 「琉球政府章典」 (Provisions of the Government of the Ryukyu Islands) が琉球政府の基本法として公布された。

まず、布告第13号「琉球政府の設立」では、冒頭で「琉球住民の経済的、政治的及び社会的福祉を増進するため、琉球政府を設立することが望ましい」とした上で、「立法機関、行政機関及び司法機関を備える琉球政府をここに設立する」とした¹⁰。その機能として、「琉球政府は、琉球における政治の全権を行なうことができる」としたが、「但し、琉球列島米国民政府の布告、布令及び指令に従う」として米国民政府の制限があるものであった¹¹。

さらに、同布告第4条では「琉球政府の行政権は、行政主席に属するものとする。行政主席は時宜により立法院に対し政府の状況につき報告し、自ら必要適切と認める方策についてその審議を勧告する」とし、「行政主席は、立法院の臨時会を招集する権限を有する」とした¹²。

3. 立法院の設立

布告第13号「琉球政府の設立」は、立法院について「琉球政府の立法権は、琉球住民の選挙した立法院に属する。立法院は、琉球政府の行政機関及び司法機関から独立して、その立法権を行う。立法院は一般租税、関税、分担金、消費税の賦課徴収及び琉球内の他の行政団体に対する補助金の交付を含む琉球政府の権能を実施するに必要適切なすべての立法を行うことができる。立法院の第一会期は、1952年4月1日沖縄の那覇において開会し、爾後法規に従い定例会を開くものとする」ものとして、一院制による立法院が設置された¹³。

琉球政府立法院は、琉球政府が一般的に言う国家機構でないにも拘らず、独自に立法権を持ち、さらには予算等の提案権をも持つという日本に例を見ない権限を有するものであった。

ところで、布告第13号「琉球政府の設立」に先立ち、1951年12月18日に施行された、琉球列島米国民政府布令第57号「琉球政府立法院議員選挙法」に基づき、翌1952年3月2日に第1回立法院議員選挙が行われ、奄美大島選出議員を含め31名が選出された。その結果は、社

会大衆党15名、人民党1名、無所属15名であった。

その後、奄美大島が1953年12月25日に日本に復帰したことを受け、琉球列島米国民政府布令第68号「琉球政府章典」第4章「立法院の組織及び運営」では、「立法院は、法に基づき琉球住民の選挙する29人の議員をもってこれを組織する。立法院の議長は立法院議員がこれを互選する（第18条）」とされた¹⁴。

4. 立法院と沖縄社会

かくして、行政から独立した住民の公選による立法機関が設置されることになった。米国統治下においては、先に述べたように、布告第13号「琉球政府の設立」第2条で、「琉球政府は、琉球における政治の全権を行うことができる」とした¹⁵。しかし、「但し、琉球列島米国民政府の布告、布令及び指令に従う」として米国民政府の制限があった¹⁶。このように、自治とは名ばかりの米国統治下の沖縄で、唯一全域的な住民選挙で選ばれたのが立法院議員であったことから、住民は直接の選挙で自らが選んだ代表から成る立法院に自治権拡大の希望を託した。

しかし、こうして設置された立法院にも大きな制約が設けられた。すなわち、「民政副長官は、必要な場合には、琉球政府その他の行政団体又はその代行機関により制定された法令規則の施行を拒否し、禁止し、又は停止し、自ら適当と認める法令規則の公布を命じ及び琉球における全権限の一部または全部を自ら行使する権利を保留する」とされ、その立法の範囲は大統領令や布令に反するものであってはならず、米国民政府高等弁務官はそのような法令を拒否することができた¹⁷。

このような中、議員は住民を代表して、立法院という言論の府で、行政執行側に対し立法や予算等の審議を通して論戦を展開していった。

先にも述べたように、当然ながらマスコミは立法院での論議や決議の内容を記事にするとともに、同時に、それに対する琉球政府や米国民政府の対応をも取り上げた。これらの報道等を通して、住民や米国側は立法院の動向に注目し、さらには議員も彼らの支持母体や住民の動向を逆に議会活動へと反映させていった。

すなわち、立法院の動向にマスコミや住民が呼応し、それが大きな世論や大衆運動へと連動し、社会の大きなうねりにも繋がっていったのである。こうした立法院の決議や論議をきっかけとした世論や運動の積み重ねが、直接或いは間接的に米国の沖縄統治施策にも影響を与えたのではないだろうか。

このような例としては、立法院での土地問題や労働問題等が挙げられ、それらについての論議及び決議が大きく報道された結果、県民の意識が醸成され、島ぐるみ闘争などへ発展し、結果的に米国の沖縄統治にも影響を及ぼし、県民の基本的な人権や自治権の拡大に繋がるものであったのではなかろうか。

実際、立法院第4回議会において「軍用地土地問題解決に関する請願（土地を守る四原則）」

決議（1954年4月30日）¹⁸ はじめ、教公二法案、主席公選問題や相次ぐ米軍の事件事故等全県の運動に結びついた決議は少なくなかった。

立法院と拒否権

1. 拒否権とは

前述のように、米軍統治下の琉球政府は、国家機構でないにも拘わらず、立法権を持ち予算等の提案権をも持つという機能を有する日本に例を見ないものであった¹⁹。しかし、琉球政府には「但し、琉球列島米国民政府の布告、布令及び指令に従う²⁰」という制限があった。

さらに、「民政副長官は、必要な場合には、琉球政府その他の行政団体またはその代執行機関により制定された法令規則の施行を拒否し、禁止し、又は停止し、自ら適当と認める法令規則の公布を明示及び琉球における全権限の一部又は全部を自ら行使する権利を留保する。」とした²¹。その後も、その立法の範囲は大統領令や布令に反するものであってはならず、民政副長官から米国民政府高等弁務官と名称は変わってもそのような法律を拒否することができた。

日米平和条約（対日講和条約、サンフランシスコ講和条約）後、1957年6月5日に出された「琉球列島の管理に関する行政命令（行政命令第10713号）」第11節では「高等弁務官は、この命令に基く使命を達成するため、…法令を公布することができる」とし²²、さらに「高等弁務官は、琉球列島の安全、琉球列島についての外国及び国際機構との関係、合衆国の対外関係又は合衆国若しくはその国民の安全、財産若しくは利害に関して、直接間接に重大な影響があるときは、琉球の立法案、立法又は公務員に関し、それぞれ次のことができる。（イ）すべての立法案、その一部又はそのなかの一部分を拒否し、（ロ）すべての立法案、その一部又はそのなかの一部分を制定後、45日以内に無効にし、及び（ハ）いかなる公務員でもその職から罷免すること」とした²³。米国の軍政統治目的は基地機能の安定維持がその最大の目的であるから、その目的を遂行するに支障があれば、民主主義の建前ではなく、立法や立法案を拒否したのである。

米国統治下において、三権分立の統治体制が整い、公選の立法機関ができる等、民主主義の形態がいかに取り入れられようと、米国の軍政支配に支障が生ずる恐れがあれば、米国は拒否権を行使でき、また実際に行使したのである。ただ、拒否権と一口に言っても、実際には様々な形態がある。

2. 拒否権の事例について

沖縄県議会史第17巻資料編14によれば、拒否された立法、立法案は全部で43である²⁴。その43件を見てみると、その内容は税法関係が多いが、社会的政治的に大きな事案としては「労働三法」及び「教育四法」が挙げられる。

それらを整理し分類を行ったものが、表1の「拒否された立法案」である²⁵。

拒否権が行使された立法等の中には、案そのものは可決されたが、行政主席に異議があり、

理由を付して立法院に返送され、立法院で再議され否決され廃案となったケース、再可決されたものの民政副長官（高等弁務官）に否決され廃案となったもの等、幾つかのパターンがある。それら以外にも、立法院の法案よりも上位法である布令公布による廃案や琉球政府への事前調整、勧告により可決以前に阻止の圧力を掛けたもの、或いは行政主席の署名がないと最終的に公布に至らないことから、事前調整や事後調整等で行政主席に圧力を掛けたもの、果ては立法院議長に直接働きかけたものなど多岐にわたる。

これらを分類し、年代順に表化することにより、傾向や背景を明らかにできるのではないかと考える。しかし、拒否権の行使をどの範囲まで含めるか等詳細な検証は、今後さらに議会議事録、新聞やその他の資料等を検討する必要がある。

3. 拒否権の行使

拒否権が行使された件数は、1962年の第19回議会以降は極端に減り、1969年の第40回議会では1件のみで、その間に7年間の空白がある。

その理由の一つとして、ケネディ大統領は1962年3月19日「沖縄に対する新政策」を発表し、同日の大統領行政命令第10713号の改正（第1次改正、ケネディ大統領行政命令第11010号）によって「立法院が琉球政府行政主席を指名することを定める」べく改められ、以後ジョンソン大統領の第2次改正で「行政主席は立法院で選挙する」こととなり、同大統領の第3次改正で行政主席は「住民による直接選挙」によって選出されることとなったことが挙げられよう²⁶。

それ以前は、民政副長官や高等弁務官が行政主席を直接任命していたが、行政主席の決定法が変わったことで拒否権の行使も影響を受けたと思われる。行政主席が、住民の公選で選ばれた立法院で選挙され、後には住民によって直接に選ばれることとなったため、高等弁務官も立法院法案に対し、直接或いは行政主席を介した拒否権の発動を控え、調整を行わざるを得なかったのではないかとと思われる。

さらに、高等弁務官の指揮監督の下に、米民政府の政策立案や琉球政府に対する指導を行ってきた重要なポストである民政官が、上記のケネディ大統領による行政命令第11010号で軍人から文官とすることが定められた²⁷。その影響も少なからずあったものと考えられる。

また、第40回議会以降から復帰まで、拒否権が行使されたケースは議会史資料にも現時点では確認できなかった。第40回議会では、これまでの高等弁務官任命による行政主席から1968年11月10日の主席公選選挙で選ばれた屋良朝苗に行政主席も変わっていた。

また、沖縄の施政権返還が佐藤・ニクソン会談を翌月に控えたこの10月段階では、屋良主席から星立法院議長あて文書の中で、「(農業基本法の) 関連法の整備については、1972年の復帰時点までに整備することは見通しがたい状態にあるので、農業基本法を制定しても直ちに農民に裨益することはない²⁸」とし、さらに「抽象的な理念法よりは、本土復帰を目前に控えた現在、本土との格差を是正する観点から、沖縄の諸制度や諸条件を慎重に考慮し、真に農民のためになる実効性のある措置を講ずることが緊急かつ重要な課題である²⁹」とした。

これは、屋良行政主席独自の判断により署名公布されなかったもので、これまでの拒否権の態様から明らかに異なる事例である。

これらの時代背景や要因を検証することで、当時の沖縄統治の状況及び立法院の拒否権への抵抗状況、その結果を受けた自治権拡大や人権獲得の過程が見えてくるのではないかと。

まず下記表を基に拒否権について述べていきたい。

表1 拒否された立法案（「沖縄県議会史第17巻資料編14立法院I、P998拒否立法案理由集」より筆者作成）

議会名 (開会日)	立法案 番 号	立法案 関係法令	首 題	日 付	琉球政府 働きかけられた人 (機関)	米国民政府又は 琉球政府で 働きかけた人	拒否 (理由) と 結果分類 (分類グループ)
①第1回 議会定例 (1952. 4. 1 開会)	立法案 第13号	労働関係 調整法	労働法案 について	1952. ①7.11 ②11. 3	①立法院議長 護得久 朝章 ②琉球政府立 法院	民政官陸軍准将 ジェームス・M・ルイス (以下、名称は議会 史資料に基づく)	勧告(分類グループI) ①立法案が旧日 本法規や米政府布告布令と抵触せぬよ う修正や廃止の総合調整が必要。②労働 基準法がなく、労働組合法と労働関係調 整法を施行できないが、同法案は日本労 働基準法と同一で、工業化された日本と 異なる農業経済の琉球に適さない。③法 案施行に組織、人、技術も不十分である。
②第1回 議会定例 (1952. 4. 1 開会)	立法案 第87号	労働組合法	労働法案	1952. 11.13	琉球政府 立法院	民政官陸軍准将 ジェームス・M・ルイス	拒否(分類グループI) 送付書簡の処 置以外の行動は間違い。したがって、 この問題を再考慮することはできない。
③第3回 議会定例 (1953. 4. 2 開会)	立法案 第9号	人身保護 法	人身保護 法案	書簡なし	書簡なし	書簡なし	布告優先(分類グループII) 法務局、上 訴裁判所の検討結果、布告第12号「民 事裁判制」で充分で同法案施行の必要 がなく主席署名せず。布告12号2条6 項が優先。
④第3回 議会定例 (1953. 4. 2 開会)	立法案 第34号	財政法	財政法案	日付不明	行政主席	レザーード 総務課長	勧告(分類グループIII) 布令第68条琉 球政府章典第13条に基づき同法案を立 法院に返還してもらいたい。法案英訳 分は原案趣旨を表現せず。
⑤第3回 議会定例 (1953. 4. 2 開会)	立法案 第73号	政庁令第 1号の1 部改正立 法	同左案	日付不明	行政主席 比嘉 秀平	レザーード 総務課長	勧告(分類グループIII) 奄美の復帰が 検討されており、改正は時期尚早。混乱 を生じ復帰交渉に反動。
⑥第3回 議会定例 (1953. 4. 2 開会)	立法案 第74号	物品税法 の1部改 正立法	同左案	1953. 10.28	行政主席 比嘉 秀平	プラムリー 主席民政官	布令優先(分類グループII) 10/15施行 立法第62号は、食料価格を上げるとの理 由で、布令第119号を公布し、法案廃止。
⑦第6回 議会定例 (1955. 4. 4 開会)	立法案 第41号	家畜災害 補償法	同左案	記述なし	記述なし	記述なし	拒否(分類グループIII) 経済局：実施上 問題があり、現防疫対策等の強化拡充が 経済や農民に益し、農民に恩恵を与え ることができるとして本法を拒否した いと民政府に申し出た。法務局も同様。
⑧第6回 議会定例 (1955. 4. 4 開会)	立法案 第54号	物品税法 の1部改 正立法	同左案	1955. 9.27可決 10.13返送	立法院議長 大浜 國浩	行政主席 比嘉 秀平	拒否(分類グループIII) 立法案の課税 率では非課税物品を取り扱うPXに対抗 できず、特別外人投資免許制度の廃止 を実現することも困難。10・22再可決も 布令第150号で廃止。
⑨第6回 議会定例 (1955. 4. 4 開会)	立法案 第82号	建築基準 法の1部 改正立法	同左案	1955. 12.19	行政主席 比嘉 秀平	行政官 ハーリー・アッ ブル少佐	勧告(分類グループIII) あいまいな表 現を明らかにして効果的にするため建 築基準法を全面的に再検討するよう勧 める。

議会名 (開会日)	立法案 番号	立法案 関係法令	首 題	日 付	琉球政府 働きかけられた人 (機関)	米国民政府又は 琉球政府で 働きかけた人	拒否 (理由) と 結果分類 (分類グループ)
⑩第6回 議会定例 (1955. 4. 4 開会)	立法案 第92号 (分類グ ループ)	一般職員 の給与立 法1部改 正立法	同左案	1955. 11.22	行政主席 比嘉 秀平	民政府総務次席 米陸軍准将 アール・F・バーンズ	勧告 (分類グループⅢ) 僻地手当での 僻地の定義がなく、金額の制限もない。 当初の提案が立法院で削減されて承認 すべきでない。
⑪第6回 議会定例 (1955. 4. 4 開会)	立法案 第94号 (分類グ ループ)	租税特別 措置法の 1部改正 立法	同左案	1955. 11.22	行政主席 比嘉 秀平	民政府総務次席 米陸軍准将 アール・F・バーンズ	勧告 (分類グループⅢ) 行政府原案は 適当であるが、立法院議案は不満足で あり交付延期すべきである。
⑫第7回 議会臨時 (1956. 1.12 開会)	立法案 第4号	自動車損 害賠償保 障法	立法案廃 案につい て	公務 第131号 1956. 2.23	行政主席 比嘉 秀平 官房長	工務交通局長 神村孝太郎	調整 (分類グループⅣ) 最終日までに 政府による再保険制度、保険金の仮渡 制度、財産損害に対する保険、危険を 保守する保険金額等の問題で民政府と 調整できず。
⑬第7回 議会臨時 (1956. 1.12 開会)	立法案 第5号	教育基本 法	教育基本 法の議題 について (立法案 第5、6、 7、8号)	1956. 2.23	行政主席 比嘉 秀平	民政府副長官 行政部長副官 G・P・バーチエト	勧告4案 (分類グループⅢ) ①教育基本 法は、学校教育法、教育委員会法、社 会教育法との相互依存性の見地から検 討すべきである。②この4法案を別々に 考慮しようとするは提案された教育計 画の全構造を分離解体し、結果、諸法 律のよせ集めとなり、琉球教育の健全 たる発展に促進も寄与もできない。 ③学校教育法は主席の教育に関する行 政権を中央教育委員会に与え、行政の 健全性を破壊する。 ④高等教育計画の行政に必要な規定を 設けるための立法を考慮する時は学校 教育法に不完全性がある。
⑭第7回 議会臨時 (1956. 1.12 開会)	立法案 第6号)	学校教育 法		同 上	同 上	同 上	
⑮第7回 議会臨時 (1956. 1.12 開会)	立法案 第7号	社会教育 法		同 上	同 上	同 上	
⑯第7回 議会臨時 (1956. 1.12 開会)	立法案 第8号	教育委員 会法		同 上	同 上	同 上	
⑰第8回 議会定例 (1956. 4. 2 開会)	立法案 第28号	酒類消費 税法の1 部改正立 法	左記と題 する立法 案第28号	琉司民政 財経 第010.9号 1956. 8. 2	行政主席 比嘉 秀平	民政府副長官 室行政補佐官 陸軍少佐 ジョン・L・タナー	勧告 (分類グループⅢ) 輸入酒類の税 率を引き上げる種類消費税法第14条但 書を削除する規定の追加は不法取引活 動を誘起し、政府歳入を害し、合法販売、 配給に携わる琉球人に生活、経済の不 利益となる。
⑱第8回 議会定例 (1956. 4. 2 開会)	立法案 第39号	郵便貯金 法の1部 改正立法	同左案	1956. 8.25	行政主席 比嘉 秀平	総務課長 歩兵少佐 ジョン・L・タナー	勧告 (分類グループⅢ) 郵便貯金利率 の適用については柔軟性を持たし、立 法措置で長期を要さずすぐ改正でき るものでなければならない。
⑲第8回 議会定例 (1956. 4. 2 開会)	立法案 第51号	教育基本 法	教育に関 する立法 案		行政主席 比嘉 秀平	民政府副長官室	勧告4案 (分類グループⅢ) ①4法案 は互いに関連を持つもので、これら を別個のもの見なせず、4法のグル ープとみるのが良い。②法案は健全 なる教育行政に矛盾し、民主的行政 措置に副うべき権利義務が不明瞭 である。③社会教育法案で、行政機 関たる文教局の機能たる運営責任が 中央教育委員会に属されている。④ 教育委員会法で運営の権限を中央 教育委員会に付与したのは布令第 66号に反し、健全な教育計画の 進展を阻害する。⑤教育委員の任 期はまちまちにすべきである。
⑳第8回 議会定例 (1956. 4. 2 開会)	立法案 第57号	学校教育 法					
㉑第8回 議会定例 (1956. 4. 2 開会)	立法案 第61号	社会教育 法					
㉒第8回 議会定例 (1956. 4. 2 開会)	立法案 第68号 (分類グ ループ)	教育委員 会法					

議会名 (開会日)	立法案 番号	立法案 関係法令	首 題	日 付	琉球政府 働きかけられた人 (機関)	米国民政府又は 琉球政府で 働きかけた人	拒否 (理由) と 結果分類 (分類グループ)
㉒第8回 議会定例 (1956. 4. 2 開会)	立法案 第95号	移住資金 特別会計 法	移住資金 計画につ いて (立法案 第95号、 96号、97 号)	琉司民 政財経 第120号 1956. 10.8	行政主席 比嘉 秀平	民政府副長官室 総務部長補佐官 ジヨセフ・T・ クライステイー	布令3案(分類グループⅡ)(布令第68 条第13号)①当初案の移住資金予算に 含まれていた資金流用の柔軟性を認め る規定が立法院議決で削除されたのは 成果も上がらず非実際的である。②立 法案第95号、96号は当該予算と直接関 連し、これら立法案の公布も好意的に は配慮されない。③諸種の事情でこの 計画及び軍隊の土地取得により困窮し ている人達への援助の供与が遅滞した。 ④計画促進のため、琉球政府内に特別 会計を設け、資金は民政府の検閲と認 可を受け使用との布令を交付し、収入・ 支出の計画、管理規則は予め民政府の 検閲を受け会計手続きするよう行政主 席に制定を要望する。
㉓第8回 議会定例 (1956. 4. 2 開会)	立法案 第96号	移住資金 運用法					
㉔第8回 議会定例 (1956. 4. 2 開会)	立法案 第97号	1957年度 移住資金 特別会計 予算					
㉕第9回 議会臨時 (1956.12. 6 開会)	立法案 第7号	自動車損 害賠償保 障法	議決法案 第7号	1957. 1.23	行政主席 当間 重剛	琉球列島米国民政 府ロバーター・ロ スターファ女史	勧告(分類グループⅢ)同法案は一定 定組合の利便のためであり、組合によ る法律であって、一特定組織の後援を している。
㉖第10回 議会定例 (1957. 4. 1 開会)	立法案 第79号	煙草消費 税の1部 改正立法			行政主席 当間 重剛		調整(分類グループⅣ)内政局は、翻 案施行の場合予算4000万減収の恐れと し、民政府も内政府意向に賛成。主席 が未署名廃案。
㉗第10回 議会定例 (1957. 4. 1 開会)	立法案 第116号	自動車損 害賠償保 障法		1957. 11.26	行政主席 当間 重剛	琉球列島米国民政 府高等弁務官室	勧告(分類グループⅢ)同法案採用が 一般公衆及び政府の利益にならないと 結論。保険金額の無制限は保険料を不 当に引上げ、琉球政府支出額の超過も たらす。
㉘第12回 議会定例 (1958. 4. 7 開会)	立法案 第54号	物品税法 の1部改 正立法	同左案廃 案につい て	1957. 11.26	立法院議長 安里積千代	行政主席 当間 重剛	布令優先(分類グループⅡ)行政命令 第10713号第11節規定により、立法第43 号「物品税法」を改正する高等弁務官 布令第17号が10/27公布されたので同法 案は廃案。
㉙第14回 議会定例 (1959. 2. 2 開会)	立法案 第79号	失業保険 法の1部 改正立法	失業保険 について	1959. 8.25	行政主席 当間 重剛	琉球列島米国民政 府歩兵大佐行政官 ユーゼン・A・サレット	勧告(分類グループⅢ)改正案の実施 は14万ドルの政府負担が増加し、他の事 業費を大幅に縮減して新規事業実施が 不可能となり財政措置上好ましくない。
㉚第14回 議会定例 (1959. 2. 2 開会)	立法案 第118号 (分類グ ループ) 法	嗜好飲料 税法の1 部改正立 法	同左案に ついて	1959. 8.26 APO331	行政主席 当間 重剛	琉球米国民政府高 等弁務官室行政官 陸軍大佐 ユーゼン・A・サレット	勧告(分類グループⅢ)この種の物品 の立法は、公平を欠き差別的で、公布 すれば外資導入の誘致の点で好ましく ない前例を設けることになる。
㉛第15回 議会臨時 (1959.11.28 開会)	立法案 第5号	災害救助 法の特例 関係立法	同左案に ついて	1960. 2.17	行政主席 大田 政作	琉球米国民政府高 等弁務官室総務係 官軍務中佐 K・S・ヒツチ	勧告(分類グループⅢ)同立法は、災 害によって生じた個人的な損失を受け た者に対し、琉球政府が直接援助を行 う責任を負わしめるもので、責務では ない。
㉜第16回 議会定例 (1960. 2. 1 開会)	立法案 第65号	自動車損 害賠償保 障法	同左案に ついて	記述なし	行政主席 大田 政作	HCRI ED010	勧告(分類グループⅢ)法案は、悪意 の死者各々と軽傷者に対する支払割合 を規定して、物的損害に対する規定が ない。案では事故の死傷者に対する全 責任を引き受けて、危険引き受け範囲 が来て入れず政府は赤字運営に陥る。

議会名 (開会日)	立法案 番号	立法案 関係法令	首 題	日 付	琉球政府 働きかけられた人 (機関)	米国民政府又は 琉球政府で 働きかけた人	拒否 (理由) と 結果分類 (分類グループ)
㉔第18回 議会定例 (1961. 2. 1 開会)	立法案 第93号	政府契約 の支払遅 延防止等 立法	廃案にな った立法 案につい て通知	内総 第640号 1961. 9. 11	立法院事務局長	内務局長	調整 (分類グループⅣ) 政府の支払期 間が20日間というのは短すぎる。特に 米国民政府との手続き面で支障が生じ、会計 院の制約から事業延期の事態が生ずる 恐れあり。
㉕第19回 議会定例 (1962. 2. 1 開会)	立法案 第4号	公職選挙 法	廃案にな った立法 案につい て	内総 第797号 1962. 9. 3	立法院議長 長嶺 秋夫	行政主席 大田 政作	調整 (分類グループⅣ) ①同法案は、 選挙運動の規則、罰金額等種々の面で 問題がある。②不備点：竹富町長は当 選後石垣市内に勤務のため住所を移す と失格。③主席は法案送付後、45日間 署名公布判断期間だが、法案では7・15 からとなり考慮期間を制限することにな った。
㉖第19回 議会定例 (1962. 2. 1 開会)	立法案 第52号	信用保証 協会法	廃案にな った立法 案につい て	内総 第425号 1962. 9. 3	立法院議長 長嶺 秋夫	行政主席 大田 政作	調整 (分類グループⅣ) 同協会は、特 別の財政援助をするだけの公共の福祉 上の要請が薄く、保証協会に対する政 府の援助方式も補助金ではなく、長期 かつ低利資金の融通によって育成が望 ましい。
㉗第19回 議会定例 (1962. 2. 1 開会)	立法案 第57号	協同組合 法の1部 改正立法	廃案にな った立法 案につい て	内総 第453号 1962. 9. 3	立法院議長 長嶺 秋夫	行政主席 大田 政作	調整 (分類グループⅣ) ①自身の必要 資金を充たせない単協の特別出資の準 備は不可能。②法案は連合会と一層裕 福な一部の単協のみに利益をもたらす ものである。
㉘第19回 議会定例 (1962. 2. 1 開会)	立法案 第60号	公衆電気 通信法の 1部改正 立法	廃案にな った立法 案につい て	内総 第917号 1962. 9. 7	立法院議長 長嶺 秋夫	行政主席 大田 政作	調整 (分類グループⅣ) ①電信電話料 金を立法化すれば (料金) サービス体 系が極めて複雑多岐で、煩雑となり適 当でない。②行政主席の行政権限が狭 められると実情に即した料金変更がで きず公企業の使命にもマッチせず主席 認可制が良い。
㉙第19回 議会定例 (1962. 2. 1 開会)	立法案 第64号	医療法	廃案にな った立法 案につい て	内総 第428号 1962. 9. 3	立法院議長 長嶺 秋夫	行政主席 大田 政作	調整 (分類グループⅣ) ①同医療法案は、 病院、診療所、助産所の年1度の定期検 査を要求していない。②人々の職業的 地位を考慮しているが同法違反の罰則 が十分ではない。
㊱第19回 議会定例 (1962. 2. 1 開会)	立法案 第69号	労働者災 害補償保 険法	廃案にな った立法 案につい て	内総 第792号 1962. 9. 3	立法院議長 長嶺 秋夫	行政主席 大田 政作	調整 (分類グループⅣ) ①法案は、長 期傷害に対する年金の支給規定を設け ているが、年金支払義務に対し、充分 な資金の裏付がなく、保険予備会計の 設置及び保護に関する規定が設けられ てない。
㊲第19回 議会定例 (1962. 2. 1 開会)	立法案 第70号	労働基準 法の1部 改正立法	廃案にな った立法 案につい て	内総 第734号 1962. 9. 3	立法院議長 長嶺 秋夫	行政主席 大田 政作	調整 (分類グループⅣ) 法案は、琉球 人労働者に必要な保護を与えるもの だが、保護は本来使用者が負うべき責 任で、高等弁務官は公衆にそれを負わ せるような案は受理できず。
㊳第19回 議会臨時 (1962. 2. 1 開会)	立法案 第83号	立法案第 83号	廃案にな った立法 案につい て	内総 第734号 1962. 9. 3	立法院議長 長嶺 秋夫	行政主席 大田 政作	調整 (分類グループⅣ) ①法案は、船 員及び船客の安全と生命に関する尤も 重大な立法だが、膨大で、国際法及び 国内法との関係を検討する十分な時間 がなかった。

議会名 (開会日)	立法案 番 号	立法案 関係法令	首 題	日 付	琉球政府 働きかけられた人 (機関)	米国民政府又は 琉球政府で 働きかけた人	拒否 (理由) と 結果分類 (分類グループ)
④第40回 議会臨時 (1969. 2. 1 開会)	立法案 第57号	立法案第 57号	立法案の 廃案につ いて	総抄 第118号 1969. 10.14	立法院議長 星 克	行政主席 屋良 朝苗	その他 (分類グループV) ①法案それ 自体に最も重要な事項と実効性を持ち うる条項がないため法律執行者として 施亦人を持って施行できない。②抽象 的な理念法よりは本土復帰を目前に控 えた現在、本土との格差は正の観点か ら沖縄の諸制度や諸条件を慎重に考慮 し、真に農民のためになる実効性のある 措置を講ずることが緊急かつ重要な 課題である。

拒否権についての考察

米国統治下において、いかに民主主義の統治形態が取り入れられようと、米国の軍事力維持に支障が生ずる恐れがあれば、米国政府は拒否権を行使してきた。米国の基地機能の維持がその最大の目的であるから、その遂行に支障があれば、民主主義を掲げていたにも拘らず、露骨に決議や立法案を拒否したのである。

本来なら、拒否権に関する問題を中心に、立法院の活動のみならず選挙活動や政党活動等を通して、それらが人々の意識や社会の動向等にどのように影響を与え、マスコミや大衆運動へ波及し、その結果米国の施策がどう変化していったか注目したいところである。しかし、ここでは、米国に対する自治権拡大や人権擁護について関連した立法院の法案、特にその中で米側に拒否された法案について考察していきたい。

1. 拒否権行使の形態

ところで、元沖縄県議会事務局長の宮城進「琉球政府立法院の機能と成果」によれば、拒否権行使の態様として「①直接立法院に拒否する旨書簡を送付する。②立法院が制定した立法 (行政主席の署名公布したものも含む) にかえて自ら布告命令を公布する。③行政主席に指示して、行政主席の持つ拒否権を行使させる。」に分けられる³⁰。

表1にある拒否権の43事例を、これらに当てはめると、

- ①の「直接立法院に拒否する旨書簡を送付する事例」は、勧告を含めると2件ある。
- ②の「自ら民立法の上位規範である布告命令を公布することにより、立法案を廃止等にした事例」は6件である。
- ③の「行政主席に指示して、行政主席の持つ拒否権を行使させた事例」は、勧告も含めると23件である。

さらに、宮城は、「立法院での立法の審議に際しては、行政主席の立法勧告による場合、行政主席は事前に米国民政府と綿密な調整を行ったので、立法院が立法勧告どおりの立法を制定すれば、まずもって拒否権にあうことはなかった。しかし、立法院が独自の議員立法を制定した場合あるいは行政主席の立法勧告に修正を加えた場合には往々にして拒否権の行使にあった」としている³¹。

これは、米国民政府が表に出た形での拒否権行使や、行政主席に対する拒否権発動の指示という直接的な拒否権とは別の、言わば間接的な拒否権の形態である。詳述すると、行政主席が立法勸告をする際、事前に米国民政府との調整を終えている法案等に対し、立法院が米国民政府の意に反した修正を加えた場合や立法院が独自の議員立法を制定した場合に、行政主席と米国民政府との事後調整も整わなかった結果として「行政主席が立法案に対して署名をしないとする米国民政府の意向を受けた実質的な拒否権行使とした事例」であり、これに該当すると思われるのは11件である³²。

特にそのうち8件の事例はいずれも、1962年2月の第19回議会に集中している。

なお、最後の第40回議会の屋良主席から星立法院議長あての書簡は、その内容や復帰を控えた時期ということからも、米側の意図がどこまでであったのかは疑問である。7年振りの拒否権ということで、その間の日米、或いは沖縄と米国との関係の変遷を考えると、米側の思惑がどこまで働いたのか解らないため、沖縄県議会史第17巻の拒否立法案理由書に行政主席独自の判断により署名公布されなかったものと記されていることから、その他1件として扱った³³。

これを表に示したのが表2の「拒否権事例の簡易分類」である。各事例については、より詳細な情報による分類が必要と思われる事例もあるが、次の機会に詳しく検討したいと考える。

表2 拒否権事例の簡易分類（宮城進「琉球政府立法院の機能と成果」の拒否権形態を参考に筆者作成）

拒否権行使の態様 (計43件)	I 直接立法院に拒否もしくは勸告書簡を送付した事例	II 立法院案（行政主席の署名公布したものも含む）にかえて米側が自ら布告命令を公布した事例	III 行政主席に指示して、行政主席の持つ拒否権を行使させた事例（勸告も含める）	IV 事前、事後の琉球政府と米国民政府との調整が上手く整わず、行政主席が立法案に対して署名しない実質的な拒否権行使とした事例	V その他
事例数	2件	6件	23件	11件	1件

表2から見えてくるのは、まずグループIの直接立法院に働きかけている事例は、第1回議会という琉球政府発足初期の2件だけであり、これらでは米国民政府の強い権限が立法院に直接行使されている。グループIIについては、立法院法案よりも布令布告が上位にあるという米国の異民族統治の実態が顕著に表れている。グループIIIは、最も事例数が多いが、結局行政主席は、民政副長官や高等弁務官の下に行政を行っているため、意に沿わない法案を代わって拒否するという代理的で傀儡的な側面が見えてくるものである。

グループIVは、前述したように一見強圧的なものではなく調整による形を取っているが、キャラウェイ高等弁務官時代に併せて計9件と多発されていることから、この9件の事例はキャラウェイによるある意味で強引な拒否権行使と言えるかもしれない。

最後のグループVは、1件のみで、しかも復帰を控え、公選主席であった屋良主席の独自判断ということで、米側の干渉も少なくなってきたということが言えよう。

2. 拒否権行使と立法院

次に、拒否権行使の形態が行使時の立法院の状況や社会状況とも関係があるのではないかととの仮説の下、拒否権行使がどのような形で行われていたかを整理したのが、表3「拒否権行使と立法院及び社会状況との関係」である³⁴。これについては、拒否権行使があった議会時期を中心とした状況であり、全ての状況を網羅したものではない。

表3 拒否権行使と立法院及び社会状況との関係1（沖縄県議会史第2巻及び第3巻年表等より筆者作成）

議会名 (時期)	件数	分類件数	民政副長官 高等弁務官	主 席	議会の状況	内外の社会状況
1 第1回議会 (1952. 4. 1 開会)	2	(グループⅠ) 2件	ピートラー 民政副長官	比嘉秀平 主席	・ 布告第13号布令 第68号改正案 ・ 議長は議員互選 ・ 労働法案	・ 対日講和条約及び日米安保条約発効
2 第3回議会 (1953. 4. 2 開会)	4	(グループⅢ) 2件 (グループⅡ) 2件	ジェームス ・E・ムーア 民政副長官	比嘉秀平 主席	・ 天願朝順議員死去 ・ 真和志村で武装 兵土地強制収用 ・ 「土地収用令」撤 廃要請決議	・ 米国民政府布令第109号「土地収用 令」公布 (1953. 4. 3) ・ 米国民政府布令第110号「土地収用 補償金支払手続」公布 ・ 米国民政府布令第111号 天願朝行 当選無効。(天願事件)
3 第6回議会 (1955. 4. 4 開会)	5	(グループⅢ) 5件	ジェームス ・E・ムーア 民政副長官	比嘉秀平 主席	・ 「軍用地処理に 関する請願」採 択を受け比嘉主 席等渡米	・ 「軍用地処理に関する請願」(土地 問題4原則)の全会採択4者協議会 発足 (1954. 4. 30)
4 第7回議会 (1956. 1. 12 開会)	5	(グループⅣ) 1件 (グループⅢ) 4件	ジェームス ・E・ムーア 民政副長官	比嘉秀平 主席	・ 「立法議員選挙 法公布」・教育基 本法、学校教育 法、教育委員会 法、社会教育法 の教育4法案	・ 米下院軍事委員会ブライス調査団 来沖 (1955.10.23) ・ 第3回立法院議員総選挙執行
5 第8回議会 (1956. 4. 2 開会)	9	(グループⅢ) 6件 (グループⅡ) 3件	ジェームス ・E・ムーア 民政副長官	比嘉秀平 主席	・ 再度、教育基本 法、学校教育法、 教育委員会法、 社会教育法の教 育4法案提出	・ ブライス勧告発表 (1956. 6. 8) ・ 4者協議「ブライス勧告阻止、領土 権死守、鉄の団結」を決議 ・ ブライス勧告反対、軍用地4原則貫 徹住民大会開催、島ぐるみ闘争へ
6 第9回議会 (1956.12. 6 開会)	1	(グループⅢ) 1件	ジェームス・ E・ムーア 民政副長官	当間重剛 主席	・ 比嘉秀平主席死 去を受け、当間 重剛が主席に任 命される	・ 教育4法、米国民政府の承認拒否 で廃案となる ・ 那覇市長選挙、瀬長亀次郎が当選 も、米国民政府は那覇市の銀行預 金凍結、融資、補助を中止
7 第10回議会 (1957. 4. 1 開会)	2	(グループⅣ) 1件 (グループⅢ) 1件	ジェームス・ E・ムーア 民政副長官	当間重剛 主席	・ 当間主席、就任 メッセージで 「主席代行機関」 説を表明	・ レムニツァー民政長官、軍用地無 期限使用、地代の一括支払い等の 最終方針を発表 ・ 布令「合衆国土地収用計画」公布
8 第12回議会 (1958. 4. 7 開会)	1	(グループⅡ) 1件	ジェームス・ E・ムーア高等 弁務官	当間重剛 主席	・ 教育4法を3た び可決・軍用地 料の一括払阻 止、施政権返還 要請	・ ムーア高等弁務官、瀬長市長追放 のため市町村長選挙法、市町村自 治法などを改正 (1957.11.25) ・ 那覇市議会、瀬長市長解任 (11.25)
9 第14回議会 (1959. 2. 2 開会)	2	(グループⅢ) 2件	ドナルド・ P・ブース 高等弁務官	当間重剛 主席	・ 立法院代表、民 政府に新集成刑 法施行延期要請 (6.3)	・ 米政府、布令「集成刑法」大幅改訂 の「新集成刑法」を公布 (5.18) ・ ブース高等弁務官、新集成刑法の 無期限延期を承認
10 第15回議会 (1959.11.28 開会)	1	(グループⅢ) 1件	ドナルド・ P・ブース 高等弁務官	大田政作 主席	・ 保守合同で沖縄 自由民主党結 成、社大等に代 わり立法院第1 党へ ・ 第3代行政主席 に大田政作任命	・ 石川市宮森小学校に米軍ジェット 機墜落、死者17、負傷121 (6.30) ・ 米国上院外交委、コンロン報告発表 (沖縄復帰を究極的に認め、文官統 治、主席公選等を勧告)

	議会名 (時期)	件数	分類件数	民政副長官 高等弁務官	主 席	議会の状況	内外の社会状況
11	第16回議会 (1960. 2. 1 開会)	1	(グループⅢ) 1件	ドナルド・ P・ブース 高等弁務官	大田政作 主席	・メースB持込反 対 ・第5回立法院議 員総選挙(定数 29人) 沖縄自由 民主党22人当選	・沖縄祖国復帰協議会結成 ・米下院「琉球経済援助法」(ブライ ス法) 可決600万ドル内の援助 ・アイゼンハワー大統領2時間沖縄 滞在 ・日米安保条約発効
12	第18回議会 (1961. 2. 1 開会)	1	(グループⅣ) 1件	ドナルド・ P・ブース 高等弁務官	大田政作 主席	・キャラウェイ高 等弁務官による 法案の事前事後 調整が厳格にな る	・ポール・W・キャラウェイ陸軍中将第 3代高等弁務官に就任(1961. 2.16) ・ケイセン琉球特別調査団来島 (1961.10. 5)
13	第19回議会 (1962. 2. 1 開会)	8	(グループⅣ) 8件	ポ ール・W・キ ャラウェイ 高等弁務官	大田政作 主席	・4党共同提案の 「2・1決議」採 択(米支配は国 連憲章違反、即 時施政権返還) 日米送付	・米大統領行政命令第10713号「琉 球列島の管理に関する行政命令」 を改正、行政主席は立法院による 指名方式、議員任期は3年に ・ケネディ大統領、沖縄新政策発表
14	第40回議会 (1969. 2. 1 開会)	1	(グループⅤ) 1件	ジェームス・ E・ランバート 高等弁務官	屋良朝苗 主席	・行政主席選挙で 屋良朝苗当選 ・第5回立法院議 員総選挙執行(定 数32人) 沖縄自 由民主党17、野党 15。(1968.11.10)	・米大統領行政命令第10713号「琉 球列島の管理に関する行政命令」 を改正、行政主席は住民が直接選 挙することとなる(1968. 1.31)

表3から見えてくるものとして、まずグループⅠの直接立法院に働きかけている事例が、第1回議会という琉球政府発足の頃にあり、米国民政府、民政副長官ビートラーの権限が強いことが示唆される。グループⅡについては、立法院法案よりも布令布告が上位にあるという米国統治の法的優位性が顕著に表れている。グループⅢは、最も事例数が多いが、結局行政主席は、民政副長官や高等弁務官の下に行政を行っているため、意に沿わない法案を主席が代わって拒否するという代理的側面が見えてくるものである。

グループⅣは、調整による形を取っているが、キャラウェイ高等弁務官時に多発されていることから、実態的には強引な拒否権行使であることが覗るものである。

最後のグループⅤは、1件のみで、しかも復帰を控え、公選主席であった屋良主席の独自判断ということで、米側の干渉も少なくなってきたということが言えよう。

さらに見ていくと、拒否権が多く行使されているのは、税関連法案、労働関係法案や教育関係法案であるが、第1回、第3回、第6回、第7回、第8回の議会で顕著である。立法院の初期の頃であり、それ以降の第9回、第10回、第12回、第14回、第15回、第16回、第18回の各議会では1件から2件で、税関連法案や自動車損害賠償保障法が主である。しばらく続いた形態が一変するのは、キャラウェイ高等弁務官時代の第19回議会である。しかし、キャラウェイ高等弁務官は、第19回議会において直接拒否権という形ではなかったものの、結局8件の議決案件について事後調整の中で承認を行わず、行政主席の承認拒否という形で、結果的には拒否権を発動している³⁵。

拒否された8件の中でも特に「公職選挙法案」は、議員任期延長と議員定数29から32への定数増が主要な議題であったが、選挙区再設定が必要で、次期立法院選挙に直接影響する重

要法案と考えられ、同時に「布令」から「民立法」による自治権拡大を意味した³⁶。

高等弁務官は拒否理由として、手続不備や主席の法案考慮期間の不足、廃案通知後で執行不能を挙げたが、立法院は米国民政府と琉球政府との事前事後調整において、立法院が示した民意に否定的な態度をとることは自治権の不当な侵害であるとした。それが、「事前事後の調整の問題」と「今後の立法院の運営について」である³⁷。

3. 拒否権行使の態様変化と時代背景

このキャラウェイ高等弁務官による拒否権行使の態様の背景として、1961年1月、米国にケネディ大統領が就任し、新たな外交の枠組みに取り組んだことがあげられよう。沖縄へも「琉球列島における経済的社会的発展の促進に関する法律（プライス法）」が成立するなどケネディ新政策として沖縄への配慮が現れた時期である。

ケネディ大統領は1962年3月「沖縄に対する新政策」の中で、沖縄が日本の一部であることを認め、「琉球が完全に日本の主権のもとに復帰することを許す日を待望している」と述べている。また同大統領は「労働組合の認定手続」を改正し、ブース高等弁務官の後任となったキャラウェイ高等弁務官と琉球政府及び立法院との対立も憂慮した上で「文官民政官」を置き、同年7月に初代「文官民政官」としてシャノン・B・B・マキューンが着任した³⁸。

1962年7月から1964年2月まで民政官であったシャノン・マキューンは地理学者である。キャラウェイ高等弁務官の下で働いたが、結局折り合いが悪くなり退任した。研究者であったマキューン民政官³⁹の存在は、ケネディ大統領の新政策に内在する民主主義、自由主義とそれを維持するための軍事優先とが内在する矛盾を象徴するものである。

民主的なマキューンと軍事最優先のキャラウェイはうまくいかなかったようである⁴⁰。ケネディ大統領の新政策にある矛盾は、戦後の米国沖縄統治に見られる国務省と国防省の立場の違いにも繋がるものと考えられる⁴¹。

それは、日本国内においても、国務省のライシャワー駐日米大使と国防省のキャラウェイ高等弁務官の人事として、沖縄の復帰へ向けた準備と軍事基地の重要性との双方に対する認識の違いとして現れた⁴²。キャラウェイ高等弁務官の評価は拒否権行使以外にも様々である⁴³。

一方日本国内では、その1年前に岸内閣の下、日米安全保障条約が締結されるが、それを巡って「60年安保」闘争と呼ばれるかつてない国民的反対運動が日本各地で起きた。

沖縄も例外ではなく、特に国民的な抗議運動で訪日が急遽中止されたD・アイゼンハワー米大統領が1960年6月19日に沖縄に立ち寄った際には、米国民政府庁舎や立法院前を中心として幾万という県民が賛否交え集まったという。しかし、多くの反対派の勢力に押されるように大統領はわずか2時間で沖縄を後にした。

一方、沖縄では1958年沖縄社会党が結成され、立法院の要求に譲歩してD・P・ブース高等弁務官が導入した、選挙第一党から推薦された者の中から行政主席を任命するとの方式に基づき、第一党としてその推薦の権利を得るために保守合同が行われ、沖縄自由民主党が

1959年10月結成され、11月には第5回立法院議員選挙が行われた結果、29議席のうち22議席を占めた沖縄自由民主党から大田政作が第3代主席として任命された⁴⁴。

さらに遡ってみると、土地問題に端を発した1956年6月のプライス勧告に対し、全県民的な反対運動、いわゆる島ぐるみ闘争が2年間続き、1956年12月には人民党の瀬長亀次郎が那覇市長に当選、さらに追放後の民連ブームと沖縄の状況は大きく動いていた。

1959年6月30日、石川市宮森小学校に米軍ジェット戦闘機が墜落し、死者17人負傷者210人の大惨事となった。反基地運動の大きな契機となる事件であった。

この間も立法院は事件・事故に対し、抗議決議を行い、反基地の運動は盛り上がり、日本本土に安保闘争が繰り広げられる中、沖縄県祖国復帰協議会が1960年結成された。立法院も何度も「祖国復帰決議」を行った。こうした大きなうねりが、やがて祖国復帰運動へと繋がっていった。

このような時代背景の中、1962年2月1日、第19回議会冒頭に出された「施政権返還要求に関する決議案」は翁長助静（自民）、長浜清栄（社大）、古堅実吉（人民）、知念朝功（無所属）の4議員から成る同決議案起草委員会から提出され、議決された（2.1決議）。

同決議は、日米両政府のみならず、国際連合の全加盟国政府あてに送付され、国連決議である植民地独立付与宣言を引用した国連への実質上の提訴として重要な意味合いを持つもので、植民地主義に反対し沖縄が持つ当然の権利に基づく厳しい要求であった⁴⁵。

当初、こうした米国や国内、そして沖縄の状況の変化が影響して、米側の直接的な拒否権発動を控えさせた一因ではないかと考えられていたが、実際には、このような状況下で出された2.1決議に対し、キャラウェイ高等弁務官は激しくその決議を非難したのであった。

これを機に、キャラウェイは高等弁務官としての直接統治、権限の強化拡大を図ろうと、大統領命令に基づく布令布告や主席を介した拒否権行使よりも、自らが直接に主席に働きかけて介入していくという「事前事後の調整」の拒否権を乱発したのであった。

その後も1962年8月30日の大田主席宛書簡の中で「与えられた行政権力を十分に行使しないときは、米高等弁務官キャラウェイ中将が直接、琉球政府主席の権限を行使する」と露骨に政治介入を示唆している⁴⁶。

さらに、その高圧ぶりを象徴するものとして、1963年3月5日の金門クラブ月例会における「自治は神話である」との講演はあまりに有名であり、その評価も様々に加えられた⁴⁷。

4. 主な拒否権行使事例

では、ここで43件の事例のうち主な拒否権の行使の事例を見てみたい。

(1) 税法についての拒否権

表1から実際の拒否権行使を見てみると、圧倒的に多いのは税法に関するもので、租税特別措置法、酒類消費税法、煙草消費税法、嗜好飲料税法、物品税法等にわたっている。

税法についての拒否権行使の背景は様々であるが、多くは、①米国政府と米国民政府の財政

支出の増大に繋がる、②沖縄に住む米軍人軍属やその家族が基地外で消費する場合、支出増大につながる、③米国から移入される物品に対する課税額に悪影響が出る等の理由からであった。

(2) 教育四法についての拒否権

教育四法とは、教育基本法、学校教育法、教育委員会法、社会教育法を指す。

教育四法は第7回議会、第8回議会に法案が出され、いずれも拒否権にあった。3度目に当たる第10回議会ではようやく成立したものである。

第7回議会では、教育四法は一旦可決されたが、①教育基本法は、学校教育法、教育委員会法、社会教育法との相互依存性の見地から検討すべきである、②この4法案を別々に考慮しようとするれば提案された教育計画の全構造を分離解体し、結果、諸法律のよせ集めとなり、琉球教育の健全たる発展に促進も寄与もできない、③学校教育法は主席の教育に関する行政権を中央教育委員会に与え、行政の健全性を破壊する、④高等教育計画の行政に必要な規定を設けるための立法を考慮する時は学校教育法に不完全性がある、等の理由から、民政府副長官行政部長副官G・P・パーチエトより、行政主席比嘉秀平に再検討すべきとの2月24日付け勸告書簡が出され⁴⁸、これに応じた行政主席が廃案にした。

続く第8回議会では、会期最終日の9月15日、立法院は教育関連4法案を再度可決するも、会期後の10月17日、民政府副長官室から比嘉秀平行政主席に、①4法案は互いに関連を持つもので、これらを別個のものと思わず、4法案を一つのグループとみるのが良い、②法案は健全なる教育行政に矛盾し、民主的行政措置に副うべき権利義務が不明瞭である、③社会教育法案で、行政機関たる文教局の機能たる運営責任が中央教育委員会に属されている、④教育委員会法で運営の権限を中央教育委員会に付与したのは布令第66号に反し、健全な教育計画の進展を阻害する、⑤教育委員の任期はまちまちにすべきである、等の理由により、拒否権行使の書簡が出された⁴⁹。これを受けて行政府は10月25日米国民政府の承認が得られなかったという理由から教育関連4法案を再度廃案にしたのである⁵⁰。

その後、1957年3月2日に布令第165号「教育法」が突然予告なしに発令された。

立法院が可決した教育四法を2度にわたり拒否した挙句、新たに布令を発令した強権的な手法は、琉球政府立法院に与えられた本来の自治権と立法権という、いわゆる自己の決定権をないがしろにする行為と言えよう。

結局、立法院は、教育の基本原則、文教局の機構的性質、中央教育委員の選出方法、教員の自主行為の制限、校長の勤務年数制限、教員の契約制など、布令に盛り込まれた項目について慎重に議論を進め、会期末前日の9月25日、ようやく教育関連4法案を可決した⁵¹。

教育四法についての主な立法的経緯は以上であるが、前述した元沖縄県議会事務局長の宮城進が書いた「琉球政府立法院の機能と成果」⁵²によると、行政的理由とは別に政治的な理由があったとする。

すなわち、行政主席が立法勸告した案は、教育基本法の前文で「われらは、時代の趨勢にかんがみ、民主的で文化的な社会を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しよう」と決意

した」となっていたが、立法院の修正案は、「われらは、日本国民として人類普遍の原理に基づき、民主的で文化的な国家及び社会を建設して世界の平和と人類に貢献しなければならない」と規定した。そのため、米国政府は、表向きはいくつかの拒否理由を挙げて拒否したが、実際は「日本国民として」という言葉が拒否の理由だったという⁵³。

宮城は、「沖縄が米軍政の下、終始一貫日本人教育に徹し得たのは、子孫の教育に不退転の決意を持って当たった立法院の立法活動に追うところが大きいと信ずる」と述べている。

復帰運動において、日本人⁵⁴としての教育が果たした役割、さらには、教職員や組合が果たした役割を考えるとこの教育四法の成立が大きな影響を与えたのではないだろうか。また、このような米国の植民地支配を彷彿させる拒否権の行使は、今日の普天間飛行場辺野古移設問題に通ずる構造があるように思われる。

つまり、これまで米国統治下の苦難の中にありながらも沖縄住民が培ってきた「日本国民」としての自覚を米国政府さらには日本政府は無視し、「日本国民」ではない「沖縄人民」として沖縄と他県とで異なるダブルスタンダードで対応するという差別が根底に存在するのではないだろうか。そうして、この差別は、沖縄と本土を切り離れた占領時代及び統治時代から現在にまで至る、沖縄に米軍基地機能を集中し維持するという、米国政府、さらに日本政府の政策に繋がる構造的なものと言えるのではなかろうか。

(3) 労働三法について

最後に、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法の労働三法について述べたい。

第1回議会では、労働三法について審議しているが、立法院における拒否権発動の初めてのケースとなった。1952年7月11日に労働組合法案が可決されたが、その第4条の「使用者」を「人種、国籍、の如何を問わず事業主又は事業の経営担当者」と定義した。

これは、米軍とその下で働く6万8千人の基地労働者も民労働法の適用を受けることを意味し、第8条は、労働組合の政治活動の自由を保障し組合活動に対する官憲の干渉排除をうたったものであった。

一方、米軍は基地労働に関する基本法である特別布告第24号「労務と雇用」その他付属例を定めていたが、団結権や争議権は認めていなかった。結果的に、法案は第8条を削除したものの第4条を含む労働組合法案として可決された⁵⁵。

同日の7月11日、民政官陸軍准将ジェームス・M・ルイスは、早速、立法院議長護得久朝章あてに、立法案が旧日本法規や民政府布告布令と抵触せぬよう修正や廃止の総合調整が必要であり、それを経ず単に現行の布告命令及び指令を参考にして立法をなすことは望ましくないとした勧告書簡を送った。

結局、可決された法案は行政主席に送られたが、主席は署名せず立法院に返送した。11月3日、ルイス民政官は立法院あてに、立法院の労働法案には労働基準法がなく、労働組合法と労働関係調整法を施行できないとし、さらに労働基準法案は日本労働基準法と同一で、工業化された日本と異なる農業経済の琉球に適さない上、法案施行に当たって組織、人、技術も

不十分であるとの書簡を送った。

立法院では、引き続き法案を審議していたが、ルイス民政官は11月13日再び書簡を立法院に送り、先般の書簡の処置以外の行動を採ることは間違いであり、再考慮はしないと事実上の拒否権行使を示唆したのである。立法院は書簡の勧告を振り切り、11月15日に労働組合と労働関係法調整法を可決したが、結局、拒否権の行使により廃案になった⁵⁶。

ここでは、基地関連の仕事に従事する基地労働者やそれ以外の労働者の権利が米国民政府により制限され、ストライキ等の労働運動の後に、参加者がいとも簡単に解雇やレイオフを受けることを防ごうと人権拡大に奮闘する立法院の動向が見えており、立法院と米国民政府とのやり取りや、労働条件をめぐる争議、それに対する米側の解雇等の対応が大きな社会問題となり、労働運動を起こした。

労働三法に関連した基地内労働者及び基地工事の請負関連労働者等による労働運動は、その後の教育四法の問題や教職員組合を中心とする運動とも重なり、学生や一般大衆を巻き込んで、後の復帰運動へと繋がっていく大きな原動力となる。その意味で、立法院は沖縄における人権拡大の先峰としての役目を果たしていた。

6. 終わりに

以上のように、立法院と米国民政府の拒否権について述べてきたが、立法院は三権分立の下で立法の府と位置づけられながらも、自治や人権に関わる法案制定の過程で、米国側の拒否権行使等の抑制を受け続けてきた。しかしながら、それに対抗していく立法院の姿には、米国統治下において制限され、拒否されてきた沖縄が本来有すべき自治や人権の回復や獲得の歴史が凝縮されている。

三権分立という民主主義制度を取りながらも、実際には大きな制約が存在し、日本国憲法適用外にある状況の下で、唯一の住民代表の立法院といえども、拒否権により立法権が機能しなかった。しかし、その中で、幾多もの法案の成否を巡って、米国民政府及びその影響下にあった行政主席と立法院との度重なる葛藤が、沖縄の自治権や人権拡大に繋がっていった一面もあったのではなかろうか⁵⁷。

21世紀の沖縄の現状を考えるにつけ、復帰は果たしたものの、米国政府から相手が変わって、日本政府が沖縄と対峙しているというのが現在の沖縄の状況ではないだろうか。

復帰したとはいえ、変わらぬ基地問題は、むしろ国内問題として矮小化された感すらある。現在において、拒否権という言葉は表にこそ出ないが、形を変え、より巧妙な形で政府から沖縄へ働きかけられている。

立法院が沖縄の民主主義の形成に果たした役割については、依然明らかにすべき点も多いが、小稿では、その糸口の一つとして拒否権について述べてきた。

こうして拒否権について述べてきたのであるが、今日の沖縄は、当時の立法院が米国民政府と拒否権を巡るやり取りの中で人権や自治の拡大を図ってきた状況と重なる。翁長知事に

よる前知事の辺野古海域埋め立て承認の取り消し、その後のジュネーブでの国連会議での訴え、国との裁判、或いは逆提訴等の流れは、まさに立法院の第19回議会前後と重なる⁵⁸。

平成28年3月4日、沖縄の米軍普天間飛行場の移設計画をめぐって国が翁長雄志知事を訴えた代執行訴訟で、国、県双方とも福岡高裁那覇支部が示した和解案を受け入れた。

しかし、和解成立後間もない3月7日、国は翁長知事の埋め立て承認取り消しが違法としてこれを取り消すよう是正を指示した⁶⁰。

複数の裁判が長期化して、国と県の応酬が続いて対立が拡大することは、世論の喚起を招き、選挙にも悪影響を及ぼす恐れがあるとして、日本政府や米国政府は和解を結ぶことにより事態の收拾を図ろうとした。日本政府や米国政府にとり、三権分立の一角を担う司法の判断は予測がつき難く、最悪のシナリオを避けたかったのかもしれない。

しかし、沖縄県が和解受け入れを受けた直後に、政府は掌を反すように埋め立て承認の取り消しの是正を指示したことは、辺野古移設の意思を変えないということであろう。

今回、司法が示し成立した主な和解は、埋め立て承認の取り消しに係り「今後新たな訴訟を提起した場合は、日本政府と県がその判決に従う」、「普天間飛行場の返還及び本件埋立事業に関する円満解決に向けた協議を行う」というものであるが、その後の協議も平行線のままである⁶¹。

あたかもこのような時期の3月13日に米海軍1等水兵による女性観光客の暴行事件が那覇市で起きた⁶²。3月17日には那覇市議会が抗議決議が可決⁶³、3月21日には辺野古のキャンプ・シュワブのゲート前で緊急抗議集会が開かれ2,500人が参加した⁶⁴。3月22日には沖縄県議会が抗議決議が可決された⁶⁵。

基地問題と女性暴行という基本的人権の蹂躪がまさに同時に起きたが、これは米国の沖縄統治時代と何ら変わるものではない。復帰して日本政府の下にありながら、沖縄が背負った米軍基地の円滑な機能維持という最大の重荷は何も解決されていない。米軍政府と立法院の関係はそのまま日本政府と翁長県政とに置き換わり、その基本的対立の構造は何ら変わるものではないと思料される。その意味で本研究の意義はむしろ増すものと考えられる。

1 『琉球新報』2015.11.17.

2 「米国統治」という表現については、「米軍統治」という表現も良く使われている。

これは、沖縄戦の指揮官であったニミッツ海軍元帥名による米国海軍政府布告第1号「米国軍占領下の南西諸島及び其の近海住民に告ぐ」で、「米国軍政府の樹立と日本国政府のすべての行政権及び司法権の停止」等を宣言しており、以降、沖縄統治の歴代トップも軍出身者であったことから「米軍統治」が一般的である。

本稿では、1952年4月28日に発効した対日平和条約（対日講和条約）により、戦時国際法に基づく米国の沖縄占領は、条約に基づく統治へと移行し、対日平和条約3条では「沖縄を米国の統治下に置く」ことを定めたことから「米国統治」と記している。

さらに、沖縄統治に関しては、国防省の組織である軍のみだけではなく、国務省も深く関与していると思料されることから、本稿では「米国統治」との表記をしている。

- 3 翁長知事談話、『琉球新報』2015.11.17.
- 4 「琉球列島米国民政府に関する指令」指令A責任 (1)
- 5 「琉球列島米国民政府に関する指令」指令A責任 (2)
- 6 英語表記については、「米国の沖縄統治下における琉球施府以前の行政組織変遷関係資料 (1945～1952)」(沖縄県公文書館、2000年3月)等を参考とした。
- 7 「琉球列島米国民政府に関する指令」指令B目的 (1)
- 8 「琉球列島米国民政府に関する指令」指令B目的 (1) (ハ)
- 9 『新沖縄県史 資料編14 現代2 琉球列島の軍政 (和訳編)』 沖縄県教育委員会
- 10 琉球列島米国民政府布告第13号「琉球政府の設立」第1条
- 11 同第2条
- 12 同第4条
- 13 同第3条
- 14 1953年1月26日立法第5号立法院法では、常任委員会は6委員会(行政法務・内政・文教社会・経済工務・議院運営・予算決算)が置かれ(同法第28条)、特別案件を審議する特別委員会(同法第31条)と事務局(同法第79条)が置かれた。
当初、常任委員会(1952年4月1日時点)には、行政法務委員会、財政金融委員会、商工資源委員会、文教更生労務委員会、運輸通信工務委員会、予算決算委員会、議会運営委員会、懲罰委員会の8委員会が置かれた。
- 15 琉球列島米国民政府布告第13号「琉球政府の設立」第2条
- 16 同第2条
- 17 琉球列島米国民政府布告第13号第7条
- 18 同決議については、『沖縄県議会史第18巻資料編15立法院Ⅱ』第4回議会(定例会)(沖縄県議会、2002年pp.537～546.)に詳しい論議がある。
- 19 米国民政府布告第13条第3条
- 20 米国民政府布告第2条
- 21 米国民政府布告第7条
- 22 アイゼンハワー大統領名の「琉球列島の管理に関する行政命令」行政命令第10713号では、冒頭「合衆国は、対日平和条約の第3条によって領水を含む琉球列島の領域および住民に対して、行政、立法及び司法上のすべての権力を行使しているので、よって憲法により、本官に与えられた権限にもとづき、かつ、合衆国大統領及び合衆国軍隊の総指揮官として、ここに次の通り命令する」とされ、その第2節では「前述の権力は、合衆国大統領の指揮監督に従って国防長官が行使する」とされている。
- 23 「琉球列島の管理に関する行政命令」行政命令第10713号第11節抜粋
- 24 『沖縄県議会史第17巻資料編14立法院Ⅰ』 p.998～999

- 25 『沖縄県議会史第17巻資料編14立法院 I』 「拒否立法案理由集」 p.998より筆者作成.
- 26 南方同胞援護会編 『沖縄復帰の記録』、発行年p.28
- 27 同上書、 p.38
- 28 『沖縄県議会史第17巻資料編14立法院 I』 第40回議会（定例）より（沖縄県議会、2001年p.1031）
- 29 同上。
- 30 「琉球政府立法院の機能と成果」（『議会政治研究』 No.25、 pp.58 ～ 59）
- 31 同上。
- 32 拒否権を行使しなくても民政副長官は琉球政府をコントロールすることができた。
米国民政府訓令30号（1951年6月7日）では、琉球政府は法案を立法院に立法勧告する前にそれを米国民政府に提出して、その承認を得なければならないとし（事前調整）、また立法院で可決された法案は行政主席の署名で立法となるが、行政主席はその署名の前に米国民政府の承認を得るよう義務づけられていた（事後調整）。
中野育男「米国統治下沖縄の軍政から民政への移行」『専修商学論集』第92号2011年、69-87ページを参照。
- 33 『沖縄県議会史第17巻資料編14立法院 I』（沖縄県議会 2001 P999）
- 34 『沖縄県議会史第3巻通史編3』（沖縄県議会 2014 沖縄県議会関係年表 P103～104）
及び『沖縄復帰の基本問題 昭和45年度沖縄調査報告』（国立国会図書館 調査立法考査局 1971 沖縄戦後史略年表 P436～556）
- 35 『沖縄県議会史第3巻通史編3』（沖縄県議会 2014 P103～104）
- 36 『沖縄県議会史第3巻通史編3』（沖縄県議会 2014 P108～110）
- 37 これらについては、「沖縄県議会史第3巻通史編3」P108～112に詳しい
- 38 『沖縄県議会史第3巻通史編3』（沖縄県議会 2014 P100）
- 39 沖縄からの帰国後、マキューン博士はフロリダ大学に移り、沖縄地理研究に尽力し、沖縄に住む地理学者と一緒に「琉球列島プロジェクト研究と分析」の研究誌を続けた。また著書「琉球島」1975年版は沖縄の地理、歴史、政治、文化、社会について要点を盛り込んだ沖縄学の入門書である。「アメリカ、カナダにおける沖縄研究の歴史と課題」より（仲地 清、法政大学沖縄文化研究所、沖縄文化研究、20: P309-335、1993-12-11）
- 40 『沖縄県議会史第3巻通史編3』（沖縄県議会 2014（以下ページ以外省略） P151）
- 41 宮里政玄『アメリカの沖縄統治』岩波書店、1966年他に詳しい。
- 42 『沖縄県議会史第3巻通史編3』 P169～170
- 43 『沖縄県議会史第3巻通史編3』 P108
- 44 『沖縄県議会史第3巻通史編3』 P79～80
- 45 『沖縄県議会史第3巻通史編3』 P105～107
- 46 『沖縄県議会史第3巻通史編3』 P151～152
- 47 『沖縄県議会史第3巻通史編3』 P153～161

- 48 『沖縄県議会史第17巻資料編14立法院 I』（沖縄県議会 2001（以下はページ以外省略）P1010～P1012）から筆者要約
- 49 『沖縄県議会史第17巻資料編14 立法院 I』P1014～1016から、筆者要約
- 50 『沖縄県議会史第2巻通史編2』（沖縄県議会 2013（以下ページ以外省略）P455～456）
- 51 『沖縄県議会史第2巻通史編2』 P491～492
- 52 『議会政治研究 NO25』
- 53 これについては、『自治おきなわ』（沖縄町村会 2013年7月号No429）P9で、元県議会事務局 長 真喜屋実顕（まきや さねあき）も同様に述べている。
- 54 米国統治下において、沖縄は日本国憲法の適用外ではあったが、日本国内と同様な教科書による日本語での教育が行われ、国歌斉唱や日章旗が国旗として掲揚もされる等により、住民は日本人としての自覚を有していた。
- 55 『沖縄県議会史第2巻通史編2』 P340
- 56 『沖縄県議会史第17巻資料編14 立法院 I』P1000～1002 から筆者要約
 なお、労働3法案と拒否権との関わりについては、沖縄県議会史第2巻通史編2 P340～344に詳細が記されている。
- 57 日本の政治のしくみや行政の構造を考える時、米軍統治下、日本と切り離された沖縄では日本国憲法の適用もなく、明治憲法の適用が米国統治により絶たれたわけでもない状態であり、民法や刑法等の法律は引き続き日本に準ずるという特殊な法体系にあって、立法院は機能した。只、復帰に際しては、法律等の制度が上記のように日本本土とある程度共通したことにより、日本国憲法下の法制度移行が円滑に進んだということもある一面として言えよう。
- 58 奇しくも、第19回議会冒頭における2.1決議の共同提案者に翁長知事の実父翁長助静がいるのは必然的な運命であろうかとさえ思われるものである。
 今となっては、建物さえ跡形もなく消え、復帰により消えてしまった立法院にはあるが、その存在は他県に類を見ないものであり、その関連資料は極めて貴重なものである。特に、米国民政府資料については、ほとんどが英文であったが、当時の立法院事務局には議事課や政務調査課の職員以外にも翻訳官を多数抱えていた。これらの方々も含めて、『沖縄県議会史』刊行までの関係者のご労苦は如何ばかりであったかと思うものである。改めてこれら関係者のご尽力に感謝と敬意を表したい。
- 59 『琉球新報』2016. 3. 5、1面、6面
- 60 『琉球新報』2016. 3. 8、1面、2面、3面
- 61 『琉球新報』2016. 3.24、1面、2面
- 62 『琉球新報』2016. 3.15、1面、2面、3面、5面
- 63 『琉球新報』2016. 3.18、1面、2面
- 64 『琉球新報』2016. 3.22、1面、2面、3面
- 65 『琉球新報』2016. 3.23、1面、3面

琉球列島の里山の多様性の解明にむけて —徳之島の有用植物の報告から—

盛 口 満*

For elucidate, diversity of Satoyama at Ryukyu Archipelago —From report of useful plants in Tokuno-shima Island—

MORIGUCHI Mitsuru

要 旨

かつてと大きく姿を変えてしまっている琉球列島の里山の実態について、あらたに徳之島の聞き取り調査の結果を踏まえて考察を行った。その中から、今後の課題としてシュロに注目すべきことが明らかになった。

キーワード：琉球列島 徳之島 里山 魚毒 シュロ

1. はじめに

琉球列島の里山は、戦後、複合的な事由から大きく姿を変え、現在はかつての姿を推し量ることさえ難しい状態になっている。沖縄島を例にすると、激しい地上戦に巻き込まれた中南部はもとより、比較的戦争の被害が小さかった北部の集落においても、1963年の大干ばつを機にする田んぼの減少を筆頭に、やはり里山の風景は激変した（盛口 2011）。そのため、年配の方々から「田んぼのあったころの植物利用」について聞き取り、その内容から琉球列島の里山を復元できないかという試みを続けてきた。最初に注目したのは、田んぼの緑肥用植物と、ソテツの利用についてであり、聞き取り調査の結果、琉球列島の中に緑肥としてソテツの葉を利用する奄美大島を中心とした地域と、利用しない沖縄島中南部を中心とした地域という区分が見いだされることがわかった（盛口 2015a）。聞き取り調査を進めるうちに、琉球列島の里の自然は島ごとや、シマと呼ばれる集落ごとにも多様性がみられることがわかってきた。そうした多様性を見て取る指標として、次に魚毒植物に注目することにした。魚毒は、どんな植物を利用するかだけでなく、どのような場所、どのような集団で漁を行う

* 沖縄大学人文学部こども文化学科 kamage@okinawa-u.ac.jp

かについても、様々な違いがシマごとにみられ、例えば同じ沖縄島北部・やんばると呼ばれる地域であっても、国頭村奥と名護市底仁屋では違いがみられる（盛口 2015b）。調査からは、琉球列島からは従来報告されていたもの（長沢 2006）よりも多く種類の植物が魚毒として利用されていたことがわかりつつある（盛口 2016予定）。このように、かつての琉球列島のそれぞれのシマの里山の共通性と特殊性（全体を通しての多様性）について、植物利用から明らかにできつつある。さらに、より多くのシマにおける聞き取りを続けることとともに、あらたな視点として繊維植物の利用に着目することはできないかと考え、徳之島における聞き取り調査を行い、その結果を考察することを試みた。

2. 調査方法

徳之島において、島の自然や文化の保護・継承に関しての様々な活動を行っている、徳之島虹の会に協力を依頼し、徳之島のいくつかのシマ（母間および花徳、井之川、西犬田布）出身の方々から植物利用の話伺った。

聞き取りのキーワードとして、魚毒、ソテツ、田んぼ、繊維利用植物（特にシュロ）、野生キノコ、竹などを適宜、発問に取り混ぜ、そうしたキーワードとかかわる植物利用について特に聞き集めるように留意した。

3. 聞き取りの記録

3-1. 母間・花徳の方々からの聞き取り（2015年6月6日）

話者

行山武久さん 昭和19年母間生まれ

池畑新一さん 昭和16年母間生まれ

政岡良治さん 昭和8年花徳生まれ

元井秀隆さん 昭和16年花徳生まれ

盛口：田んぼのあったころの植物利用について、琉球列島のあちこちの島でお話を聞かせていただいています。お話を聞かせていただくと、それこそ、集落ごとにといいほど、それぞれの利用方法や、植物の呼び方があるのだなと思われています。

元井：昔は徒歩でしたから、歩ける範囲を超えると言葉が違ってしまいます。

政岡：昔の人は、水の色が変わったら、言葉が変わると言っていました。花徳でも、上と下では言葉が違っていたりします。

盛口：昔、潮だまりとかに、草をもんで入れて、それで魚を酔わせて、捕ったりしませんでしたか？

政岡：やりました。ミズクサ（和名：ルリハコベ）です。紫の花をつける草で、春先にこれ

を使いました。

元井：昔はツバキの種を搾って油をとって、その粕をもって使って使いました。8月の15日に集落をあげて、水たまりの大きな所へ行ってやるんです。年中行事みたいなものです。油粕を持ち寄って、水たまりにふって、魚が浮き出したときに、捕ったという、そういうのがありました。ツバキの種を搾って、油をとって、炊くと泡がでます。その泡をナッパで取って、できた油を食用にしました。

政岡：ツバキの油を搾って、ミカンの葉を入れて、沸騰させてというふうにもしました。

元井：ツバキの木は、昔はだいぶありましたから。

政岡：ツバキ油絞るのは、いまでもグループでやっていますよ。子どもたちに見せたりとか。魚を捕るとき、青酸カリを使うと、ころっと死にますが、ツバキの搾り粕だと、酔ったようになります。

行山：イジュも使いました。

政岡：イジュは皮をむいて、海で皮を砕いて。あと、花徳でシャーマーギと呼ぶ、エゴの実も砕いて使いました。

盛口：エゴの実も使ったのですか？ 屋久島以北の本土では、エゴの実を使いましたが、奄美・沖縄の島々でエゴを使う話は初めて聞きました。

元井：デリスもやりました。デリスは強いので、魚がみんな死んでしまいます。ツバキだと毒がそれほど強くないので、魚が酔っぱらっているようになります。沖縄でスクと呼んでいるアイゴの子どもがいますね。スクをとるときは、毒の弱いものを使わないといけません。海藻がいっぱい生えているところで泳いでいるので、強い毒を使って、死んでしまつて底に沈むと、拾うのが大変です。だからツバキの搾り粕を使いました。

盛口：ヤンバルの奥でも、スクを捕るときにイジュの皮の毒で弱らせるという話を聞きました。しかし、それ以外では、スクを捕るときに、毒を使うという話を聞いていません。

元井：イジュはあまり花徳にはありませんでした。中村さんが、材にするからといって、植林したので、そこにはいっぱいありましたけど。イジュは、今は増えましたね。

行山：スクは友達と捕りに行くけど、本当に一か所にかたまっているときは、網をそつといれてすくうことができます。ただ、イノーには行ってきて2、3日するとかたまっていなくて、あちこち泳ぎ回るようになるので、そうしたときに毒で弱らせて捕ったということじゃないかな？

元井：スクは大きく育ったものは、今度は、塩をして焼いて食べて。そうして大きくなったものは毒もっているもので、刺されると痛い。

行山：毒を入れることをコといいます。潮だまりを見て、「もう、コ入れられているよ」と言ったり。

盛口：沖縄では、ササと言っていますね。川にいるオオウナギを捕るのに、毒を使いませんでしたか？

政岡：グムルという木の葉を使いました。この木の葉は、ラッカセイを炒ったようなにおいがします。葉っぱの骨の赤い木です。神戸にいたことがあります、神戸では庭木にしていたね。葉っぱの分厚い木です。

盛口：サンゴジュですね。沖縄の名護でも、ウナギを捕るのにサンゴジュを使ったという話を聞きました。

行山：川と海では毒の効き方が違うので、使う植物も違います。

政岡：戦後、集落の中のグループごとに、この川でやろうと決めて。午前中にグムルの葉を刈って、棒でたたいて。そうすると、川の水がまっ黒くなって、ウナギが酔っぱらったようになって出てくるわけです。その後、青酸カリを使うようにもなりましたが。サンショウの葉っぱでもできますが、サンショウは一般にはたくさんありませんから。

元井：タデでもやったことがあるな。

政岡：川でやるときは、石で川を仕切って、上流で葉っぱをたたいて。

盛口：もう少し、8月15日の時の話を教えていただけますか？

元井：コを入れたのは、サギジャイノーです。畔ビーチの近くにあります。

盛口：捕った魚で宴会とかをするのですか？

元井：捕った分、もらえました。大人が油粕を水たまりにふって、魚が浮き上がってきたら、号令かけて、みんなで走り込んでいって、捕ったんです。思い出がありますね。サギジャイノーの水のないところに、それほど大きくないウツボが出ておったんですよ。ザルに追い込んで、腰のかごに入れて。おとなしいんですね。ウツボはかむというけど、本当にかむのかなと思って、指でつついたら、かみつかれて、指がばちっと切れてしまっ。弱っていておとなしいから大丈夫と思っていたんですけど……。そういう思いではあるんですよ。

政岡：捕った魚を海で洗っていると、ウツボが出てくる。それをモリで突いてね。

元井：夜、タコ捕りにいったときも、よくウツボでできましたね。

政岡：名前がわからないが、目が大きくて、尻尾のほうに急になる魚がいて、これが決まった穴の中に入り込んでいる。3か所、そうした穴がありました。ツバキの油粕を袋に入れて、長い竿の先につけて、穴の中に入れると、酔っぱらったようにして出てくる。そんなこともやりました。

盛口：昔は母間や花徳のあたりにも、田んぼはありましたか？

元井：水が引けるところは、全部田んぼでしたよ。

行山：減反のときに畑になってしまったんです。

元井：ここでは米は二期できよったですよ。8月に刈り入れしたら、苗床をつくって。1期目は、苗が育つのに40日ぐらいかかりました。

政岡：一期は7月末に刈り取るから、7月20日ごろに種をまいておくと、二期の田植えにまにあいます。高校野球の決勝戦のころには、田植えが終わっているわけです。1期作の目安として、タネツケギというのを目安にしている人もいました。タネツケギが若葉を出し

たら種をつけると……。これは特定のカシの木を決めていたんです。

元井：種つけというのは、モミをかますに入れて水につけておくと、芽がでるので、それを苗代にまくということです。

政岡：芽をださせるときに、牛の堆肥を使ってあたためてやるとか、そういうこともしました。

元井：各家庭に牛や馬がいましたから。これは堆肥目的でもありました。

盛口：田んぼの肥料にソテツの葉を踏み込んで入れましたか？

元井：ハダシで踏み込みました。これが痛くて。

政岡：ソテツだけでなく、ソラマメの葉を切って入れたりもしました。緑肥用のルーピンという植物もありましたが、これはあまり使用しませんでした。山に近いところに田んぼのある人は、山の柔らかな葉っぱを切り込んで入れたりもしました。アサグル（和名：フカノキ）とかです。

盛口：田んぼにタニシやドジョウはいましたか？

元井：タニシいました。2種類いて、大きいのがマーダンミヤ、小さいのがターンミヤ。よく食べたのはマーダンミヤのほうです。ドジョウもいました。フナもいました。ウナギもカニもいっぱいおったけど。カエルもイナゴもいっぱいおって。ドジョウは食べよったですよ。イネを刈ったあと、人の足型が田んぼにあって、そこは少し深くなっています。ドジョウが潜んでいる足形は、水が濁っているんで、そこを手ですくってドジョウを捕りました。

行山：フナを捕りに花徳まで行ったけど、深い容器がなくてね……。

元井：そのころは、年中、水をきらさない田んぼでした。

盛口：田んぼにウナギ捕りに行きましたか？

政岡：ノコギリを使って、ウナギ切りに行きました。夏の夜です。一期作を刈り取ったあとの田んぼに行きます。

元井：イナガラウナギといって、イネを刈ったあとのウナギはおとなしくて逃げないと言って。

政岡：ウナギとハブが同じくらいいるという田んぼにいて、ハブは頭だけ切り落として、胴体は腰につけて、2匹ぐらいぶら下げてウナギ捕るということもありました。

盛口：昔は、シュロも栽培されていましたか？

政岡：ありました。

盛口：そのシュロが、沖縄の島々ではすっかり姿を消しているのですが。

政岡：クバ（和名：ピロウ）は皮を剥かないままでも育っているが、シュロは皮を剥かなくておくと、繊維が幹を絞めつけて、成長ができなくなるんです。シュロの皮を剥いて、ツバキ油を搾るときの袋を作りました。皮を二重に重ねて、その中にツバキの種を入れて、マツの木に穴を掘って、そこに袋を入れて、楔をいれて搾ります。シュロの皮だと、こう

しても破れないんです。

元井：シュロ縄も使いました。

政岡：シュロ縄は丈夫で腐りません。でも、腐らないから、シュロ縄の棘は人に刺さると大変です。背負い籠の紐もシュロ縄で作りますが、シュロは丈夫なので紐のあたったところの服が破れてしまうのが欠点でした。アダンの繊維で作ると、柔らかいのでそんなことはありません。

盛口：シュロは、今、ほとんどありませんか？

政岡：ツバキを搾るときの袋を作ろうと思って探しました。まだ何本か残っていましたが、皮は取れませんでした。シュロ縄は、牛の鼻綱にもしました。

元井：牛の鼻綱は腐りやすいので。

政岡：草を刈るときのかごは、シュロ縄の紐を肩にかけます。肩から斜めに紐をかけて、かごを腰のところに下げるわけです。そうすると、紐のあたった、肩のところの服が破れてしまうのです。

元井：昔、草刈は、田んぼの畔道の草を全部刈ったものです。

政岡：その後になると、キビの葉も家畜のエサとして使えるようになって……。そうした変化のおきる、昭和30年代後半までは、どこに行っても草はありませんでした。草が伸びる間もなく刈られてしまうので。ススキなんかもありませんでした。

行山：これが、シュロで作った、かごの紐です。こちらにあるのは、シュロで作ったものではありませんが、マサカリの刃にあてて、刃を保護するものです。こうしたものも、昔はシュロ縄で作りました。

盛口：アダナス（アダンの気根で作った繊維）は何に使いましたか？

政岡：アダナスは、一般的なもので、いろいろな縄として使いました。イグサは繊維が長くて縄を作るのは簡単ですが、アダナスで作った縄のほうが長持ちしますから。

元井：アダナスは伸びだして1年目のものを使います。あんまり固くないものを使うのです。

盛口：長く伸びたものを使うわけではないんですね。

政岡：1年目のものは節がないですから。繊維をとったら、一度、海水に浸けてから、干して、使います。

元井：フヨウ（和名：サキシマフヨウ）の皮も剥いで、泥につけて、そうすると繊維が残ります。それを洗って、アダナスと混ぜて縄をつくと、柔らかいものが作れます。フヨウだけで縄を作ると、柔らかすぎて、腰が無くなるから。

政岡：一番長持ちをするのは、アコウの根っこです。これを叩いて縄にしました。ものすごく強いものです。鋤を引くときの綱としては、マニラロープより強くて、腐らないし、弾力もあるという者でした。うちで飼っていた牛の中に、縄を食いちぎるやつがいたんです。すると父が、アコウの根をとってきて縄をつくったら、牛も簡単には噛みきれませんでした。そうしたことがあったので、アコウの根の縄のことをずっと覚えています。

盛口：野山で取れるキノコについて教えてください。

政岡：キクラゲ、シイタケ、それから木に生える白いキノコのカタナーバ（ヒラタケ類？）。

それと土に生えるのは、ケブシナーバ。これは煙のキノコという意味です。大きくなったら、煙を吹きます。あと、中華料理にあいそうな、ジンダグというキノコもあります。これは畑に丸っこいものがでていうもので、食べるとコリコリします。シメジみみたいなキノコもありました。

行山：花徳ではジンダグ（土の団子の意味）というけれど、母間ではミチャヌクワツ（土の子の意味）です。食べるのは白っぽいうち。黒っぽくなったら終わりです。おみそ汁に入れたりしました。昔は畑にも出たけれど。

元井：昔は山に入って材を取りましたから。木を倒して、マサカリを使って、その木を山で荒どりしてから材をおろします。そのとき、木端はそのまま捨てておきます。シイの木やカシの木を伐りました。そうすると、その木端から、1年、2年すると、シイタケが生えよったです。今は木を伐らないから。そうすると台風で倒れたような木しかありませんから。

政岡：昔は、新の12月ごろに木を切ったら、菌が入ると言っていました。木の水が切れたときに切るといいと。

元井：材を取るのも、その頃がいいと言っていました。

政岡：あと、台風が来ると、菌が刺激されてキノコがでやすくなるという話もありました。

行山：木のハンマーで菌の入っている材を叩くといいという話もありましたね。

盛口：イシクラゲは食べましたか？

政岡：花徳ではハテオサと呼んでいました。海岸端にいっぱいあって、食べた。

元井：食えるということは聞いたけれど、食べたことはないです。

（注：この話のあと、政岡さんが実際にケブシナーバを外から取ってきてくれた。実物を見たところ、これはコツブタケであった）

行山：花徳ではエゴノキのことをシャーマギといっていますが、母間ではシラマギといいますが。集落ごとに名前が違うんですね。シラマギは材を割ると、中がキレイで、正月の門松に添える薪にしました。門松は、シイ、マツ、竹で作って、砂を盛って、薪を添えます。エゴノキはまっすぐに伸びる木なので、薪にするときも割りやすいです。

行山：牛の鼻綱につける、木製の玉は何で作ったかな。

政岡：ハナゴラね。あれはリングノキ（和名：デイゴ）で作った。最近プラスチックだが。

行山：牛の鼻に穴をあけるときは？

政岡：牛の鼻を触ると、うすくなっているところがあって、そこをもみつぶしてから畳針で穴をあけます。

元井：簡単に穴が開くよ。穴の中に綱をつけるときは、縄にイモをつぶしたものをすりこんで、ひっかからないようにして穴に通します。

行山：穴をあけた後、見て怖がるようにならないようにと、鼻の穴をあけるのは、牛の主で

はいかんと言っていました。

政岡：山にびわの葉っぱに似た葉っぱのゴーギ（和名：ヤマビワ）という木があります。まっすぐに伸びる木です。この木の材は曲がりやすい。ゴーというのは、丸いざろのようなもので、モミと玄米とかを振り分ける時に使うものです。そのゴーの杵に使うから、ゴーギ。最近は大木を使ったりしますが、ゴーギを丸く曲げて使っていました。戦後、器用な人は、この木を使って、薄く削って、ギターの本を作ったりしました。

ハチコーギ（和名：ホソバムクイヌビワ）という木もあります。葉っぱがザラザラしています。葉っぱの先に、赤い実のようなものがあります（注：虫こぶのこと）。葉っぱは牛のエサにもなります。材の目がものすごく細かいので、水分を吸いにくい。それで、この木で、田んぼの表面をならすレーキのような道具を作りました。木は育ちやすい木で、火打石で火をつけていた頃、この木の腐ったものをほくちにしました。

ウジギ（和名：ウツギの仲間）は、葉がざらざらしています。これは、カイコのマユから糸口を取るのに使いました。葉にひっかけて、マユから糸を取るのです。子どもの頃、「取りにいってこい」と言われたものです。白い花が咲く、あまり大木にはならない木です。

盛口：ドンダリにはシマの名前がありましたか？

政岡：ないです。樫にはアカカシとクカシというのがありました。丸い実と細長い実をつけます。大きなカシはフーガンと呼ばれていました。

行山：ところで、茅葺屋根を葺くときにつかう、屋根を通す針には、沖縄では何を使いましたか？

盛口：たしか、竹とダスケー（和名：シマミサオノキ）だと思います。

行山：屋根を刺す針、竹を使う場合もあるし、クエ（和名：アデク）を使うこともありました。

元井：竹の針しか使ったことがありません。ふだんは、囲炉裏の上において、ススでいぶしています。長いものと、短いものと作っておいておきました。今では、茅葺屋根を葺くのも、できる人はそういません。屋根を葺くのは一人ではできません。下で、藁をまとめて、屋根の上にあげる役とか、たくさんの人がいて、できることです。

盛口：茅葺の材料は何だったのですか？

行山：ワラとカヤをませたものです。カヤというのも、チガヤとススキの両方です。棟を抑える木は、シイの木で、これはイッキヤと呼んでいました。

屋根を葺くにはたくさんの縄も必要です。この縄も、なかせたらどの人の縄がいいかというのがあったりしました。

元井：つなぎ目がうまい人がいました。

行山：ワラを屋根の上にあげるのには、先が二股にわかれた棒にはさんであげました。ただ、それも屋根の上から呼ばれてからあげるようじゃだめなわけです。屋根の人が必要な時には、もうあがっている……というツーカーの中でないと。屋根と言えば、うちだけ便利瓦だった時代があります。これは、紙にコールタールと砂が塗られたものです。茅葺の屋根

だと魚を干せないのですが、この便利瓦だと、屋根の上に魚をのせて干物にすることができました。

盛口：ヤギの好きなエサは何ですか？

池畑：ハチコーギ、ガジュマル、イチャビ（和名：オオイタビ）。

元井：イチャビはつるだけど、あれと似た実をつける木がある。木のほうが、実は小さいが。

その木の実はミンコーと呼んでいた。アクチ（和名：モクタチバナ）で、竹馬を作りました。アクチの実は、空気銃の弾です。

行山：下駄にしたのは、アサグル、センダン、シラマズです。

池畑：シラマズは色が白いのでしゃもじにもしました。

行山：箸は、ミヤシガラという木から作りました。青くて、そんなに大きくない木です。

池端：ミヤシガラの皮の中は白い。

行山：正月は新しい箸を作りました。

元井：うちのおやじはなんでも作る人で、テルも自分で作りました。材料はデー（和名：ホウライチク）。デーは川沿いにありました。

行山：キビも、デーの若いもので、みんな縛りました。リュウキュウチクはマテといいます。

政岡：下駄を作ったのはアサグルやクルキ（ウラジロエノキ）。アサグルは成長早いし、どこにでもあるから。アサグルの下駄は、やわらかいので、作るときに削りすぎると、ぱーんとわれたりします。鼻緒の芯は、アダナスを使いました。クルキは大きくなったら、家具も作れます。

盛口：松の油分の多いところを松明などに利用しませんでしたか？

行山：アッスといいます。

元井：松の木を傷つけると、そこにヤニがたまるといっているので、傷をつけておきます。

行山：海のイダイ（夜の漁）にもアッスの松明、使いました。

政岡：昔、古タイヤをくれるという人がいたので、古タイヤを燃やしてイダイに行ったことがあって。そうしたら、タイヤが燃えながら飛び散って、うでにつくわ、あちにつくわと大変で。それにススがひどくて全身真っ黒。それでももらったものだからと、2,3回は古タイヤを燃やしてイダイに行ったよ。

行山：トベラはトゥビラ。昔は魔除けです。闘牛の時、牛小屋に縄を張って、トベラをさします。今はあんまりしなくなっていました。

盛口：ソテツの実のことは何と呼びましたか？

行山：スティツナイです。

政岡：ソテツのご飯は硬めに炊いて食べました。おかずは塩漬けのダイコンの漬物や、スクの塩漬け。

行山：ソテツの葉っぱはハエ払いにもしました。

行山：ヤギをつぶすでしょう。肉は必ず2斤ずつでしか、買えなかったものです。

政岡：骨と皮と肉をごっちゃにして売っていたから。

元井：ヤギはキライな人はキライです。父はヤギがダメで、鍋にもニオイが残るので、別の鍋でヤギを炊きました。

政岡：ヤギの血は薬と、結核の人が塩をちょっと入れて飲んでいました。ハブに咬まれた時はハブの胆が薬です。昔ながらの習慣で、みんな飲みますよ。

行山：昔はハブに咬まれることをエーマチと言いました。

元井：ハブのこともマジユンとっていました。昔はハブがいたら、必ず捕ったものです。石垣の穴に潜ったら、硫黄を炊いて燻し出したり。

政岡：僕は足をやられたよ。やられたところがちょうど骨のところだったので、キバがあまりささらなかったかしらんが。傷口を鎌で切って血をだして、田んぼで洗ってから病院行きました。

池端：これがハブにやられた足の傷です。雨合羽の上から咬まれました。自分で切りました。咬まれたのが山のでっぺんで、水もなかったので、切るだけ。

元井：ハブに咬まれたら、しばらく怖くて、庭にも出たくなかったです。

池端：1年ぐらい、怖い。体全体、病むように痛むから。

元井：ハブは皮を剥いたら、内臓も取れます。

行山：ハブの脂はカサ（皮膚病）に効くと言います。

政岡：水虫にも効く。

元井：やけどに一番。

政岡：ただし、脂を100ミリリットル取ろうと思うと、1万円ぐらいかかる。今、ハブ1匹3,000円だから。大きいやつ3匹ぐらいで、ようやく100ミリリットルの脂が取れるから。

行山：ここに作ってもらったハブの脂があるよ。まだ使ったことがないけれど。

盛口：話がつきませんが、そろそろ、ここで終わりにしたいと思います。本当にありがとうございます。またぜひ、続きの話をお聞かせください。

3-2. 井之川の方々のお話（2015年6月7日）

話者

町田 進さん 昭和22年生まれ

頂 ミツ子さん 昭和14年生まれ

富田 弘子さん 昭和10年生まれ

法元トシ子さん 昭和9年生まれ

頂 文吉さん 昭和8年生まれ

春山 信雄さん 昭和5年生まれ

（なお、徳之島虹の会的美延睦美さん、母間出身の行山武久さんが同席した）

盛口：お集まりいただきありがとうございます。琉球列島の島々で、昔のくらし……特に植物の利用についてのお話を教えてもらっています。どうぞよろしく願いいたします。まずお聞きしたいのは、昔、潮だまりで草をつぶして魚を捕ったりしませんでしたか……ということです。

一同：ああ。

頂（ミ）：ミズフサ（和名：ルリハコベ）ですね。魚に効くみたいですよ。

春山：種ができるときに使うのが一番いいと言っていました。

頂（ミ）：丸い種が一番、効くと。石でつついて入れると、魚が気分悪くなるみたいで……。

春山：旧の3月3日は、必ず、これを取ってやりよったですよ。

盛口：ほかの草や木で同じように魚を酔わせるものを御存知ですか？

春山：ハマフサといって、海岸に生えている草で、青い花を咲かせるものが使えます（注：草と表現されているが、海岸に生えて青い花を咲かせることから、ハマゴウということが考えられる）。それも石でつぶして、使いました。

法元：こういうのに使った草が最近はないようになっていきます。

頂（文）：キビ畑ばかりになって、ミズフサも減りました。イモを作っていたときは、多かったのですが。

盛口：イジュは使いませんでしたか。

春山：そうそう、イジュですね。

法元：それと、ツバキの種。

頂（文）：夜通し、種を臼でつぶして、それを使いました。

盛口：花徳ではツバキの油を搾った粕を使ったという事なのですが、油は取らなかったのですか？

頂（文）：ここでは油は取りません。魚を捕るためだけに種を夜通しかけてつぶしました。それをきれいに布に包んで、棒の先につけて、水たまりに入れて、揺り動かして……。

頂（ミ）：魚の隠れている穴の中にも差し込んでね。

春山：カタシの種と言っていました。ツバキには2種類あって、小さい実をつけるほうを、実ごとつぶして使いました。大きい実をつけるやつは、また別です。

盛口：川のウナギを捕るのにも、何か使いませんでしたか？

春山：ウナギを捕るときには、 Gumキ（和名：サンゴジュ）を使いました。

盛口：葉を使ったのですか？

頂（文）：そうです。葉をワラつちで、つぶして。デリス粉も使いました。あれはてきめんです。青酸カリより強いからです。

盛口：昔は、シュロがありませんでしたか？

春山：ありました。シュロ縄は、牛をつなぐ縄とかに使いました。今は見えないですね。あれとアダナシ（アダンの気根）とで、綱を作ってね。ワラで作ると腐りますから。5月5

日にはデーク（和名：ダンチク）の葉でチマキを作って、そのチマキをアダナシの紐でくります。

盛口：デークはどんなところに生えていたのですか？

春山：山にも部落にも生えていたが、部落に生えていたものの方が葉が柔らかくて、チマキには使いやすかった。

頂（ミ）：部落にもありましたが、今は減りました。

盛口：デークの葉を牛にあげたりすることはありましたか？

春山：牛にはあんまりあげなかった。

頂（ミ）：1年の中で、5月5日はデークムチの日です。

春山：3月3日はヨモギムチを作ります。

頂（ミ）：デークムチは、デークの色がお米についてね……。

春山：粉にしていない、丸米を水につけて膨らして、デークの葉に包んで蒸します。

美延：伊仙では、デークで包んだチマキをササマキと呼んでいます。

春山：昔はサンキラ（和名：サルトリイバラの仲間）の葉でも餅を包みました。今はやる人はいませんね。サンキラで包むとかおりがいいのですが。これも5月5日に作りました。ヨモギモチをサンキラで包んで。

頂（ミ）：サンキラはあんまりありませんから。今は、バナナの葉で包んだりもします。

春山：昔は、どこまでいってもサンキラの葉を探しましたが、今はそんなことまでしませんね。

盛口：ソテツの葉を、田んぼの肥料にしたりはしましたか？

春山：田んぼに入れたというけれど、あれは手間がかかるし、足に刺さって痛いし。肥料として畑に入れたりしたが。

頂（ミ）：あと、畑で、目印としてソテツの葉をさしたり。

春山：ソテツの葉は、苗を囲うのにも使いました。それと、ウズラを捕るときにも使いましたよ。ウズラはカヤの中に巣を作っているの、その巣の周りにソテツの葉をさして、逃げられなくて、一か所だけあけておいて、そこから逃げ出してくるものを捕りました。これは遊びです。ウズラは小さい鳥ですから、食べませんでした。

頂（ミ）：ソテツの葉の枯れたものを集めておいて、火をつけるとき、まずソテツの葉に火をつけてから、薪に火をつけました。

春山：ソテツの綿をぎゅーっと集めて、糸でまとめて、ボールを作りました。あの綿のことは、ナミノハナと呼んでいましたね。このボールで野球をやったりもしましたよ。

富田：ハブに咬まれたら、クワズイモの葉を下に敷いて、それから咬まれたところをカミソリで切って毒をだして、クワズイモの葉の茎のところで、何度もなでてやります。

町田：クワズイモの汁は皮膚につくと、かゆくなるでしょう。だから汁をつけることで、一種の麻酔替わりにするんです。

頂（文）：この手のところにある傷が、ハブに咬まれた痕です。昭和30年ごろに咬まれました。

クワズイモでなでて……。それでもはれてね。2週間してもはれが引かないから、吸い玉で血を吸って出しました。

富田：虫歯のある人は、咬まれた時に口で毒を吸ったらダメともいっていました。

春山：クワの若葉は食べました。おつゆに何も入れるものがなかったら、そういうものを入れて。

盛口：おにぎりを包んだりするのは、どんな植物だったでしょう？

頂(ミ)：バショウの葉を火であぶって、お餅などの敷き紙にしました。おにぎりも包みました。

頂(文)：火であぶるかわりに、さっとお湯でゆがいたりしてから使いました。

美延：今はサランラップがありますが、昔はそうしたものがラップ替わりだったんですね。

春山：ブタを殺した時も、肉をバショウの葉でつつんで下げておきました。

行山：ブタを解体するときに、下にひくのもバショウの葉です。

頂(文)：今なら、キビに入れる肥料袋を切って使うのが一番。

法元：昔は一軒で一頭ずつ、ブタを殺したからね。

盛口：畑の肥料にしたものを教えてください。

春山：牛の堆肥です。

美延：ほかには、海のものとかも使いましたか？

法元：ガチチ(ウニ)を使いました。

春山：使ったのは、食べられないウニです。黒いのではなく、白っぽい小さい物です(注：おそらくナガウニの仲間)。あれはキュウリなんかの肥料にしました。

美延：土に埋めたんですか？

頂(ミ)：そのまま作物の周囲において、腐らせました。

春山：埋めたりすると、わからなくて、踏んで怪我したりするからね。

美延：ホンダワラみたいな海藻……ムーは肥料にしませんでしたか？

春山：ムーは5月の頃、よく生えるから、刈ってきて、葉は捨てて、真ん中の骨のところは食べます。

頂(ミ)：ゆがいてから干しておいて。

法元：ヒジキみたいなかんじです。

頂(ミ)：ムーをゆでるとき、メハジキという草を鍋と一緒にに入れてゆでると、ムーが柔らかくなります。

頂(文)：あれを入れなかったら柔らかくならない。

春山：メハジキというのは、葉っぱが小さいやつです。

行山：カタバミのことですよ。

春山：必ずムーと一緒に炊きました。

美延：カタバミは、実をさわると、種がとびますね。それで、メハジキ……メハジキなのかもしれませんね。ムーは肥料にしなかったのですか？

頂（文）：食べるだけです。昔は畑に入れる人もいたが。

盛口：野山で取れるキノコについて教えてください。

春山：マチナバというのがあります。キノコよりも味がでます。内地のマツタケとは違いますよ。キノコとったら、シイタケのことです。台風があって、山の木が倒れるとキノコが出ると言っ、テングシ……これは井之川岳の後ろのことですが……そこまで採りにいったものです。

頂（文）：そこまで、歩いて2時間ではいけなかったですね。

春山：朝早く出てね。

美延：わざわざキノコを採りに山まで行ったのですか？

春山：そうですよ。夏、大風が吹いたあとはカゼナバが出ると言いました。これもシイタケのことです。夏のカゼナバはかごいっぱい採れました。冬のシイタケはそれほどの量は採れません。

美延：カゼナバが採れるのはいつ？

春山：夏だけど、風しだいです。

美延：マツナバが採れるのはいつ？

頂（文）：旧の9月です。

春山：今頃は木も倒さんようになったから、シイタケもあまり生えなくなって。昔は家を建てるときに、山で木を倒しましたから、よく生えよったのですが。

美延：ほかのキノコは食べますか？

頂（文）：食べませんね。

頂（ミ）：見分けがつかないから。

美延：伊仙だと、ミングリヤ（和名：アラゲキクラゲ）しか生えませんが。ミングリヤはガジュマルとかに生えています。

行山：キクラゲは柔らかい木に生えますね。

富田：昔はキクラゲを食べたけど、今は食べませんね。

行山：マチナバとマツタケがあります。マツタケは本土のものと違うので、僕らはマツタケモドキと言ったりもします。マツタケは、シバをかぶって地面から顔をだすので、シバカブラと呼んだりもします。マチナバの方は、マツの木の下に生えるキノコです。

頂（文）：マチナバは割ったら、赤くなる。そうならないものは、食べられない。

盛口：ややこしいですね。マツタケというのは、いわゆる本土のマツタケと同じような形をしていて、ちょっとこぶりのやつですね？ それでニオイもある。これ、シイの木の下に出ますか？

春山：島のマツタケはシイの木の下に生えます。

盛口：それなら、パカマツタケという種類ではないかと思ます。一方、マツの木の下に出るマチナバは、アカハツだと思ます。これは傷をつけると変色をします。アカハツは沖

縄でも食用にしているキノコです。

美延：マツタケはいつ出るのですか？

行山：マツタケは10月10日ごろ。運動会をやっても、出てこない人がいる……。マツタケを採りにいっているな……と。

春山：マツタケは一列になって、出ますよ。

盛口：この葉っぱ（ハマイヌビワの葉を見せる）は、ヤギのエサにしませんでしたか？

春山：ハナガと言います。これはヤギにあげました。これに似て、丸い葉をつけるオオギ（和名：アコウ）は怖いものでした。ケンムンがいるのもこの木ですから。

美延：アコウをオオギというのですか？ 伊仙ではウスクと呼んでいます。

春山：オオギは神様のいる木です。

頂（ミ）：ケンムンのいる木です。

春山：井之川ではオオギが怖い木ですが、ガジュマルはどうでもない木です。シマによってはガジュマルが怖い木といえますね。ケンムンは座ると、ひざが頭の上にまであってと。見た人もいるというけど。

美延：伊仙ではアコウの新芽を食べるんですが、こっちは食べますか？

法元：いやいや。下を歩くのも怖いです。

行山：恐怖心を持って歩いていましたよ。

美延：伊仙だと、夏場は野菜がないので、アコウの新芽を食べたのですが。

春山：井之川の方は、これが一番怖い木です。ガジュマルは家に植えても大丈夫なのですが。

頂（文）：ケンムンはおるよ。チンニャン（カタツムリ）を食べたあとの殻が落ちているのは、ケンムンが食べたものだから。ケンムンを見たことはないけど。

春山：夜。海岸に行くと、松明の行列が見えると。終戦後はよく見えよったけど、今は見えないね。

美延：遊びに使った植物はありますか？

頂（文）：デークの葉で舟、作ったよ。アダンの葉では風車。風車を回すことを、カーターラーモーシと言いました。

町田：あれをやっていると、「そんなことすると、風が強くなる」と大人に怒られよったよ。

行山：地震のことはナイというけど、ナイの初期微動くると、キョウ、キョウ、キョウ……というおまじないを唱える人がいたり。これは、京都は地震がないから、そう唱えるといという話のようだけど。

美延：台風は島口でなんというんですか？

行山：フーカディ。

盛口：梅雨は何というのですか？

行山：ナガム。ソテツの雄花が出ると梅雨が終わるともいいました。

春山：ソテツの雌花が開いてから、閉じたら梅雨が終わると。開いているときはまだ終わっ

ていないと言っていました。

頂（ミ）：ソラマメを植える時も、そういうのを見て時期を決めていました。

頂（文）：ツワブキの花が咲いたら、麦を植えるとか。

頂（ミ）：麦と言えば、お墓にはったい粉で作ったおにぎりを作って持っていきましたね。

春山：十五夜には綱引きをしたものですが、稲を作らなくなってワラがなくなって、今は綱引きができません。

行山：母間では、8月15日に、ミーバマクマシといって、赤ちゃんを潮に浸ける風習があります。

町田：こっちは、ハマウリのときに潮につけますね。

頂（文）：赤ちゃんが生まれて名前をつけるときに、赤ちゃんのいる部屋の四隅に海から採ってきたカニを逃がすということもしていましたね。

盛口：本当にいろいろなお話をお聞かせいただきました。また続きのお話をお聞かせしていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

3-3. 徳之島・犬田布に昭和8年に生まれた、徳永武彦さんからの聞き取り

(2015年6月7日)

(注：徳之島虹の会の美延睦美さんも同席した)

盛口：琉球列島の島々の昔の暮らし……特に植物の利用について、それぞれの島の方々に教えていただいています。まず、教えていただきたいのが、潮だまりなどに入れて魚を酔わすことに使った草や木についてなのですが。

徳永：ここで多いのは、ムジクサ（和名：ルリハコベ）ですね。たくさん生えているので、手取り早くたくさん取れますから。ただし、効き目は弱いです。よく効くのはイヌタデです。自然の草を使うのはこれですね。誰でも簡単にできることです。海に草の入ったかごを持って行って、潮だまりの縁において、石で草をたたいて汁を出します。それを入れると、タイドプールが、緑色になって。それで、しばらくすると魚が浮いてくるので、掬い取りました。

盛口：イジュは使わなかったのですか？

徳永：ここではイジュを使ったことはありません。イジュがないので。デリスは後で栽培するようになりました。が、それは海で毒を使うのを禁じられてからです。防虫剤で使おうと思って栽培しましたが、それも薬が使われるようになってデリスは使いませんでした。

盛口：西犬田布は漁村だったのですか？

徳永：前泊に、漁港があって、浜一面に舟が並んでいました。昔の舟には2種類あって、マルスとクリブネです。これは終戦後すぐまでそうでした。

美延：ここで舟を作っていたのですか？

徳永：ここには材がありません。どこから買ってきたのかな。名瀬ではないかと思います。

ただ、たまに山から切り出した材でクリブネを作る人もいました。

美延：どこまで漁に行ったのですか？

徳永：遠くまで行きましたよ。伊仙崎の沖とか。スニと呼ぶ、魚の群れているところを目指して舟を出します。山あてをして。どの魚なら、どのスニにいと決まっていました。お祝いのおきに使うズーナガマツならどこ、とか。ここは水の便が悪くて、田んぼがありません。ただ、ほんのわずかに、天水田はありました。ほかは、麦やアワが主で、陸稲もありました。陸稲はノーイニと呼んでいました。米作りが少ないので、米を作るところへ行って、魚と交換したんです。イモ、麦、アワなら、畑で十分に取れましたから。米を得るために魚を捕ったんです。でも、全ての人が舟を持っていたわけではないので、そういう人は塩づくりをしました。海水をいきなり炊いたのではなくて、岩場があって、そこで海水が蒸発して濃くなるので、それをさらに組み上げて、干して、海水を濃くして。そうして濃くした海水を、海岸に作っておいた塩を炊く鍋でたいて塩にしました。これは個人で持っていたものです。この塩を米と換えたわけです。山の手では味噌を作ったりするときの塩が足りませんでしたから。

美延：塩を炊くときの薪はあったのですか？

徳永：塩を炊くぐらいなら、枯れた枝などの薪を使いました。あとはアダンが昔はいっぱいあったので、そのアダンの枯れ葉を集めたり。木は大事だったので、切りませんでした。使ったのはこうしたものです。あと、海岸に生えるモンパノキや、クサトベラ、バマゴウ、オオハマボウの枯れたものも使いました。

美延：漁をするときの釣糸はどんなものを使ったのですか？

徳永：ツインジャといって、麻をよったものです。

美延：麻があったのですか？

徳永：麻は畑で作りよったよ。自然のものはマオ（和名：カラムシ）の繊維もあって。バンショウの繊維は柔らかいから釣糸には向きません。麻の繊維はウーといいました。釣糸にウーを使うと、テグスにはないよさがある。カワハギの仲間を釣るには、ウーでないとお勧めです。テグスだと硬くても一度に噛みきれられる。ところがウーだと一回では噛みきれないんです。

美延：サキシマフヨウの繊維はどうでしょう？

徳永：フヨウやオオハマボウは、縄に使いよった。昔もお店はあって、テグスは売っていました。これはナイロンではなくて、カイコの出す糸です。釣り針も売っていました。ツインジャは何百メートルもの深いところの魚を釣るものは、もつれたらいけません。これは、綿糸を3本、機械を使ってより合わせたものを使います。その綿糸にブタの血を塗ります。正月、ブタののどを刺して、逆さにしてぶら下げて、血をバケツで受けます。ブタの血は食用としても大事だし、肺病の子にとっては薬ですが、漁師の人はこのブタの血をためて

腐らせませす。腐った方がいいとって、それを釣糸に塗ります。天気の良い日に、布に血をしみこませて、釣り糸に刷り込みませす。これを3回か4回、重ねると針金みたいにびんびんになって、防水もされるし、長持ちするようになります。丈夫な釣糸でからむこともありません。

美延：血を塗ったりして、虫に食われたりしないのですか？

徳永：大事にませす。昔は火をたいたでしょう。冬、使わない時などは、竿にかけて、家の中においておくと、煙でもいぶされて。これは命の次に大事なものでしたから。長く使いよったんですよ。子どもは舟をもっていないので、釣りをしたり、モリで突いたりして魚を捕りました。小学校5、6年になると、魚を突いたり釣ったりして、結構、米と換えました。

昔、この西犬田布生活館のあるところには、大きな天水の池がありました。そこで牛とかを洗いました。小さな子供は、この池で泳ぎを覚えたんです。この池で泳ぐ練習をするので、次はすぐに海で泳げました。

美延：池で泳いだのは子供だけですか？

徳永：大人も水浴びしよった。洗濯もしました。今から考えれば汚いです。水を手のひらですくっても、手のひらが見えないこともあったぐらいですから。水道が引かれるのは、昭和20数年のころです。それから、池はあんまり使われなくなりました。僕は釣り針も作りました。鋼鉄線というのがありますが、それを焼き直して、たたいて平たくして、たがねで切って、やすりで削って。ヤーチャ（カワハギ類）用だとか、釣る魚によって形を変えて。モリも自分で作りました。モリの柄になる竹も焼いて、まっすぐに直して。

盛口：アダナシ（アダンの気根の繊維）はどのようなものに使いましたか？

徳永：アダナシは縄にしたり、叩いて干して、草履を作ったりしました。牛の縄もこれです。アダナシの縄は丈夫でしたから。サキシマフヨウはヤマカジといっていました、このあたりではあまりありませんでした。オオハマボウはカジといっていました。ヤマカジの繊維のほうが、カジの繊維よりも丈夫です。

盛口：シュロはありましたか？

徳永：シュロの縄は特に上等でした。縄を作ったり、ミノを作ったり。ピロウも傘を作ったり蓑を作ったりしました。

美延：シュロが減ったのはタイワンカブトムシが入ったせいですか？

徳永：タイワンカブトムシにやられたのは、ほかのヤシの仲間です。シュロはとくにタイワンカブトムシの害はありませんでした。小学校5、6年のころは、Kさんの家の門のところに、シュロが1列に並んで植えられていたものですが。

美延：方言もシュロ？

徳永：そうです。ピロウはクバと呼んでいますが。クバには大きくなる大クバというものもあるけれど、これは使い物になりませんでした。

盛口：シュロはすっかり姿を消してしまいましたね。

徳永：なくなりました。川に自然に生えるものもあります。マーニ（和名：クロツグ）といって、あの皮も使いました。

美延：虫下しに使ったカイソウがありますね。

徳永：ムィズモーリ。マクリや海人草といいます。学校でも使いよった。乾燥させたものをゆでて、その汁を子供たちに飲ませました。そのころはカイチュウがおるからね。野菜の肥料に人糞を使っていたから。汁を飲むと、廊下に虫を吐き出す子もいたりしました。これは効きます。

盛口：おいしくないんですね。

徳永：まったくおいしくないけど、飲ましょったですよ。お粥と一緒にして味付るとおいしかったけど。今でも海には生えていますよ。

美延：ほかに薬になる植物は？

徳永：いろいろとあります。昔はフィラリアがありました。ひどくなると、足が太くなったりして。そういう人が結構おりました。痛くもかゆくもないと言っていました。ひどくなると、クサブロイというふるえがきます。そうすると、マーザク（和名：ボタンボウフウ）を煎じて飲ませました。根っこから掘って、煎じて飲ませたんです。傷薬は、ヨモギの葉っぱの汁を塗って終わり。塩をつけるというだけのこともありました。チドメグサというのは、このあたりにもありました。ヨモギといえば、ひよこで弱っているものにヨモギのニオイをかがせるといきかえります。これは私もやりました。だからヨモギにはそうした力がありますね。

美延：オオバコはどうですか？

徳永：オオバコは膿の吸出しに使います。焼き火箸で膿を出すこともできますが、小さいできものはオオバコで吸い出しました。葉っぱのギザギザで白い花をつけるテージという薬になる草もあります。トウガラシは腹痛の薬です。

盛口：ソテツはありましたか？

徳永：ソテツは畑の境界線に植えられていたり、石ころだらけで畑にならないところに植えてあったりしました。

盛口：ソテツの枯れ葉は薪にしましたか？

徳永：重宝しました。実も今頃になって、また見直されて、味噌に使うとおいしいと言っていますね。

盛口：幹のデンプンは利用しましたか？

徳永：ここでは幹をあまり使いませんでした。使ったのは実です。実を真ん中から割って、中を出して、いくつかに叩き割って干します。これをひきうすで引いて粉にして、水であく抜きをするんです。

盛口：あく抜きの水はあったのですか？

徳永：泉から汲んだりした水を貯めるタンクが3か所ぐらいありました。食べ物には、こう

した水を使いました。あく抜きをしたソテツ粉は真白くなって、これで団子にしたり。密造酒を造っていたとき、ソテツの実を入れるとよかったという話を聞いたこともあります。ソテツは、ほかに、綿毛を集めてマリを作りました。これでドッチボールみたいなことをしました。女の子はマリつきみたいにして。葉っぱは、かごにしたりと細工をしました。男の子たちは、ガケからそりのいい葉を選んで、紙飛行機みたいに飛ばしましたよ。実に見事に飛んでいくんです。葉っぱを取ってきて、すぐに飛ばすと重たいので、4、5日干しておきます。左右のバランスの良い葉を選ぶんです。そのころは、葉をみると、よく飛ぶかどうか、よくわかりよかったですよ。

美延：ハサミとかで切ったりするんですか？

徳永：そのままです。形をととのえるために、糸で引っ張ったりはするが。飛ばしてみると、葉っぱによって、飛び方がいろいろです。岬から海に向かって飛ばしたり。飽きなかったですね。ああ、話をしていたら、今でも楽しくなってきました。紙飛行機よりも飛びますよ。

美延：ほかの遊びは？

徳永：アダンで風車。ツワブキの食べるところで水車。

美延：お盆のときも、水車をムジ（サトイモの仲間）の葉柄で作って、ご先祖様はそれのついで帰る……と。

徳永：お盆のときにハガ（和名：メドハギ）で箸を作りますね。今は割り箸で代用したりしますが、お盆の間、その箸を使って、お送りするとき、束にして盆屋に置きます。盆屋は、僕らのところでは、竹を四つに割って、バナナやソテツやカヤで屋根を作ります。ここでは、15日、お盆のあとに、盆屋のコンテストをやっているんですよ。1位には米袋をあげたりして。

美延：それはいつからですか？

徳永：これは最近になってからです。僕らが子供のころは、ご先祖様を送った後、盆屋を壊しました。本土の精霊舟を海に流すようなものです。壊すのは、子どもたちです。あちこち回って、壊すと、お供えの団子をもらってきて、それをわけあいました。それが楽しみだったです。盆屋は壊して、門のあたりにおいて、数日したら焼却しました。ミーブンのところだけは、盆屋を墓まで持っていきましたが。

盛口：盆に供えるミジンクゥとはどんなものですか？

徳永：ミジンクゥは、盆の二日、14日と15日、コップに水を入れて、ムジの皮を剥いたやつを2センチぐらいに切ったものを浮かべて、両方の端を割って、水車のようにはじけさせたものも浮かべて、そこに竹の小枝を刺しておきます。お祈りするときは、頭を下げ、竹の小枝でコップの水を払うのがしきたりです。

盛口：八重山などではお盆のときにアダンの実を備えたりするのですが、野生の実を備えたりすることはありますか？

徳永：お盆のときに備えるのは果物です。ここでは、そのほかに、小さな、姿のままの魚を必ず供えますが。

盛口：門松にはどのような植物を飾りますか？

徳永：マツ、竹、シイ、ユズリハ、そしてお餅の下にはウラジロです。昔は競争して大きな松を門松に飾って、しめ縄をはって、そこにウラジロやミカンも備えて、しめ縄の下をくぐって入りましたが、その後、山の木を大事にしようということになって、門松が小さくなりました。

盛口：釣り竿に竹を使っていたと思うのですが、どのような竹だったのですか？

徳永：ホウライチクはデーと言います。これは竹細工にしました。ホテイチクはクッサン。タケノコがおいしい竹です。

美延：洗濯物を干す竹は？

徳永：ガラです。マダケではないかと思うのですが。マッテ（リュウキュウチク）というのもあります。囲炉裏の上に格子にした干し棚を置きますね。燻製を作ったり。これはマッテで作りました。囲炉裏の上にあるので、ススがついたところにいい笛が作れるとあって、横笛を作りました。

盛口：デーも少なくなりましたか？

徳永：虫が入ることが多くなりました。

美延：ティルを作る竹は？

徳永：デーです。ガラでもできることはできる。デーは屋根ふきにも使いました。カヤを抑える竹にしたんです。しなりがよくて、踏んで、縄で絞めても割れませんから。

徳永：まっすぐにのびるクエ（和名：アデク）という木をクワの柄に使いました。山まで採りにいけない時は、アクチ（和名：モクタチバナ）も使いました。アクチもまっすぐに伸びるが、ちょっと弱い。アクチは畑の防風林にもしました。伸びが早くて、2、3年で防風林になったから。3年忌とかに、卒塔婆のようなものを、木を切って作るのですが、それもアクチです。墨がにじまないのがいいと。30センチぐらいの生木を切って、四角く削って、正面には亡くなった人の名前、右に3周忌なら3周忌と書いて、左に何月何日に亡くなったと書いて、これを墓に持っていきます。法事の時の男の人の仕事がこれです。ただ、今はスギ材とかのものが売られていますが。マブリクムイというのは、家で葬儀をする間、御棺の上のあたりに、御幣のような紙飾りと一緒につるしておく小枝のことです。クウダグと呼ばれるハマヒサカキを使います。これはいやなニオイのする木です。マブリクムイは墓まで持っていきます。葬儀の時には、ほかに、箒、杖、笠、草履、下駄なども、その人が持っていくものとして作ります。草履を作るとき、今はワラがないので、チガヤで縄を作って草履にします。下駄も左縄で鼻緒を作って。これらは初七日になったら、旗と一緒に焼きます。ひき臼の柄には、L字型の硬い木が必要です。これはティアチと呼ばれるシャリンバイを使います。まな板に使うのはクワの木です。昔はどのうちでもカイコを飼っ

ていたのでクワの木がありました。昔のクワの木は伸び放題に伸ばしていたので大きな木があったのです。クワの木で大きなものはちゃぶ台が作れました。

美延：センダンは？

徳永：センダンは腐りやすい木です。枝を切ると、そこから中が腐ってしまうことがあります。よっぽど枝を切っていないようなセンダンでないと、使えません。ただ、丈夫なものはちゃぶ台にすると、木目がキレイです。ケヤキそっくりですよ。板も取れます。

美延：ほかに板にしたものは？

徳永：島材ではシイ。昔は山籠もりして、シイの材を取りました。山で、チョウナで材にして。そうそう、チョウナの柄には、ハマゴウを使います。山からおろした材は、池に浸けます。田んぼがあるところは田んぼに浸けました。3年ぐらいつけて、それを1年乾かします。そうすると虫が食いません。何百年ももつ家が作れます。

盛口：沖縄では浜に埋めて、塩水をしみこませることで虫除けにしたそうです。

徳永：砂糖車は、使い終わると、クルマツキグムリという名前の大きなクムリがあって、その中に浸けておくと虫がつかないと言っていました。あと、海に浸けると言えば、リュウゼツランの葉は、海に浸けよったですよ。繊維をとるために。これは硬い繊維が取れます。時間がかかるので、あまり取りませんでした。リュウゼツランも昔と比べると少なくなりました。すりこ木は、今はこれも少なくなりましたが、サンショウ……イヌザンショウを使いました。これもたくさんあったんです。山だけでなく、里にもありました。サンショウのすりこ木は毒消しになりました。そのころたくさんあって、今は見えないものに、棘のあるグミもあります。グミは畑の畔に植えてありました。このグミ、青いまま刈っても、よく燃えたんです。砂糖を炊いて、汲み上げる直前にわーっと火力をあげて炊き上げる必要がありました。そのとき、グミを一束丸めて投げ込んで、温度を上げたんです。普段は棘が生えていて迷惑なものですが。チャンカニというんです。これはたくさんありました。どこのキビ畑のわきにもありました。ぼくらもいつのまにかなくなったのかなあ？と思いますよ。とげが生えてやっかいですが、よく燃えるので植えたんです。自分の家で砂糖を作らなくなったから刈り払われてしまったんですね。

美延：牛の鞍は何の木ですか？

徳永：何の木かなあ。あれは作ったことがありません。ただ、牛は大事なものです。畑を耕しますし、サトウキビを搾るのも牛です。どの家にも牛とブタはいました。ヒトの食べ残りをブタが食べていました。米のとぎ汁やイモの皮も全部です。

美延：犬田布には牛の神社がありますね。

徳永：犬田布岬のあたりには、割れ目が多いんです。それで子牛が割れ目に落ちてしまうことがあった。落ちてしまうと、あげるのに苦勞をします。当時、牛は財産です。岬のあたりには草が多いので牛を連れて行ったんです。放牧ではなく、杭につないで草を食べさせました。1日ぐらいつなぐと、場所を変えます。岬には池もあって、そこで水を飲ませま

した。1日1回場所を変えたんですが、そのとき、子連れの牛の子供が割れ目に落ちたりしたことがありました。これはたたりかもという話が出て、それでまつるようになったということです。そうしたら、事故も亡くなった……と。

美延：食べていた野草というのはありますか？

徳永：ヨモギは団子にしたぐらいですね。日常的なのはツワブキ、クワの葉、クサギの葉、野生に生えるタカナ。あと、ツルムラサキに似ているアンニャ（和名：ツルナ）とか。

デンプンを取るのにカオル（和名：クズウコン）というのをよく作りました。半分、日陰でも育つので。でんぷんは良質でしたが、手間がかかるし量も少ないので、今は作る人がいませんが。タピオカは戦時中にもってきたんじゃないかな。僕らが子供の頃のは、茎が赤っぽくなるのと緑のと二つありました。あれも毒があって、水でさらさないといけませんが、食糧難のときは貴重なものでした。水にさらして黒砂糖を入れて団子にしたり、お粥の増量剤にしたり。

美延：ススキの箒も使いましたか？

徳永：どこでも手に入るので使ったよ。学校の耕作でも教えたよ。戦争中、兵隊の兵舎のすだれを、ススキの骨をもってきて作りよったよ。ハチジョウススキという大きなススキのもので。ザルづくりや下駄作りも学校でしよったよ。下駄はアサグルが一番軽い下駄が作られて。アサグルの下駄は長持ちせんかったが。中学校のときに、竹を編んで学生帽を作ったこともあるよ。これは涼しかった。婦人会の人がアダンの葉っぱで帽子を作っていたね。そうそう、ミノムシのミノを開いて財布を作ってもいたなあ。

盛口：ハテオサ（和名：イシクラゲ）は食べましたか？

徳永：食べることは食べよったが、僕は食べたことはないです。

盛口：食べられるキノコにはどんなものがありましたか？

徳永：ミングリ（和名：アラゲキクラゲ）。シイタケは、ここにはあまりありません。マツタケはありました。マツ林がいっぱいあるから。マツナーバと呼んでいました（和名：アカハツ?）。それと、アダンにつく、アダニナーバというキノコがありました。まっ白くてきれいで、柄がなくてたくさんつきます（和名：トキイロヒラタケ?）。

徳永：昔はもっとアダンもありました。そのアダン林にヤシガニもいっぱいありました。ヤシガニは食べませんでした。アマン（オカヤドカリ類）と一緒に食べるのは気持ちが悪いものでしたから。ヤシガニもアマンも腐った魚を食べたりします。海を利用する人が用たしをしたりしたのも食べたりします。だから、ヤシガニは食べられるものとはわからなかったですね。ヤシガニはアマンクイといいました。

美延：ヤシガニも今は少なくなりました。

盛口：本当に、いろいろなお話があるんですね。本日はどうもありがとうございました。また、ぜひお話を聞かせてください。

徳永：はい。私もこうした話に興味があるので、ぜひ、またお話をしましょう。

4. 結果と考察

この聞き取り調査から、徳之島においても、シマごとに植物利用が多様であること、すなわち、里山のありようも多様であったことがわかった。

魚毒植物の利用でいえば、琉球列島全体を通し、集落の構成員全体での集団魚毒漁を行うシマは数が少なく、これまで石垣島・白保及び沖縄島・奥で行われていたことしか認知できていなかった。が、今回の調査で徳之島・花徳においても集団魚毒漁がおこなわれていたことが判明した。また、魚毒利用植物として本土でよく利用されたエゴノキの実は、これまで琉球列島においては屋久島・種子島においてのみ、その利用を聞き取れていたが、今回の調査により徳之島でも利用がなされていたことが判明した。隣島の奄美大島でエゴノキの実が使用されていたかどうかについては、今後、聞き取りにあたっての注意項目として浮き上がってきたと同時に、エゴノキの分布している沖縄島以南の島々で、これまでのところエゴノキの実の使用例が知られていなことにも改めて興味がわく結果となった。

里山の復元を考えていくうえであらたに注目している繊維植物については、徳之島において、かつてはヤシ科のシュロが普通に見られ、様々な用途に利用されてきた半面、現在はほとんど姿を消してしまったことが確認された。シュロは葉柄部の繊維が強靱であるため、シュロ縄などに加工され、本土においても盛んに利用されてきた植物である。また、シュロは本土においては庭木などに利用されることも多い。ここで興味深いのは、本土においては、シュロはそうした栽培・保護される対象であった樹木から、逸出し、都市部や里周辺の庭園、神社等で「異常繁殖」とも呼ばれる現象を起こしている点である(萩原 1977)。国立環境研究所の新入生物データベースにおいても、シュロの名がリストに挙げられているほどである(<http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB>)。ところが、その一方で琉球列島においては、徳之島に限らず、沖縄島ほかの島々においてもシュロは栽培状態で見られなくなったのみならず、野生化した個体も見かけることはない。今回の調査において、シュロが減少したのはヤシ科の害虫である台湾カブトの食害の結果ではないという発言や、栽培下のシュロは人による剥皮が行われないと樹勢を弱めるといった内容の発言が聞き取れた。これらの発言の正しさについては今後、検証を加えていきたいが、シュロに着目すると、本土と琉球列島では里山で見られる(元)栽培植物の動向に大きな違いがあることがうかがわれる。シュロの原産地に関しては九州南部(先の国立環境研究所のデータベース等)とされているが、南日本原産の植物であるにせよ、琉球列島においては野生化する現象がみられないのは興味深い。そのようなシュロが、琉球列島の里には、いつどのようにして持ち込まれ、いつごろまでどのように利用していたかについて調査することは、琉球列島の里山の実態に、さらなる知見を深めることになるだろうと考えている。

謝辞

徳之島虹の会の美延睦美さんに紹介をいただき、行山武久さんのお宅で、徳之島町・母間、花徳出身の次の方々から、お話をうかがうことができた。井之川の方々との聞き取りにあたっては、同じく美延さんから徳之島町文化財保護審議会会長である町田進さんをご紹介いただき、その町田さんの声かけによって、昔の暮らしのお話を伺う集まりを開いていただくことが出来た。徳永さんの聞き取りも、やはり美延さんにセッティングをしていただいた。

なお、聞き書きにあたっては、徳之島虹の会を紹介していただいた、鹿児島大学の宮本旬子博士にも同席をいただき、聞き取り中の植物名の同定にご助言をいただいた。

以上の方々に、深く感謝したい。

引用文献

- 長沢利明 2006 「毒流し漁と漁毒植物」『西郊民俗』196：pp.1-14
- 萩原信介 1997 「都市林におけるシュロとトウジュロの異常繁殖 I. 種子の散布と定着」『自然教育園報告』7：19-31
- 盛口 満 2011 「植物利用から見た琉球列島の里の自然」安溪遊地ほか編『奄美沖縄環境史資料集成』南方新社 pp.335-362
- 盛口 満 2015a 「琉球列島の里の自然とソテツ利用」安溪貴子ほか編『ソテツをみなおす 奄美・沖縄の蘇鉄文化誌』ポーターインク pp.111-119
- 盛口 満 2015b 「名護市底仁屋における植物利用の記録—島袋正敏さんのお話し—」『地域研究』15：69-79
- 盛口 満 2016 「魚毒植物の利用を軸に見た琉球列島の里山の自然」大西正幸ほか編『シークワサーの知恵』京都大学学術出版会 pp.103-128

スリランカバルンガラ村水道設備設置に関する 背景調査及びワークショップ

ディリープ・チャンドララル*・後藤 亜樹**

A Survey Report of Water Supply Project in Balungala Village, Sri Lanka

Dileep CHANDRALAL, GOTO Aki

要 旨

沖縄スリランカ友好協会により企画・実施された「スリランカ命の水プロジェクト」が2年間の月日を経て完了した。これまで、なぜ、バルンガラ村に水道設備が設置されなかったのか、村の人々の経済事情、生活はどのような状態であるかを明らかにするためインタビュー調査を実施し、記録した。

キーワード：バルンガラ村、水環境、住民参加、国際相互扶助

1. はじめに

沖縄スリランカ友好協会¹が設立され、5年の月日が流れた。その間、毎年、沖縄—スリランカの交流が行われ、沖縄からはスリランカについてのスタディーツアー、2011年からはスリランカの中学生を招いて沖縄で平和学習を行う「アジアの架け橋沖縄スリランカプロジェクト」(国立沖縄青少年交流の家主催)が実施された。

これまでのスタディーツアーや交流から、スリランカクルネーガラに伝わる伝承をもとに描いた絵本「王への道」²も出版された。そして、舞台となったバルンガラ村を訪れることにより、村に水道を敷く為の「スリランカ命の水プロジェクト」が始まった。

本調査は、「スリランカ命の水プロジェクト」に関する背景調査である。なぜこれまでバルンガラ村に水道設備が設置されなかったのか、また村の人々の経済事情や生活はどのような状態であるかを明らかにするためインタビュー調査を行い、その結果と考察を報告書の前半にまとめた。本調査報告は、スリランカバルンガラ村水道設備設置に関する背景調査、水道設備に関するインタビュー調査、そして今後の課題と国際相互扶助のこれからについての

* 沖縄大学人文学部教授

** 沖縄大学地域研究所特別研究員

概観という三部からなる。

後半は、バルンガラ村の子ども達を対象にした将来に関するビジョンボードづくりのワークショップの報告である。

調査とワークショップは、2015年8月に実施した。

2. スリランカバルンガラ村水道設備設置に関する背景調査

ここでは、スリランカ命の水プロジェクトの経緯とバルンガラ村の状況について記述してから本調査の範囲について簡潔に述べておく。

2.1 スリランカ命の水プロジェクトとは

「王への道」をきっかけにバルンガラ村には、度々沖縄スリランカ友好協会を通じて人が訪れるようになった。同時に、バルンガラ村山寺の僧侶からも、著者であるディリープ・チャンドラールに「王への道」についての感想の手紙が送られ、両者の交流が始まった。2012年8月、沖縄スリランカ友好協会のメンバーが、スタディーツアーでバルンガラ村を訪れた折に、「安全な飲み水を手に入れるのが難しい」との言葉を伺ったことから村に水道を整備する「スリランカ命の水プロジェクト」が始まった。

プロジェクトでは日本国内でチャリティーコンサート、寄付金付きの食事会、募金活動、チャリティーマーケット、クラウドファンディングなどの実施より総額180万円が集められ、募金は全て現地の財団法人ブライトムーン（Bright Moon Foundation）を通じて、バルンガラ村水道設備の材料費となった。水道設備の設計と施行事は、現地の水道技師がボランティアで行い、2015年2月に着工し、8月末に完成した。

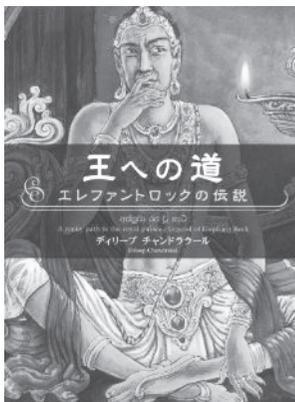


図1 『王への道』の表紙



図2 「スリランカ命の水プロジェクト」のパンフレット

2.2 バルンガラ村について

バルンガラ村は、経済都市コロンボから車で約2時間移動したクルネーガラ県ポロガハウエラ市に位置する。村は郊外の急峻な丘陵地にあり、158名45世帯の人々が暮らしている。

村の人々の経済状況は厳しい。日雇い労働が多く、海外へ出稼ぎされている方もいる。

村の中に井戸があるが、わずかな供給量しかなく、村民158名全てに飲料水は行き届かない。そのため、村民は片道1時間かけて急峻な山道を上り下りして、水汲みを行っている。特に子ども達は朝5時半から水汲みをしなければならず、さらに乾期には、遠くの湧き水まで水を汲みに行かなければならない。



図3 バルンガラ村の位置

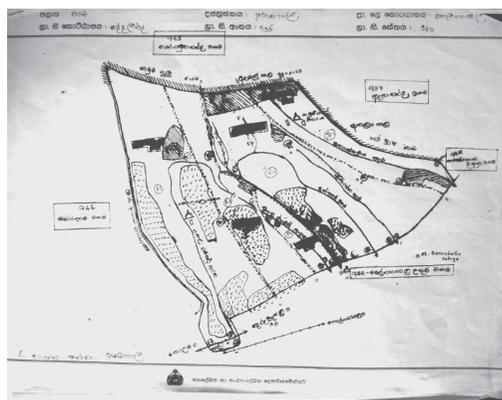


図4 バルンガラ村の配置

2.3 本調査について

本調査は、「スリランカ命の水プロジェクト」の対象地であるバルンガラ村の状況について知る為のインタビューである。

調査項目、対象者については事前に日本と現地で調整を行い、2015年8月27日から8月30日まで現地調査を行った。調査対象は現地の水道技師、ポロガハウエラ市開発担当、行政職員やバルンガラ村の住民である³。

本報告書では、これらのインタビュー調査の結果、及び現地調査から見てきた事、また、今後の国際相互扶助の課題についてまとめた。

3. 水道設備に関するインタビュー調査

ここでは、対象者一人ひとりの簡単なプロフィールを紹介し、聞き取り内容を記述していく。対象者は、1) 地方公務員、2) 一般住民、3) 僧侶(村の指導者)、4) 専門家(現地の水道技師とアジアの水道・土木専攻の日本人) という4つのカテゴリーに分けることができる。



図5 タンク1



図6 パイプラインの設置

3.1 地方公務員

(1) T.M.B.P.K.テンナコンさん（ポロガハウエラ市地区開発担当）

プロフィール：

- ・地域開発計画を担当。40歳。
- ・ポロガハウエラ役場のアシスタントディレクター。

①ポロガハウエラとバルンガラ人口について

ポロガハウエラは人口が多く68,237人。

ポロガハウエラは、クルネーガラ県の30地区の一つ。

さらに84の地区に分けられた一つがマッデランダ地区となり、バルンガラ村はこの地区の一画に位置する。

マッデランダ地区の人口は1,446人 男性736名 女性700名。

バルンガラ村の人口は160名 18歳以上が110名 18歳以下が50名となる。

②ポロガハウエラ産業

ポロガハウエラには、工業地帯があり、輸出用の車の部品、米粉、椰子の皮を原料とする製品などを製造している。

その他中小企業としては、ハンドメイドのテキスタイル、プラスチック製造、コンクリート製造、家具製造、また家内制手工業の家もある。



図7 インタビュー場面1

バルンガラ村にはこうした産業がないため、多くの人々は椰子、ゴム、米などの収穫の出稼ぎに出ている。

牧畜に関しては、にわとり、乳牛、牛、ヤギ、水牛、豚などがある。

ポロガハウエラの労働人口は29737人。そのうち、公務員は6,482名、民間企業は8,226名、自営業（農業）4,684名、（農業以外）3,480名、出稼ぎは海外含め1,970名、日雇い労働は4,885名、合計29,737名となる。バルンガラ村のあるマッデランダ（118.3ヘクタール）は、公務員135名、民間企業271名、農業67名、農業以外の自営業43名、海外出稼ぎ20名、日雇い労働117名となる。

③ポロガハウエラ水道普及率

安全な管理がされている井戸	11,671個
管理されていない井戸	961個
地下水の汲み上げ	148個
雨水タンク	4個

最近まで政府は雨水タンクについての普及啓発活動をしていない。水タンクは1万～10万ルピーまでのものがある。

水環境に関しては、行政による設備は3,842軒、NGOによる設置（井戸）は203軒となる。しかし、丘陵地帯には未だ水道は普及していない（自分自身で水を確保している人もいる）。行政設置の水道を利用すると、一軒あたり500ルピーかかるため、井戸水を併用している家庭もある。

(2) インデュニル・サンパットさん（バルンガラ地区担当職員）

プロフィール：

- ・バルンガラ村の担当公務員29歳。
- ・2009年月から担当。村の様々な問題を担当している。

①バルンガラ村の水に関する問題

バルンガラ村は水の量が少ないため乾期に配水車で水を配ることがある。衛生面に関しては、幸いこれまで中毒などは起こっていない。

②村の組織

村には青年会、福祉会（互助会）、スポーツ会などがある。

③村の経済状態

最大の課題は経済的な安定。48軒のうち8軒は月収が3,000ルピー以下で、スリーウィラーなどのローン返済で困っている。月収8,000ルピー以下の家庭には生活保護手当が支給されている。

3.2 バルンガラ村の住民

(1) アルンダディさん 42歳

プロフィール：

- ・バルンガラ村住民 水道組合書記担当
- ・5人家族（息子2名、娘1名）夫は海外に出稼ぎ（料理人）
- ・23年前よりバルンガラ村に住む



図8 インタビュー場面2

バルンガラ村での暮らし

結婚当時は椰子の葉で簡単な家を作っていた。夫婦二人とも仕事がなく、レンガを作って売ったり、スリーウィラーの運転手をしたりしてした。夫は料理人のため、結婚式などで料理を作っていた。現在は、出稼ぎでクウェートの家庭で月36,000ルピーで雇われているが、とても安いので帰国したいと考えている。

アルンダディさん本人は、両親の弁当屋の手伝いをしている。

(2) ポリシンニョさん 55歳

プロフィール：

- ・バルンガラ村住民 タンク土地提供者
- ・村の人と結婚して30年前に移住
- ・5人家族（33歳、30歳、28歳息子）
- ・妻は、15年間出稼ぎ（メイドさん）、現在はクウェートで勤務

暮らしについて

子ども達に仕事がない。スリーウィラーの借金が返せない。息子は大工の仕事をしている。今、暮らしている土地は、妻の出稼ぎのお金で購入することができた。

(3) ソピノーナさん 75歳

プロフィール：

- ・バルンガラ村住民 一番古い住民
- ・35年前に下の街コッサティヤから家族が増えたために移住。
- ・45年間バルンガラ村で暮らし、村の事をよく知る。

①昔のバルンガラ村

昔は大きな森だった。移住した当初、家は5、6軒あった。

1948年（スリランカ独立の年）、バルンガラ村で暮らしていた人は様々な場所、便利な地域に移住した。

②水について

45年前は、人口が少なかったため、井戸水で足りていた。

③暮らしについて

20歳で結婚。暮らしについて特に問題はない。息子2人、娘2人みんな幸せに暮らしている。幸せの秘訣は「嫉妬しない、迷惑かけない、協力し合う」こと。夫は聖地アヌラデプブラで一年に一回ダンサラ（無料で物を与える）を行い、店のものを全て人にあげている。巡礼にも訪れている。

④山寺僧侶について

お坊さんの力がとても大きい。お坊さんが来てから暮らしがとても変わった。お坊さんはアーユルヴェーダの治療も行い、遠くから診察に訪れる人もいる。

3.3 僧侶

パデウィガンパラ・グナラタナさん（バルンガラ村山寺僧侶）

プロフィール：

- ・バルンガラ村山寺僧侶。40歳。
- ・ポロガハウエラ村の隣の地区パデウィガンパラ村で10歳まで育つ。
- ・11歳の時に僧侶になり、その後、僧侶の学校へ進学。
- ・コロombo大学、ウッディヤランカ大学にて、古典、パーリ語、サンスクリット、アーユルヴェーダ、占星術を学ぶ。
- ・ポロガハウエラの学校で教員をしたのち、バルンガラ村の山寺を創設する。

①山寺創設の経緯

バルンガラ村の山頂は歴史的遺物もいくつか発掘されている歴史的な土地である。植民地時代の統治者は、歴史的な地区と証書を残している。1999年その証書を元に山寺建設の許可申請を行い、小屋を作ってお寺とした。

1940年代は、現在の場所に土で作った家があり、僧侶の修行の場とされていた。

②以前の村の様子

19年前にこの土地に暮らし始める。山寺が現在の建物になったのは2005年(10年前)。当初は道もなく、村人みんなで道を作った。当時の山は聖地とされ、椰子の木が生い茂り、椰子の実は収穫されてキャンディの仏歯寺に奉納されていた。

③バルンガラ村の住民

住民の多くは少し離れた場所から移住してきた。アールゴダ地区から、多くの人が薦められて移住した。住民の多くは日雇い労働者で果物や椰子を売っている。スリーウィラーの運転手、大工もいる。

④バルンガラ村水事情

バルンガラ村の水事情は悪く、水が足りない時には、配水車で配ることもある。こ

れまで水道設備に関する話はあったが、実現することはなかった。

子ども達は朝5時半から45分かけて水運びをしなければならない。また、法事で多くの人が集まる時には、水タンクを借りる必要がある。

村では個人的に雨水利用している人もいるが少数で、タンクに雨水を集めている人は1軒～2軒。ポットに水を集めている人もいる。

⑤水道設備に関する住民と議会の動き

水道設置のためこれまで何度かポロガハウエラ市議の視察はあったが、現実的に動くことはなかった。2015年3月には住民20名とともに当時の市長へ陳情に訪れた。その後、議会で審議が通ったが、現在の担当者に通達されていなかった。

1週間前までは、多くの村人が水道設備に関して実感を持たず、僧侶自身もうそつき呼ばわりされていた。4日前にポロガハウエラ議会から視察が入り、若い年代の住民も協力的になってきた。

⑥水道の維持管理について

水道の維持管理についてはすでに組合ができており、会長、書記、メーター担当者も決まっている。

⑦水道設備後の課題

精神的なつながりを持つ事が大切。経済的な状況を良くすることも課題。水環境についてはアドバイスをしてくれる機関が必要である。住民自身からもアイデアを出せる制度をつくりたい。

3.4 専門家

(1) アナンダ・エラブドゥピティヤさん（水道技師）

プロフィール：

- ・アナンダ・エラブドゥピティヤ ポロガハウエラ所属 55歳。
- ・ポロガハウエラにおいて建築物の施行工事を行う個人事務所を経営。
- ・政府の専門学校を出た後、高等専門学校を卒業、土木に関する技術と見積もりを専門。

バルンガラ村との関わり：

- ・今回の工事に際して、水道のタンク設置、パイプの装備の設計から施行までの全てを担当、工事の監督も行う。

①工事の概要

2015年の1月よりバルンガラ村の水道工事に関わる。当初は9月着工の予定だったが、諸事情により工期が遅れる。

今回の工事では国の上水道から道路近くのタンクに水をひき、そこから山寺上部に設置されたタンクに水をあげるまでを担当する⁴。

②住民の協力が得られない

今回最も大変だった事は、地域住民の協力が得られなかった事。工事に際し、急峻な山道をセメント等の資材を運ばなければならなかったが、あまり協力が得られなかった。

バルンガラ村には、これまで2度程水道を敷く話があったが、2度とも頓挫し、住民は水道に関しては失望していたため、今回の水道整備についてもなかなか信頼を得る事ができなかった。一部の住民は、山寺の僧侶とともに熱心に水道設備に協力している。

完成の1週間前、パイプが敷かれ、目に見える形になったことにより、住民は積極的に工事の手伝いを、仕事を休み行うようになった。

③水道頓挫について

7年前、世界銀行のプロジェクトで2つの村を対象に水道を敷くための工事が行われる予定だった。途中までパイプは通っていたが工事が完成することはなかった。

④ポロガハウェラにおける水道の普及率

街の近くは問題ないが、3つの丘陵地帯は水の問題を抱えている。特にバルンガラ村に関しては、岩盤が堅く、新たな井戸を掘る事が難しいため、飲料水の確保は難しい。これまでバルンガラ村の住民は生活用水を運び、川や途中の池で水浴びを行っていた。

⑤新たに敷かれた水道について

丘陵地の一番下にタンクとポンプを設置し、1日1回1,800ℓの水を山寺上部のタンクにあげる。上水は料理にも使うことができ、一軒あたり300ℓ利用できる。料金に関しては、一月約500ルピー（メーターをつけて使用量を計算する）。使用できる量と料金について住民説明会も実施している。

⑥バルンガラ村住民の経済状況

村の住民の多くは日雇い労働者で、1日800ルピー～1,000ルピーで働いている。そのため、水道工事の手伝いもなかなかこられなかった（その分生活費の収入が得られなくなるため）。就職している人は5～6名。

多くの村人は、昔から暮らしているが（多くは親戚関係）、かつてに移住して暮らしている人もいる。家屋に関しては岩の上に建てられた家もある。

⑦別の事例について

25年前に別の村で水道を敷き、村の様子が大きく変わった。男の子はスリーウィラーの運転手を始めた。村の子どもたちは、衛生面と時間が得られ、結果的に勉強時間が増えた。しかし、一方では一部の女の子たちが売春に行かされるという面もある。

⑧バルンガラ水道消費協会

今回の水道工事にあたり、現地では、ブライトムーン財団の支援の下、水道の自治組

織を立ち上げた。水道消費協会立ち上げに関しては、ブライトムーンから、ジャヤコディ氏（地元の中学・高校校長）、ティラカ氏、水道技師のアナンダ氏、山寺の僧侶パデウィガンバラ・グナラタナ氏、レストランガジャマダーラのウッディカ氏が尽力した。

(2) S.T.さん（命の水プロジェクト賛同者 アジアの水道・土木専攻）

プロフィール：

- ・命の水プロジェクトをインターネットの募金サイトによって知り、今回の主旨に賛同。東京から式典に出席。
- ・学生時代は、アジアの水道・土木技術を専門とし、タイ周辺諸国の水道整備事業にも関わる。

①今後の課題について

バルンガラ村の今後の課題はメンテナンス。施設に異常（例えば、水漏れ）がないか、利用する村民各自が観察する姿勢が望まれる。外部環境に露出したパイプは劣化が早まるため、上水への汚染を防ぐためにも、土の中または保護構造物の中に収納するのが望ましい。飲み水の安全のため、施設の何かしらの異常は速やかな対応（専門業者への委託を含む）が望まれる。

施設の経年劣化には、水道施設の専門業者によるメンテナンスの資金確保、委託の検討が必要である。

②環境教育について

今後、これまでより多くの水を使えるようになることで、下水水量も増加する。そうなると、排水処理の問題（村全体の排水量の増加に対して現在の排水施設の容量が間に合うのか）や、排水の量・質による周辺環境の汚染について検討が望まれる。バルンガラ村の環境に留まらず、できるだけ広域の環境保全に関心を持ち、考察と実践を促すような、村民への環境教育の早期実施が望まれる。

4. 今後の課題と国際相互扶助のこれから

4.1 インタビュー調査から見てきた事

(1) 取り残された地域という印象

今回のインタビュー調査を通じて見てきた事は、バルンガラはその地勢的条件から、スリランカの中でも取り残された地域ということであった。

スリランカでも全ての家が上下水道完備されているわけではなく、井戸水を活用している家も多い。バルンガラ村ももともと井戸はあったが、急激に人口が増えてきた為にこれまで活用してきた井戸では45世帯全てに水を供給することが難しくなった。

命の水プロジェクトでは、当初井戸を掘る案が最有力であったが、岩盤が堅すぎ、井戸を掘る事は断念せざるをえなかった。また、今回、バルンガラ村でいくつかの井戸も見る事ができたが、井戸水は潤沢ではないことも確認できた。

7年程前に、世界銀行の支援でバルンガラ村に水道を敷く計画があったが、途中で頓挫している。またポロガハウエラ市議会からも何度も視察は訪れていたが、水道が実現する事はなかった。

そうした事も重なり、バルンガラ村はポロガハウエラでも水道の敷かれていない（飲料水確保の難しい）地域となり、特に地域で暮らす、子ども達や女性が早朝から水汲みをしなくてはならない状況になっていた。

(2) 経済状況

今回、村の経済状況について伺ったところ、全体的に日雇い労働が多く、出稼ぎのために海外に行かれている方も4～5名いることがわかった。地域に仕事はなく、借金をしてスリーウィラーを購入し運転手として稼ぐか、農業の収穫や物売りにいくことで生計を立てる方が多い事もわかった。

(3) 山寺の役割

山寺の僧侶であるパデウィガンバラ・グナラタナ氏は村の人々の大きな精神的な支えになり、大きな力になっている。山寺では定期的に瞑想が行われ、その結果、「あるがままを受け入れる」「今ある幸せに感謝する」という心のあり様が村の住民の話から伺えた。

パデウィガンバラ・グナラタナ氏が来る前までは、人があまり訪ねて来なかった山に道が敷かれ、椰子葉葺きだった家も全て瓦となっている。そのことを村の人はとても感謝している。

4.2 今後の課題

(1) 水プロジェクトの完成後

今後の大きな課題は、今回整備された水道設備の維持管理である。専門家のS氏によると10年後、20年後には必ずメンテナンスが必要となり、また日頃からのチェック体制も重要である。

今回のプロジェクトと同時進行で行われたのが、バルンガラ村水道消費者組合の立ち上げである。水道の管理、水道料金の徴収はこの組合を通じて行われ、既に様々な役割も決まっている。

新たな課題と考えられるのが汚水処理の問題である。これまでよりも潤沢に水が使えるようになった分、環境への汚染も懸念される。環境問題に関しては、適切な環境への配慮と環境教育が今後必要となる。

(2) 支え合う国際援助

第二次世界大戦後、サンフランシスコ平和会議において日本は敗戦国として分断されるころ、スリランカ代表の当時の大蔵大臣（後の大統領）JRジャヤワルデネ氏のスピーチで助けられている⁵。日本とスリランカの関係はこれだけには留まらず、アイバンクの多くの提供者はスリランカである⁶。また、スリランカには日本からの資金提供で多くの

井戸が掘られている。

折しも2015年9月の集中豪雨で関東が大変な水害に見舞われた時、テレビでは日本在住のスリランカのみなさんがカレーを被災者に振る舞う映像が流れていた。沖縄—スリランカ、日本—スリランカに留まらず、どちらかがどちらかを一方的に援助するというわけではなく、私達はこれまでもお互いに支えあってきている。

(3) 命の水プロジェクトは、目の前に訪れたチャンス

2012年にバルンガラ村を訪れた折、「水環境に困っている」という話で始まった「スリランカ命の水プロジェクト」であったが、その背景調査については行われないうままプロジェクトが先行した。

様々な資金集めの活動を実施する中で、プロジェクトを実施する前に、調査や行政的な手続きが必要であったのではないかという疑問が何度か関係者の頭をよぎった。

今回の調査結果から、「命の水プロジェクト」がなければ、バルンガラ村に水道が実現するには未だ時間を要し、子ども達は貴重な時代を水汲みに費やさなければならなかったことが明らかになった。

「スリランカ命の水プロジェクト」を思い切って進めた事で、関係者自身も国際支援のあり方や教育、スリランカの文化と暮らしについて深く学ぶことができた。また、ひとつの目標に向かって多くの人と協力し合うという体験から、新たなネットワークも生まれつつある。例えば、2度目のチャリティーマーケットでは、スリランカだけでなく、ミャンマーの小学校支援、ガーナの幼稚園支援、ネパールの地震支援なども一緒に行っている。

今回の調査でバルンガラ村を訪れて感じたのは、日本で暮らす私たちが知らない間に多くの人に助けられ、今を生きていることである。戦後も震災の後も私たちは知らないうちに多くの人から支援を受け、立ち上がってきている。

「命の水プロジェクト」は様々なことを感じ、考え、行動し、そして、スリランカの人々と友情を育む大きなチャンスであった。そして、今回の活動からまた新たな国際理解、支援、協力の輪が広がりつつあることはひとつの成果である。

5. バルンガラ村ドリームマップワークショップ

ワークショップ開催の背景：

今回のインタビュー調査の中で、近隣の村で水道が敷かれた事により、児童労働にかりだされる子ども達がいるという事例を耳にした。「命の水プロジェクト」は、主に子ども達の勉強する時間を確保する事が大きな目的のひとつであるため、水道を敷いた後も、子ども達が自分の将来のビジョンへ向かえる様、ワークショップを実施した。

目的：

ドリームマップを制作し、子ども達一人一人の将来への目標設定を明確にし、将来へのモチベーションを高める。

対象：バルンガラ村のこどもたち 保護者（数名）

用意するもの：画用紙、プロッキー 人数分

ワークショップの流れ

- ・読み聞かせ 15分

絵本『へいわってすてきだね』⁷通訳を介し、読み聞かせを行う。

- ・アイスブレイク 人間知恵の輪 20分

1 グループ 8人～10人で丸くなり、目の前の人と手をつなぐ。

こんがらがった状態の自分たちをみんなで協力してほどいてひとつの円にする

→どんなにこんがらがった問題もみんなで解決すれば必ず解ける。

私たちはみんなつながっている。

- ・ワーク ドリームマップを作ろう 30分

将来自分がなりたいもの、夢、希望などを考え、イラストで表現し、発表



図9 子どもワークショップ1



図10 子どもワークショップ2

ワークショップを終えて

ワークショップには子どもたちだけでなく大人も参加し、子ども達の将来の夢について共有することができた。子ども達からはクリケット選手、会計士、教員、弁護士と様々な夢が語られた。

6. 調査研究の課題と結論

今回の調査は、スリランカの現地住民、現場の作業に関わった方々と一人の日本人専門家を対象にした聞き取り調査である。それぞれの対象者の語る内容がオーラルヒストリーとして大事ではあるが、事実であるかどうかを検証する方法はなかった。例えば、村の歴史に関して語られたことが役場の記録等に照らすなどして事実確認をすることができなかった。また、インタビュー結果に表れなかった現地社会の複雑な関係性もあると思われる。

さらに、Mosse (2005) のように⁸、記録された民族誌データをもとに、援助側－被援助側、現地NGO-住民、現地行政官－住民、男性－女性のあいだで生まれる非対称性を検討する必要がある。開発援助はそもそも援助側と被援助側とのあいだの非対称的な力関係の上に成り立っている（佐藤2005）⁹。村の中で日雇い労働者や出稼ぎの数が少なくなく、非対称的な社会関係が目立ったので、開発プロジェクトの実施や成功が社会的に構築されている事実も見えてきた。

開発援助は、これまでのインフラ整備中心の開発プロジェクトから、地域住民の教育、保健衛生、生活環境の意識向上などの住民主体の開発へとといった質的転換を示す傾向が目立ってきた。沖縄スリランカ友好協会の「スリランカ命の水プロジェクト」はこの流れに沿った国際協力プロジェクトであることが証明された。水プロジェクトの実施は実施地域の住民組織化、具体的に言えば、バルンガラ村の水道消費協会の設立、その活動の活性化につながったことが明らかになった。水道協会の書記は女性で、住民組織が女性や子ども中心に動いていたので、このプロジェクトは住民参加を手段としてではなく、目的として捉え、女性や子どものエンパワーメントにつなげた様子が窺えたが、その実態をさらに検証する必要がある。

注

- 1 2010年7月に設立され、県内国際交流団体として（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団に登録されている。
- 2 バルンガラ村は、「王への道」（本研究班の班長ディリープ・チャンドララール著書）の舞台となった村である。村の伝説には『村にかつてプワネカバ王朝があったが、戦後の行き違いで一度王朝が減び、その後、クルネーガラを中心にまた復活した』ことが言い伝えられている。これらについて聞き取り調査を行い、絵本にしたのが「王への道」である。
- 3 インタビュー調査の対象になったメンバーは次の通りである。
 - 1) アナンダ・エラブドゥピティヤさん（水道技師）
 - 2) T.B.P.K.テンナコンさん（ポロガハウエラ市地区開発担当）
 - 3) パデウィガンバラ・グナラタナさん（バルンガラ村山寺僧侶）
 - 4) インデュニル・サンパットさん（バルンガラ地区担当職員）
 - 5) アルンダディさん（バルンガラ村住民 タンク土地提供者）
ポディシンニョさん（バルンガラ村住民 水道組合）

ソピノーナさん（バルンガラ村住民 一番古い住民）

6) S.T.さん（命の水プロジェクト賛同者 アジアの水道・土木専攻）

- 4 山頂に設置されたタンクから各家庭へは、ポロガハウエラ議会がパイプを敷くこととなっている。
- 5 http://www.worldlibrary.org/articles/treaty_of_san_francisco
- 6 <http://www.yomiuri.co.jp/local/shizuoka/feature/CO007951/20140531-OYTAT50050.html>
- 7 安里有生の詩、長谷川義史の絵（ブロンズ新社）2013年6月23日慰霊の日に、沖縄県平和祈念公園での「沖縄全戦没者追悼式」で6歳の少年が朗読した詩を基にして創った絵本。
- 8 Mosse, David (2005) 'Cultivating Development: An Ethnography of Aid Policy and Practice' London and Arbor, MI, Pluto Press.
- 9 佐藤 寛 (2005) 『開発援助の社会学』世界思想社。

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

1. 目的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年2回発行する。

刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会とする）がその任にあたるものとする。

2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

3. 原稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究
- (4) 調査報告（現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など）
- (5) 実践研究報告
- (6) その他（書評、資料紹介、翻訳など）

4. 原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、(1)メールまたは(2)郵送で提出する。

- (1) メール：電子メールの添付ファイルとして原稿および投稿票を提出する。
- (2) 郵送：記録媒体（CD、USB等）および印刷された原稿1部に投稿票を添付して送付する（当日消印有効）。

5. 原稿の締め切り

毎年、5月末日及び11月末日を原稿提出の締め切りとする。

6. 原稿の種分けおよび採否

- (1) 原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
- (2) 原稿の採否については編集委員会が決定する。

7. 査読

原稿の採否について、特に3に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

8. 掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌2部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

9. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
- (2) 掲載された論文等は、インターネット上で公開される。
- (3) 本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈して下さい。

10. 原稿送付先

〒902-8521 沖縄県那覇市宇国場555 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』編集委員会宛
(tel 098-832-5599 fax 098-832-3220 メール chicken@okinawa-u.ac.jp)

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1. 使用する言語
原則的に日本語または英語とします。
2. 表題と著者名
和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。
3. 要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ
 - (1) 要旨
原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。
 - (2) 要約
和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。
英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけて下さい。
 - (3) キーワード
各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5語のキーワードを明記して下さい。
 - (4) 原稿の種類と長さ（和文）
400字詰原稿用紙換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。
 - ・「論文」：40～70枚＋要旨（150字）＋要約（600字程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「研究ノート」「判例研究」：20～50枚＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「調査報告」「実践研究報告」：20～30枚＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：10～20枚＋要旨（150字）
 - (5) 原稿の種類と長さ（英文）
 - ・「論文」：7,000語以内＋要旨（40語）＋要約（200語程度）＋和文要約（1,200～2,600字程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「研究ノート」「判例研究」：5,000語以内＋要旨（40語）＋要約（150語程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「調査報告」「実践研究報告」：3,000語以内＋要旨（40語）＋要約（100語程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：2,000語以内＋要旨（40語）
4. 書式
原稿の書式は以下の原則に従って下さい。
 - (1) ワードプロソフトはMS-Wordに限定します。
 - ・用紙：A4（横書き）。各頁には、通し番号を明記して下さい。
 - ・余白：上下左右すべて20mm
 - ・行数×文字数：40×40（1,600字）
 - ・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）
 - (2) 論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
 - (3) 研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
 - (4) 注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

5. 表記法

- (1) 英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。．。()＝などの記号類は、全角文字を用いて下さい。
- (2) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ1.(1)のように記して下さい。
- (3) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記して下さい。
- (4) 原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年 (1988年)」のように記して下さい。

6. 図表、写真

- (1) 図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい。
メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。(図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。)
- (2) 図表の頭に、「図1 世界の人口 (1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典) 厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。
- (3) 図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

7. 注、文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。
- (2) 本文注とする場合は「Carson (1962)」のように「著者名 (発表年)」を記して下さい。文献リストは、著者名 (五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『』で、論文名を「」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

8. 校正

著者校正を1回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

※原稿番号： _____

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※は編集委員会記入

著者名（連名の場合は全著者について） ①日本語 ②英 語	
表 題 ①日本語 ②英 語	
キーワード（5語程度） ①日本語 ②英 語	
文字数（図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。）	
原稿の種分け（著者希望） 1. 論 文 2. 研究ノート 3. 判例研究 4. 調査報告 5. 実践研究報告 6. その他（ _____ ）	著者連絡先 住所：〒 氏名： Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____
著者紹介（執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mailを執筆文章の1ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。） 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____ 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____	

(注) 原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、メールまたは郵送で提出する。

- (1) メール：電子メールの添付ファイルとして原稿および投稿票を提出する。
- (2) 郵 送：記録媒体（CD、USB等）および印刷された原稿1部に投稿票を添付して送付する（当日消印有効）。
送付先：〒902-8521 那覇市国場555 沖縄大学地域研究所 紀要編集委員会
Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220 E-mail: chicken@okinawa-u.ac.jp

編集後記

最近、全米でヒットしたテレビドラマに、「二人の刑事」（原題はTrue Detective、「真実の刑事」の意味）というシリーズがある。現在、シーズン2までがアメリカで放映され、日本でもケーブルテレビやインターネットテレビで順次放映されている。

そのシーズン1の舞台は、アメリカ合衆国のルイジアナ州南部である。ドラマは二人の刑事の回想から始まり、現在の連続殺人事件の真相へとつながっていく。だが、結局のところ、ドラマの核心にあるテーマは「人間の再生」である。ここであらすじを書くことは控えるが、興味深いのは、くたびれ果てた中年の男たちが、「どうせ人生こんなもんだらう」とか、「世の中どいつもこいつもくだらない」とか、そういう態度を繰り返しているながら、しかし、結局のところ、彼らが自己嫌悪によって自分を腐らせるとか、「自分はこの程度だ」とかという態度を改めていききっかけは、輝かしい自己実現の夢によって与えられるのではなく、実は、他人の死や他人の再生、つまり、自分以外の人の人生に照らして、自己を内省し始めるという点である。脚本家も監督も30代、主演の二人の俳優はともにアカデミー賞を受賞した50歳前後で、その映像と脚本、演技の重厚さには驚かされる。なにより、アンブローズ・ピアスやロバート・チェンバースといった作家によるアメリカの諷刺文学やホラー小説、ウィリアム・フォークナーやフラナリー・オコナーといった南部小説、ジェームス・エルロイのLA四部作のようなアメリカン・ノワール、また、「ツイン・ピークス」のようなテレビドラマ等々、さまざまな作品を想起させて飽きない。

同時に、このドラマが興味深いのは、舞台となったルイジアナのこの20年ほどの変化を背景としていることである。メキシコ湾に面したスワンプ（湿地）の共同体の村々は、温暖化による海面上昇やハリケーンによって疲弊し、過疎化している。90年代の製造業の衰退とコミュニティの衰退の上に、2005年のハリケーン・カトリーナが襲来、ルイジアナやミシシッピ、テキサスの南部は壊滅状態になった。ドラマは、カトリーナ襲来の数年前と数年後を交差させて描いているが、風景のそこそこに災厄の傷痕が映し出される。

もちろん、この作品は娯楽作品である。だから、社会問題の解決には何ら結びついたりはない。だが、私が感心したのは、このような娯楽作品であっても、経済や環境、政治の貧困のために傷ついた地域社会を丁寧に描く、そうしたクリエイターたちの歴史や社会に対する観察や洞察の深さである。グローバル化と現代化のなかでローカルな地域社会にもたらされた傷みの痕をまさに撫でているかのようである。

映像に映し出されたスワンプの風景を見ながら、率直には応え難い問いが浮かんだ。作者が沖縄出身であれ、県外の出身であれ、沖縄を舞台にしたり、島のコミュニティを舞台にした娯楽作品は増えているし、本当の「沖縄」を描きたいと思う作家も多いが、その内容は実際のところどうなんだろうか、と。

（若林千代／法経学部教員）

『地域研究』 No.17

編集委員長 田里 修（沖縄大学・地域研究所所長）
発行日 2016年3月
発行 沖縄大学地域研究所
〒902-8521 沖縄県那覇市字国場555
電話：(098) 832-5599
FAX：(098) 832-3220
E-mail：chiken@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本 株式会社 国際印刷
〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1-13-9
電話：(098) 857-3385
FAX：(098) 857-3892
E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No.17

